

名古屋音楽大学
自己評価報告書
〔日本高等教育評価機構〕

平成 21 年 6 月
名古屋音楽大学

目 次

． 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	1
． 名古屋音楽大学の沿革と現況	6
． 「基準」ごとの自己評価	
基準 1 ． 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	8
基準 2 ． 教育研究組織	11
基準 3 ． 教育課程	21
基準 4 ． 学生	38
基準 5 ． 教員	49
基準 6 ． 職員	57
基準 7 ． 管理運営	62
基準 8 ． 財務	70
基準 9 ． 教育研究環境	77
基準 10 ． 社会連携	88
基準 11 ． 社会的責務	95
． 特記事項	101

・ 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 建学の精神・大学の基本理念

「優れた技能を持つ音楽家及び深い洞察力と幅広い演奏能力を備えた音楽教育者を養成するとともに、専門的教養を目指す者など各般の要望にこたえるべく技術者教育の充実とともに音楽を通じて人間性の陶冶を計る」という趣旨のもと、昭和40(1965)年4月、名古屋音楽短期大学が開学した。中部地域の音楽専門教育の草分けの任を果たした名古屋音楽短期大学は、昭和51(1976)年4月、名古屋音楽大学へと生まれ変わり開学した。名古屋音楽短期大学は、開学当初より将来計画として、より高次の教育機関である4年制大学の設置を目途としており、この実現は、名古屋音楽短期大学の10有余年の功績が高く評価された結果であるとともに、さらなる音楽文化向上に寄与するものとして地域の期待を担うことであった。

本学は、同朋学園に所属する機関である。本学園は、本学の他に同朋大学、名古屋造形大学、同朋高等学校、同朋幼稚園を有する教育の総合学園であり、親鸞聖人が教えられた「同朋和敬」の精神を建学の精神としている。今日、本学園は、時代の要請に応え、この「同朋和敬」の精神を分かり易く「共なるいのちを生きる」という言葉に置き換え、この精神の一層の涵養と具現化に精進している。かつ学校法人同朋学園寄附行為に「いのちを尊ぶ人間性豊かな人材を育成することを目的とする」とあるように、いのちの大切さの教授を教育の根幹としている。人間は文字通り一人では生きられない関係的存在であり、それが私たち人間のあり方に他ならない。今日、多様化する社会において関係的存在を生きる私たちは、他者との間に確かな結びつきを持つことが肝要である。「共なるいのちを生きる」とは、現代社会が内包するいのちの諸課題にいかに応えていくかということを明確に指し示している。

本学の教育は、この建学の理念を普遍的に展開し、今日社会に音楽を通じて具現することであり、徹底した人間教育にその特長がある。よって、本学の学則第1条には「仏教精神により真理を探究し、創造の精神を高揚して、現代に生きるまことの人間知性を開発するとともに、音楽に対する洗練された感覚と深い洞察の眼をもって、未来を志向する芸術性豊かな人材を養成する」と明記する。本学教育の基調は高度な音楽教育に徹し、かつ親鸞聖人の「共なるいのちを生きる」の精神による真の人間性の育成及び情操豊かな人材を養成することであり、よって社会及び音楽芸術分野に有為なる人材を輩出することにある。なканずく、音楽は古代より人間教育に深い繋がりを持ち、音楽による情操教育は必要欠くべからざるものであった。音楽の根源は音の組み合わせであり、和すなわちハーモニーの世界の競演である。幾多の音の個性を尊重しつつ、それらの音のハーモニーにより絶妙なる音の世界を具現化するのである。ハーモニーこそが和の心であり、「共なるいのちを生きる」とはこのことの実践でもある。これらのことは本大学に学ぶ学生そして教職員が一体となり、音楽芸術の研鑽を積み重ねる中で、自己の理想を掲げ、そのことをひたすら探求する歩みを通じて実現されるのである。そのためには、「人としての心の豊かさ」を育成すること、音楽という芸術を探求することにより、優れた感性と見極める力の涵養が必然であり、本学の教育が目途とするところである。

2. 大学の使命・目的

本学の開学以来 40 有余年の歩みは、多様に移り変わる社会に対応しつつ、現状を不断に検証し、改革改善に専心してきた。しかしこの間、社会の変遷は加速的であり、それにつれて音楽大学のあり方もその変化に迅速に対応することが余儀なくされてきた。ある意味では中長期の展望を期しての方策よりは、可及的対応を行ってきた。大学キャンパス及び校舎等諸施設は耐震化工事を始め、より学びやすい環境を提供することを旨として総合的な整備計画のもと改善を図ってきた。また、教育内容においては、学部及び学科構成の改組、幅広い教育領域の拡大、入学制度等に年々整備充実を図り、18 才人口の激減及び音楽分野のニーズの多様化時代に沿ったきめ細かい施策を果敢に断行してきた。

本学が掲げる大学の使命と目的は、建学の精神である「共なるいのちを生きる」の発揚であり、人間性豊かで音楽専門能力の溢れた人材を育成し、もって地域社会の音楽文化向上に貢献することである。本学の前身である名古屋音楽短期大学は中部地域の音楽専門の高等教育機関として開学し、地域の期待を担いつつ、その草分けの任を果たしてきた。その間、音楽人口の底辺の拡大とレベルアップを図る意味で音楽教育者の養成及びオーケストラ、吹奏楽や室内楽、そしてオペラ公演等の演奏活動を積極的に実施し、地域社会の音楽文化の向上に貢献してきた。中部地域の音楽文化において、本学が果たしてきた役割は多大なものであったと自負している。また、学生は各種の演奏会を体験することが可能となり、演奏会開催の諸準備から舞台上での進行を含めたマネージメント等の多様な実践的体験を学習し、卒業生は社会の即戦力として期待を担うこととなった。さらに本学教育の特長とする人間教育に力を注いできた。具体的には、人間性豊かな人材育成のための研修及び時代の要請である国際化に対応した各種企画を実行し、それらの期待に応えてきた。本学は、これらの企画を常日頃から学生の側の視点にたち、学生のニーズに応えつつ、果敢に改革改善を実施してきた。

しかし、今日時代は多様に変化し、合わせて、大学進学を志す人々にも、その周辺環境に大きな変化が生じてきた。18 才人口の減少は顕著であり、それにともない、志願者の大学を志望する動機や大学に求める願い等、社会現象と同様に多様化が見られる。本学はこのような状況に敏捷に対応することが、時代に相応した大学としてその使命を果たしていくことと考え、そのコンセンサスのもと、次のような指針を設定し、教職員一丸となって改革改善の歩みを果敢に断行してきた。

音楽芸術の極致を希求し、その教育改革には理念とビジョンを失わないこと。そして音楽専門の最高教育機関としての責任を果たしていくこと。

小規模校として特長を生かし、更なる建学の精神の発揚により、人間相互のコミュニケーションを大切に人間教育に専心する。特に学生は大学の中核となる存在であり、教職員は常にサービス精神をもって学生に対応する。

学生の進路指導体制を充実し、卒業後に将来に明るい展望を持つことができるよう手厚い支援をする。

大学が果たす役割として積極的に社会及び地域社会に貢献する。

本学はこれらの指針を基軸として、幾多の議論を経て、改編を行ってきた。その結果、今時は 1 学部 1 学科に改編し、音楽学科に 16 のコースを設けた。これらの試みは、それぞれに音楽分野の専門性を極めることに止まらず、各分野の相互交流を促進し、新しい音楽

分野の開発にも寄与することとなった。その結果が16コースの設置であり、音楽単科大学ではあるが、音楽に関わる諸領域を包括する大学として新しい音楽文化の発信に貢献し、かつ音楽全般にわたり質的向上を図りつつ、学生の教育支援と教育環境の充実に努力してきた。中でも邦楽コース、舞踊・演劇・ミュージカルコース、ジャズ・ポピュラーコース、電子オルガンコース、コンピュータミュージックコース、音楽療法コース、音楽ビジネスコース等は、現代社会に即応した内容であり、そこに用意される教育課程は、学生が自ら選択し、考え、判断、実行していく学びを可能としている。そして卒業後は、音楽文化を通じて社会貢献できる有為な人材を世に送ることが本学の教育の目指すところである。

そのために、本学教育は教養教育にも力を注ぎ、豊かな教養と高度の専門教育を身につけるためのカリキュラムを提供してきた。時代は大きく変遷し、教養教育を一元的にとらえられなくなっている現在、文部科学省が答申する教養教育の将来像にも指摘されるように、多様化を前提とした大学像とそれにとまなう教育目標の設定は、各大学の責任である。本学はこのことに注視し、教養教育の充実に努めてきた。

その基本方針は、平成20(2008)年中央教育審議会で答申された「学士力答申」により明らかにされた以下の点を重視している。

知識・理解(多文化・異文化に関する知識の理解、人類の文化・自然に関する知識の理解)

汎用的技能(コミュニケーション・スキル、数量的リテラシー、情報リテラシー、論理的思考力、問題解決力)

態度・志向性(自己管理能力、チームワーク、リーダーシップ、倫理観、市民としての社会的責任、生涯学習力)

総合的な学習経験と創造力・思考力

これらの内容には、従来、教養教育ではあまり取り上げてこられなかったスキルや態度・志向性等が含まれ、さらに外国語や情報活用能力等のスキル訓練の比重が増し、新たな教養教育の展開にも柔軟に対応している。

3. 大学の個性・特色

(1) 質の高い音楽性と豊かな人間性を享受し、音楽力の秀でた人材を養育する清新で自由なキャンパス

本学の最大の特色は、その自由で明るい創造性に溢れた学風である。レッスン教員の自由選択制、講義の完全セメスターの導入及び自由選択科目の充実とその自由な履修、すべての専攻生に開かれた副科実技の履修等は、学生の自由な学びを尊重したものである。その結果、豊かな人間性と高い音楽性を享受している。近年学園が推進するキャンパスの総合整備計画は、音楽力の秀でた人材を育成するために、清新で自由な雰囲気が漂い、音楽の響き渡るキャンパスライフを創造するものである。そのような環境の中で質の高い音楽性と豊かな人間性を育てて行く。

また、講義及びレッスン科目においては、セメスター制の導入により各学期の講義科目及びレッスン等の履修登録には学生に遺漏のないように教職員一丸となってそのケアにあたり、諸手続きがシステム化する中で学生に対する支援体制が充実していることも本学の特長である。

(2) 未来力のある音楽の総合大学

本学の音楽学科では、従来の演奏及び音楽教育コースに新たなる音楽系コース、すなわちギター・マンドリン、邦楽、舞踊・演劇・ミュージカル、ジャズ・ポピュラー、音楽療法及び音楽総合コースや音楽ビジネスコースまで幅広いジャンルの16コースを設置し、学生の希望や好みにあったコースを選択可能とした。さらに、各コースは専門実技を中心に専門性を高める履修を中心とするが、合わせてさまざまな音楽のジャンルを身につけるために横断的に学ぶことが可能であり、その意味において、音楽の総合大学と言える。学生は専門コースの他に、他コースの講義を聴講したり楽器を実習したりする機会を持ち、その結果、多くの音楽を愛する学友から異なった刺激を受け、総合的に音楽力を向上させ成長することができる。また、そのことにより啓発される場合は、コース変更も可能であり、学生のニーズに応じた対処が認められている。未来力ある選択を実現する音楽の総合大学と自負する所以である。

(3) 多様な音楽界のコラボレーションにより異文化の協同を図る大学

今日世界は多様化するとともに、改めて平和世界の実現が希求される。そのためには、各国各民族はそれぞれの立場や差異を超え理解し認め合うことが求められている。時代はまさに異文化コラボレーションを求めており、その意味では、音楽世界はコラボレーションの先駆者と言える。本学園が所属する真宗大谷派が先年御遠忌法要の際にテーマとした「バラバラでいっしょ。差異(ちがい)を認める世界の発見」の言葉は、まさに本学が教育の基調とするところである。学生の一人ひとりを大切にする教育、そして一人ひとりの学生はお互いの立場を理解するとともに、今ある自分自身の姿を見きわめていく眼を開いていくことである。人と人とが差異を超えてコラボレーションするには、そのような基礎的人間教育が必要であり、すでに建学の理念の発揚において述べたごとくである。

本学は音楽学科に16コースを設けるが、これらのコースは横断的に学ぶことが可能である。よって多様な民族音楽からクラシック音楽そして現代音楽と、時代を超え民族国家の枠を超えて様々な楽器に触れることができる。新たなる挑戦として異なった楽器を組み合わせ協同演奏すること、すなわちコラボレーションの先駆者になる学びが可能である。

(4) 憧れを具現化する大学

本学は、音楽に憧れ、将来を音楽に託した学生に未来に繋がる夢と希望を具現化して行く。音楽という芸術を追求していくことは、何よりも優れた感性とエネルギーが必要である。そして、弛みのない信念と夢を持ち続けることが大切であり、それらは日々学生生活における感動、そして既成の概念にとらわれない自由で意欲的な体験から生まれるものである。本学が教育の基本とする「知る」ことから「分かる」こと、すなわち体験的教育の目指すところである。

それらを実現するために各コースにバラエティーに富んだ充実の演奏会の数々が開催される。これらの多彩な演奏会は、学生諸氏にステージに立つ緊張と感動と喜びを享受する。さらに学生は、在学中、常にステージに立つことへの憧れを持ち続け、音楽芸術道に未来を指向するエネルギー、すなわち未来力を培養し、維持し続けることができる。

(5) 地域とともにある大学

本学は開学以来、「地域と共にある大学」をモットーに、本学が有する施設及び人的資源を地域社会に進んで提供してきた。特に、名古屋市内にキャンパスをおく数少ない大学

として、地の利を生かした諸企画は多くの聴衆が集まり、多様な企画を実施している。例えば、講義の聴講生への開放、音楽アカデミーの開設、音楽の出張演奏会、音楽講師の派遣指導及び音楽ホールや教室の使用等、地域社会の要請に応じて貢献してきた。これらの活動は多くの地域住民に評価される場所であり、その要請と期待度は日増しに高まりを示している。その結果として、地域の自治体の要請を受け、多くの機関と協同して演奏会や講演会を開催している。

(6) 人との出遇いを創造する大学

本学は、世界に活躍する音楽家を招聘し、世界一流の音楽家たちとの出遇いを演出する。海外から招聘する著名な芸術家の演奏会は、単なる鑑賞に止まらず、学生には公開レッスン等を実施し、貴重な体験の場ともなっている。また、国内外から客員教授を招聘し、著名な芸術家との直接の触れ合いを通じて音楽の極致を体感させている。

(7) 国際交流に貢献する大学

国際化時代の期待に応えるため、海外からの留学生を積極的に受け入れる体制を整備している。そのために海外の音楽系大学及び音楽教育機関との連携や提携を促進する。本学の学びは西洋音楽のみならず、伝統的に日本の古典音楽及び世界の民族音楽等の研究・教育にも専念してきた。そして、海外との文化交流事業にも積極的に取り組み、過去にハワイ演奏会、ロサンゼルス演奏会、インドネシア交歓演奏会、バンコク演奏会等を開催し、国内においては、国内外から民族音楽の演奏家を招聘しての公開レッスンや演奏会等も実施してきた。

同朋学園は仏教精神に基づく教育を基調としていることから、名古屋音楽短期大学開学以来、アジア地域の民族音楽の研究にも力を注いできた。例えばインドネシア、タイ等の国々には演奏旅行に出かけ、日本の伝統音楽を中心とした演奏会を開催し日本の伝統文化の宣揚と理解に努め、さらにお互いの文化を紹介しあう交歓演奏会を開催し国際文化交流と親善に貢献してきた。本学には、インドネシアの民族音楽のガムラン演奏がカリキュラムに導入され、現在、そのグループは国内外を駆け巡り演奏を行っている。音楽文化を通じて本学が国際交流に果たす役割がますます期待される場所であり、さらなる精進を図っている。

・ 名古屋音楽大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の沿革については、次のとおりである。

<p>1826年9月 名古屋東本願寺掛所（現名古屋東別院）内に「閑蔵長屋」の創設</p> <p>1921年6月 「真宗専門学校」の創立</p> <p>1950年4月 現在地に移転</p> <p>1951年3月 法人名を財団法人真宗専門学校から学校法人同朋大学に名称変更</p> <p>1965年4月 法人名を「学校法人同朋学園」と改称し、「名古屋音楽短期大学」（音楽科）の開学。入学定員50人</p> <p>1967年4月 名古屋音楽短期大学に専攻科の開設</p> <p>1973年1月 名古屋音楽短期大学音楽科入学定員増（50人 100人）の認可</p> <p>1976年4月 名古屋音楽大学の開学。音楽学部に器楽学科・声楽学科・作曲学科・音楽教育学科の開設。入学定員100人</p> <p>1978年3月 名古屋音楽短期大学の廃校</p> <p>1981年1月 名古屋音楽大学音楽学部入学定員増（100人 150人）の認可</p> <p>1985年1月 音楽学部の期間付入学定員増（150人 200人）の認可</p>	<p>1987年4月 名古屋音楽大学に大学院音楽研究科（修士課程）の開設。入学定員12人</p> <p>1992年10月 成徳館（レッスン棟）の竣工</p> <p>1994年4月 音楽教育学科から音楽学科に名称変更。音楽教育コース・音楽学コース・電子音楽コースの開設</p> <p>1995年6月 創立30周年記念式典の挙行</p> <p>2000年4月 完全セメスター制による新カリキュラムの実施</p> <p>2001年4月 大学院の入学定員の増員（12人 18人）</p> <p>2002年4月 名古屋音楽大学に音楽公演センターの開設</p> <p>2005年9月 「Do プラザ閑蔵」（図書館、多目的ホール、ギャラリー等から成る複合施設）の竣工</p> <p>2007年4月 名古屋音楽大学の音楽学部の改組（器楽・声楽・作曲の3学科の募集を停止し、音楽学科に統合） 名古屋音楽大学附属音楽アカデミーの開設（音楽公演センターの閉鎖）</p> <p>2008年11月 博聞館（300席の音楽専用ホール、アンサンブル室、練習室等から成る新校舎）の竣工</p>
--	--

2. 本学の現況

本学の現況は、次のとおりである。

- ・対象大学名 名古屋音楽大学
- ・所在地 名古屋市中村区稲葉地町7 - 1
- ・構成
学部

学部名	学科名	コース名
音楽学部	音楽学科	ピアノコース 管楽コース 弦楽コース ギター・マンドリンコース 打楽コース 邦楽コース 声楽コース 舞踊・演劇・ミュージカルコース 作曲コース コンピュータミュージックコース 電子オルガンコース ジャズ・ポピュラーコース 音楽教育コース 音楽療法コース 音楽総合コース 音楽ビジネスコース

大学院

研究科名	専攻名	課程
音楽研究科	器楽専攻 声楽専攻 作曲専攻 音楽教育学専攻	修士課程

学生数、教職員数〔平成21(2009)年5月1日現在〕

学生数 = 音楽学部 600 人、音楽研究科 56 人

教員数 = 本務教員 33 人、兼務教員 139 人

職員数 = 本務職員 16 人、その他(嘱託、非常勤、派遣等) 17 人

・「基準」ごとの自己評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

1-1の視点

1-1- 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

(1) 1-1の事実の説明(現状)

名古屋音楽大学の教育は「仏教精神により真理を探究し、創造の精神を高揚して、現代に生きるまことの人間知性を開発するとともに、音楽に対する洗練された感覚と深い洞察の眼をもって、未来を指向する芸術性豊かな人材を養成する」という理念に立脚している。

そのために徹底した人間教育が求められ、本学園の建学の精神である「共なるいのちを生きる」の実践的教育を実施している。これらの建学の精神及び教育の基本理念は、「名古屋音楽大学学則」及び「名古屋音楽大学大学院学則」に明示する他に、大学案内及び諸刊行物、そして大学のホームページ等にも掲載し、学内外に周知している。

さらに、学内においては入学式及び入学時の真宗大谷派名古屋別院（名古屋東別院）の参拝に始まり、在学中における本学独自の「謝徳会」及び「報恩講」等の宗教行事、そして卒業式等の諸行事には本学園理事長及び本学学長・来賓から建学の精神及び教育の基本理念を踏まえた訓辞を行い、建学の精神である「共なるいのちを生きる」を訓辞し、さらなる人間力の陶冶に努めている。また、授業科目として「音楽と人生」を開講し、「共なるいのちを生きる」をテーマに学内外から多彩な講師を招聘し、多様な分野の視点から講義を行っている。

(2) 1-1の自己評価

本学は音楽を専門とする単科大学である。音楽を志す学生にとって、その専門性を探求するとともに音楽家としての人間性の陶冶が本学教育の特色である。かかる意味において、それらを実現するための現行の諸行事は、主旨を踏まえた改善がなされるべきである。

在学中、学生が体験する各宗教行事は卒業要件となっており全員出席を旨としている。各宗教行事の儀式は厳粛なる式次第をもって行われるが、建学の精神である「共なるいのちを生きる」の真意が学生に伝わっているかどうかについて確認する必要がある。近年、このことを考慮し式次第及び内容に工夫を凝らし、よりその意義を発揚すべく改善に努める。

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

今後の計画としては、本学の建学の精神である「共なるいのちを生きる」の教育をさらに進めて行くことである。学部、大学院、音楽アカデミーの教育理念は、音楽を極めて行くと共に未来を指向する芸術性豊かな人間力の陶冶であり、そのために学生のみならず、すべての教職員に至るまで精神力の高揚を図る教育の実践及び講習会を行う。

学外においては、社会の趨勢を鑑み、ますますその重要性が求められるところであり、本学の存在意義が明確になってきた。それらの期待に応えるべく、対外的活動である音楽

アカデミーの運営及び演奏会・講演会を通じて、それらの内容の精度を高め、より充実させることに専念する。

1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

1-2の視点

- 1-2- 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。
- 1-2- 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。
- 1-2- 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

(1) 1-2の事実の説明(現状)

学則第1条において、本学の建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的を明らかにし、かつ大学院規程の第2条において、大学院教育の使命・目的を明示している。特に大学院を設置した主旨を「学部において修得した一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野並びに教育実践の場における理論と応用の研究能力を高め、もって教育研究を推進し得る能力を養うことを目的とする」と定めるように、より高次の音楽道を追求する。そして、これらの使命・目的を成就するためには、日常における講義及びレッスンの充実が肝要であることは言うまでもない。本学はそのために、日頃の研究成果の発表の場としての演奏会を開催する。学内外の演奏会は頻繁であり、昨年は、学校主催の演奏会だけでも19回を数え、本学音楽教育及び人間教育の成果を公表している。

学生及び教員については報恩講や謝徳会の宗教行事において、建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的に関する講話を行い、理解を深めることに努めている。また、職員に関しては本学園が行う職員研修会等の機会を利用し、事あるごとに理解を深めるよう努めている。

学外においては、大学の広報誌『めいおん』や大学案内、ホームページ及び名古屋音楽大学附属音楽アカデミーの案内、演奏会のプログラム等あらゆる機会を利用し、本学の建学の精神及び大学の理念に基づく使命・目的を記載している。しかし、現実的には一般によく浸透しているとは言えない。演奏会の公開と共に、本学の建学の精神及び大学の理念を地域社会に浸透させるための広報のあり方を考慮する必要性を感じるのである。

(2) 1-2の自己評価

本学の大学の使命・目的は明確に定められており、学則及び大学案内、ホームページ等の広報誌にも公に明示している。しかし、近年の音楽界を取り巻く状況を鑑みるに多様化した需要に対応することが肝要である。現状は、そのための努力に欠けるところがあり、多様な人々に理解を容易にする平易な表現が必要であることを痛感している。学内において、学生及び教職員への周知に関しても、歴史と伝統のみが優先し、言葉が形骸化するきらいがある。個々の意志や人格を尊重しつつ、押しつけにならないような周知のあり方を模索すべきである。

学外においては、その重要性を十分に理解し、本学の存在意義を具現化することと認知している。そのため、演奏会や講演会及び大学案内、ホームページ等のあらゆる機会を利用し周知を試みているが、より広く徹底していくことが望まれる。

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

本学の将来に向けての改善や向上には、学生及び教職員と協力し、継続した粘り強い努力の積み重ねが必要である。学内において本学の建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確にされないことには、学外に発信することは不可能であるとともに、本学の発展向上はあり得ない。学生及び教職員一同がかかるとの共通意識のうえに立ち、不断の努力を継続していくことであり、そのためには定期的に開催する現行の諸行事のさらなる充実を志向して行く。

特に宗教行事においては、単にセレモニーに終始するのではなく、音楽大学としての特性を生かし、本学の建学の精神及び基本理念を音の媒体でもって表現するような、個性ある内容にて開催する等、新たなる試みを果敢に推進して行く。

学外においては、本学より発信する現行の諸広報活動、特にホームページ等の内容の精度を一層に向上させることが肝要であり、さらなる精進に努める。

[基準1の自己評価]

本学の建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的は、本学の学則や大学案内、ホームページ等に広報し、不断に努力を重ねている。各広報誌には、その編集にあたり、時代の趨勢を考慮しつつ、社会のニーズに応じた機敏な対応に努めている。また、本学園の理事長及び本学学長はじめ諸行事の訓辞には、それらに関連した内容の話をし、かつ公開講座等のあらゆる機会を利用し、各界から多様な講師を招聘し、あらゆる視点と角度からの周知に心がけている。しかし、現状では、それらの目的が十分に果たされているかということ、未だ十分とは言い難い。

特に「共なるいのちを生きる」という言葉は、その意味において深遠なるものがあり、ともすれば言葉のみが一人歩きするきらいがある。本学は、その理解を促すために、より懇切丁寧な説明と不断の努力が必要であると考えている。本学の建学の精神及び大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的の周知のために、学内外ともに新たなる方法を創意工夫し、より理解しやすい内容での提供が課題である。

[基準1の改善・向上方策(将来計画)]

今後は、学内外に本学の建学の精神及び大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的を考える機会を増やし、その実をあげるための創意工夫をし、その成果を諸行事に反映して行くことである。学内においては、本学の建学の精神及び大学の基本理念を簡潔にあらわしたリーフレット等を作成し、さらに日常的にこのことを浸透させるための方策として、カリキュラムに反映させるような改善をして行く。

また、学外においては、新しいメディアの活用、及び既存の広報誌の検証を図り、内容のさらなる充実を図る。特にホームページの内容には、より斬新なアイデアを企画し、本学の存在意義の周知に努める。

基準2．教育研究組織

2-1．教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

2-1の視点

2-1- 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

2-1- 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

(1) 2-1の事実の説明(現状)

本学の教育研究は、学則の第1章総則第1条に記す「名古屋音楽大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、仏教精神、ことに親鸞聖人の同朋和敬の精神により真理を探究し、創造の精神を高揚して、現代に生きるまことの人間知性を開発するとともに、音楽に対する洗練された感覚と深い洞察の眼をもって、未来を指向する芸術性ゆたかな人材を養成する」とあるように、同朋学園全体の建学の理念である親鸞の同朋精神を基底に据えながら、音楽教育を運営すべく大学の組織を構成している。

現在の教育研究組織は、データ編資料2-1に示すごとくであるが、音楽学部と大学院音楽研究科を基本とし、その教育研究を支える附属機関として同朋学園大学部附属図書館を設置している。また、音楽教育の研究機構として大学附属の名古屋音楽大学附属音楽アカデミーを設置している。

この組織に至るまでには、名古屋音楽短期大学を昭和40(1965)年4月に開学してから、昭和51(1976)年4月に4年制大学としての本学が開学するまでの11年間にわたる短期大学における教育の功績があった。そして、4年制大学として開学した後、11年を経て、昭和62(1987)年4月に大学院研究科を設置した。

<音楽学部>

本学は、昭和51(1976)年に音楽学部のみ単科大学として開学した。その時点では、器楽学科(定員55人)、声楽学科(定員20人)、作曲学科(定員5人)、音楽教育学科(定員20人)の4学科の組織であったが、平成6(1994)年4月に音楽教育学科を音楽学科に名称変更し、平成18(2006)年まで4学科の組織で運営した。この間に臨時定員増並びに恒常定員化などを経て、1学部4学科、入学定員は合計200人であった。

近年の入学者数の減少を背景とし、社会の変化や音楽分野の学問的な進展により、より機動的かつ柔軟な教育研究体制の整備が必要となってきた。そのことから、平成19(2007)年4月から器楽学科、声楽学科、作曲学科を募集停止し、教育課程、教員組織、施設設備などを音楽学科に発展的に統合した。このようにして、従来の4学科から音楽学部音楽学科16コースに改編した。また、入学定員においては、募集を停止した3学科の入学定員160人のうち140人を音楽学科に移行し、従前の音楽学科の入学定員40人を加え、180人に変更した。組織のスリム化と同時に定員規模の適正化を図り、現在に至っている。

<大学院音楽研究科>

音楽研究科は音楽学部の4学科に基礎を置く修士課程として、当初は器楽専攻(ピアノ・ヴァイオリン入学定員5人)、声楽専攻(3人)、作曲専攻(2人)、音楽教育学専攻(2人)の4専攻(入学定員合計12人)であったが、平成13(2001)年から器楽専攻(入学定員9人)、声楽専攻(5人)、作曲専攻(2人)、音楽教育学専攻(2人)の4専攻(入学定員合計18人)によって組織の運営を行っている。

本学は平成19(2007)年4月に音楽学部を1学科にスリム化したが、研究科については、それぞれの専攻を重視する考え方によって、従来の組織を継続している。

<同朋学園大学部附属図書館>

本学の図書館は、名古屋キャンパスにおける同じ学園内に所属する同朋大学とともに運営する図書館である。この図書館は、平成17(2005)年に完成した「DOPラザ閣蔵」の3階から5階の3フロアに配置している。両大学それぞれの専門性や特徴を明確にするために、両大学から選出された運営委員並びに選書委員が図書館運営を行っている。音楽関係の学習・研究を支える資料としては、視聴覚資料の充実に力を入れている。「DOPラザ閣蔵」の新築時においては、視聴覚資料(3万6千点)の収蔵と利用を特に考慮し設計を行っている。

<名古屋音楽大学附属音楽アカデミー>

学則に定める研究機構の具体的な活動として、平成20(2008)年度から新たに名古屋音楽大学附属音楽アカデミーを開設している。これは、「音楽教室」並びに「巡回公演」の運営を通して、教育・研究の向上と地域社会の音楽文化の振興に寄与することを目的としたものである。

「音楽教室」においては、子供から大人まで幅広く音楽を学ぶ場として、実技レッスン、コーラス、各種講座などのプログラムの提供は、次のとおり行っている。

〔音楽アカデミー「音楽教室」プログラム〕

個人レッスン	ピアノコース
	管楽コース
	弦楽コース
	声楽コース
グループレッスン	コーラス
	ソルフェージュ
その他	各種講座を随時開講予定

レッスンは基本的に月3回・土曜日に開講

「巡回公演」は、主に本学の学生及び研究員が中心となって小学校、中学校、病院や福祉施設等の音楽を求める所へ赴き、音楽の楽しさや喜びを伝える演奏活動を行っている。

なお、この名古屋音楽大学附属音楽アカデミーの活動実績等の具体的な内容については、特記事項に記述している。

(2) 2-1の自己評価

本学は音楽を専門とする単科大学であり、その専門性を探求するために少人数教育を基本とし、そのための教育組織は概ね適切な規模・構成を保持している。現在、音楽学部は音楽学科 16 コースを設置しており、これらの教育研究組織の運営についても小規模校の特色を生かし、全学的コンセンサスを図りながら行っている。総じて、大学運営は各組織との調和を保ちつつ、関連性を重視した機構運営がなされている。

大学院においても学部と同様であり、円滑で民主的な運営がなされている。

学部の収容定員は、入学者数の減少を勘案しながら設定してきているが、現状には適合していない。より機動的かつ柔軟な対応が喫緊の課題となっている。

他の諸機関の規模と構成は、それぞれに学部・大学院と密接な連携を保ちつつ適切に運用されており、その所期の目的を十分に果たしている。

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

収容定員を相当数割り込んでいる現状を改善するために、教授会及び各種委員会にて全学的規模の検討を行い、危機意識の共有を図るとともに早急に具体案を策定する。また、入試広報による広報活動のみに依存することなく、各機関を通じて、特に外部へのサービス組織である名古屋音楽大学附属音楽アカデミーが実施する「音楽教室」「巡回公演」の機会を利用し、積極的に広報活動を展開する。

重要なことは、本学関係者一同が危機意識を共有し、全学的に広報活動に携わることである。それぞれが広報活動を不断に検証しながら改善に努めることであり、具体的には学年度初期の時点での学校訪問を頻繁にし、そのための情報の収集及び連絡網を集約する組織を設ける。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

2-2の視点

2-2- 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2-2- 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2-2の事実の説明(現状)

大学教育の目的は、「学校教育法」の第 52 条で「大学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定めている。また「大学設置基準」の第 19 条第 2 項で、専門の学芸を教授するとともに「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」と述べ、大学教育における教養教育の重要性を強調している。本学は前項でも述べたとおり、建学の精神に基づき、使命・目的において「人間性豊かで音楽の専門能力の溢

れた人材育成」を目途としている。その意味でも人づくりのために果たす教養教育の責務は多大であり、従来よりその点に留意したカリキュラム構成を行ってきた。特に、本学の教養教育科目の構成は、教養教育の果たす目的を「他者との共生する人材の育成」とし、そのための感性や知識を育む内容である。

本学の教養科目は卒業に必要な 124 単位のうち最低 26 単位となっており、そのうち 6 単位は語学科目である。

教養教育科目は総合教育科目と語学教育科目に分かれる。音楽大学という専門性を重視するため、総合教育科目は 1 年次に集中しており、2 年次対象には 3 科目、3 年次対象には 8 科目の開講であるのに対し、1 年次に 35 科目と、全体の 4 分の 3 以上を占める。その内訳は宗教系、医学系、法学系、倫理系、文学系、美術系、歴史系、経済系、数学系、情報系、そして体育系となっており、音楽大学が手厚くする人文科学分野以外の社会科学、自然科学分野も網羅している。カリキュラム上、1 年次に教養教育科目が集中するため、比較的履修に余裕の出る三年次で「生命と地球環境」「人間と宗教」「現代日本と政治」「人間と社会」「エネルギーと自然環境」「いのちと倫理」「現代社会と政治」「現代社会と生活」という 8 科目を開講し、特に社会科学、自然科学分野の学びが軽視されないためのカリキュラムを構成している。また、特徴あるカリキュラムとして「総合科目」を開講している。この講座は「音楽と人生」をテーマにして、本学教員及び学外から多様な分野の講師を招聘し、音楽と人生に関する講義を行う。本学の教育の基本理念とする「共なるいのちを生きる」の実践教育の講義となっている。

本学教養教育の特長とするところは語学教育科目の充実である。国際化時代の到来と共に、ますますその重要性が認識される現代、音楽大学においては語学教育の果たす役割は多大である。学修効果を高めるためには語学力のレベルアップが必須となる。本学は各語学分野に自ら母国語とする人材を配し、その指導に手厚く配慮している。語学教育科目は英語、イタリア語、ドイツ語、フランス語の 4 力国語が授業科目として開講されており、そのすべてに「基礎」、「中級」、「会話」の授業形態が用意されている(半期ごとに、)。イタリア語のみは「会話」が～まで設定されている。

総合教育科目を担当する専任教員は 3 人で各々が自然科学、社会科学、人文科学を専門としている。カリキュラムの改善案は、部会長を通じて学務委員会へ上げられる。学務委員会において検討されたカリキュラムは、教授会を経て決定される。

平成 21 (2009) 年度に開講される教養教育科目の一覧は、次のとおりである。

〔教養教育科目一覧〕

		第 1 年次	単位	第 2 年次	単位	第 3 年次	単位
教養教育科目	総合教育科目	仏教学入門	2	健康と運動の科学	2	生命と地球環境	2
		宗教学入門	2	臨床医学各論	2	人間と宗教	2
		西洋の人間観	2	臨床医学各論	2	現代日本と政治	2
		精神保健	2			人間と社会	2
		障害児・者福祉論	2			エネルギーと自然環境	2
		医学概論	2			いのちと倫理	2
		一般治療学	2			現代世界と政治	2
		認知心理学	2			現代社会と生活	2
		性格心理学	2				

名古屋音楽大学

	音楽と人生	2				
	音楽と人生	2				
	日本国憲法	2				
	基礎法学	2				
	著作権法入門	2				
	情報と社会	2				
	経済学入門	2				
	社会福祉概論	2				
	文学入門	2				
	比較文学	2				
	美学入門	2				
	比較美術史	2				
	ヨーロッパ史入門	2				
	ヨーロッパ思想史	2				
	ヨーロッパ文化史	2				
	エコロジー入門	2				
	生活とエネルギー	2				
	数学と芸術	2				
	数学史	2				
	情報処理	2				
	情報処理	2				
	情報処理	2				
	スポーツとエクササイズ	1				
	スポーツとエクササイズ	1				
	教育と倫理	2				
	カウンセリング論	2				
語学 教育科目	英語基礎	1	英語中級	1	イタリア語会話	1
	英語基礎	1	英語中級	1	イタリア語会話	1
	イタリア語基礎	1	イタリア語中級	1	イタリア語講読	1
	イタリア語基礎	1	イタリア語中級	1	イタリア語講読	1
	ドイツ語基礎	1	ドイツ語中級	1		
	ドイツ語基礎	1	ドイツ語中級	1		
	フランス語基礎	1	フランス語中級	1		
	フランス語基礎	1	フランス語中級	1		
			英語会話	1		
			英語会話	1		
			イタリア語会話	1		
			イタリア語会話	1		
			ドイツ語会話	1		
			ドイツ語会話	1		
			フランス語会話	1		
		フランス語会話	1			

は教職に関する科目

(2) 2-2の自己評価

教養教育科目は、在学期間の4年間のすべてを専門教育科目の修得に費やさざるを得ない音楽大学という学習環境において、最低限の教養を確実に学習するためのカリキュラムを用意している。1年次に多くの科目を配当することは、1年次で履修できないものは2年次、3年次に後送りができることを意味し、専門以外の学習がどうしてもおろそかになりがちな学生に複数の機会を提供できている。

語学教育科目の必履修単位の下限が6単位と低いため、語学単位未取得による卒業保留者は減っている。一方現状では、複数の言語を長く履修する学生は多くない。

イタリア語会話授業を手厚くしたことは、海外提携校である国際オペラアカデミーの「アルナルド・マントヴァーニ」への留学が可能なレベルの会話力獲得に貢献している。開講する語学科目を減らし、少ない科目をより深く学ばせるという施策に一定の成果が出ている例である。しかし、海外提携校が中国にあるにもかかわらず、中国語の講座がまだ開講できていない。留学の意志ある学生への援助として、中国語講座及び会話授業の開講を検討するべきである。

実技を伴う体育の授業では、音楽演奏のために身体機能に配慮したプログラムを学生が選択できる授業展開を行っている。体育の授業は学生には概ね好評をもって迎えられている。

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

総合教育科目には多彩な科目を用意できている一方、それが1年次に集中するためその中で履修できる科目数は限られる。単位数だけは20単位以上という下限が設定されているが、その内容が完全に学生に任されているため、効果的に運用できる(履修できる)ものと、そうでないもので学びの質に差が出てしまう。中長期を踏まえた検討をカリキュラム委員会において行っている。

科目の性質上、ほとんどが大教室での一斉授業となり、授業環境の整備は必須の条件となる。FDによる授業運営技法の向上が各教員に行き渡ることが強く望まれる。成績の評価を厳しくすることが、卒業できない学生を増加させることにそのまま繋がるため、成績評価に教員ごとの差が大きい。これらの項目にもFD委員会の検討の成果を待ちたい。

また、西洋古典音楽を学ぶために修得することが望ましい4カ国語を講座として開設している。一方、語学教育科目の最低単位数が6単位である点は改善の余地を残している。複数言語を中級まで履修することを必修の履修条件にすることへの検討が必要である。単に単位数を増やすだけでなく、語学を学ぶことへの動機付けを明確にし、多様な外国語科目の開設も視野に入れ検討を開始する。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

2-3の視点

- 2-3- 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。
- 2-3- 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 2-3の事実の説明(現状)

本学の運営体制は以下のとおりである。本学の運営は、各委員会から運営委員会、そして教授会という3つの段階を経て意志は決定される。

教育研究に関わる学内意志の最終決定は教授会においてなされる。教授会は専任の全教員によって構成され、現状では月に1度定例の会議が招集される。名古屋音楽大学教授会規程によると、教授会に付議する事項は、次のとおりである。

- (1) 学長候補選考に関する事項
- (2) 学則その他重要な規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 学科規程の編成及び履修に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 学生の入学、再入学、卒業、転学、休学、復学、退学及び除籍に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) その他学長の必要と認めた事項

教育研究にかかる規程の改廃は、教授会における過半数の賛成をもって決定する。

規程によって示される、総論の運用に関する各論を議論する場合は、主に学務委員会がこれにあたる。学務委員会は学長、学部長、部会主任(2人)、部会代表(各2人)、学務部長の9人で構成される。審議する内容は、次のとおりである。

- (1) 教授会より付託された事項
- (2) 学務部より付託された事項
- (3) カリキュラムの改善及び実施に係わる事項
- (4) 総合科目の企画及び運営に係わる事項
- (5) 特待生の選考に係わる事項
- (6) 奨学金貸与に関する事項

学務委員会は逐次開催されるが、月に1度の開催が現状の招集頻度である。

学務委員会で審議された議案は運営委員会にかけられ、専議決定される。通常委員会の構成員は学長、学部長、大学院研究科長、部会主任(2人)、学務部長、演奏部長、入試広報部長、事務部長、学務課長、入試広報課長である。審議内容は、次のとおりである。

- (1) 教授会に提案する案件の取り扱いに関する事項
- (2) 学長から諮問された事項
- (3) 教授会から諮問または委任された事項
- (4) 将来構想並びに中・長期計画に関する事項
- (5) 各部会並びに各部間の連絡調整に関する事項
- (6) 施設・設備の整備に関する事項
- (7) 予算に関する事項
- (8) その他必要と認められた事項

運営委員会は教授会の前の週に開催される。

こうした手続きを踏むことにより、学生の音楽力や研究力、そして人間的陶冶に資するためのカリキュラムや規程を事細かに整備することを可能としている。

その他、大学の運営に関わる諸課題は、各分野に専門委員会が設置せられ、それらの委員

会が定期的に行われることで、教育現場からの要請を高い頻度で検討する場を確保している。大学生の生活スタイルの変容に柔軟に、かつ機敏に対応することを可能にしている。

以下に委員会の一覧を示す。

〔委員会一覧〕

	委員会名	委員長・議長	委員構成
《音楽学部》	運営委員会	議長 (学長)	学長・学部長・研究科長 部会主任2人 学務部長・演奏部長・入試広報部長 事務部長・学務課長・入試広報課長
	大学評価委員会	委員長 (学長指名)	学長・学部長・研究科長 学長が指名する教職員8人以内 学務部長・演奏部長・入試広報部長 事務部長 <作業部会>研究紀要編集
	教員選考委員会	委員長 (委員互選)	学長・学部長 部会代表各3人(第一部会・第二部会) 関係教職員(意見聴取)
	教員資格審査委員会	委員長 (委員互選)	当該部会2人 他部会2人 学長の指名する者1人
	学務委員会	委員長 (学部長)	学長・学部長 部会主任2人 部会代表各2人(第一部会・第二部会) 学務部長
	入学試験委員会	委員長 (学長)	学長・学部長 部会主任2人 入試広報部長・学務部長・演奏部長 事務部長 <小委員会>ソルフェージュ委員会 <小委員会>音楽理論委員会
	大学広報委員会	委員長 (学長)	学長・学部長 部会主任2人 入試広報部長・学務部長・演奏部長 事務部長 <小委員会>めいおん編集委員会
	演奏委員会	委員長 (学長)	学長・学部長・大学院研究科長 部会主任2人 学務部長・演奏部長・入試広報部長 事務部長

	海外学術交流委員会	委員長 (学長)	学長・学部長 部会主任2人 学長の指名する者2人 学務部長・演奏部長・事務部長
	音楽アカデミー 運営委員会	議長 (学長)	学長・学部長 学長の指名する者3人(教員2人及び 事務職員1人) 演奏部長・事務部長
	ファカルティ・ ディベロップメント 委員会	委員長 (学長指名)	学部長・学務部長 学長の指名する教職員4人 事務部長
《大学院音楽研究科》	研究科委員会	議長 (研究科長)	学長・研究科長 研究科担当の本学専任教員 学務部長
	大学院常任委員会	委員長 (委員互選)	学長・研究科長 器楽(2)・声楽(1) 作曲(1)・音楽教育学(1) 学務部長・入試広報部長・事務部長
《名古屋大・同朋大》	図書館運営委員会	議長 (館長)	学部長・研究科長 名音大教授会選任の教員(1)
	図書館選書委員会	議長 (館長)	部会代表各3人(第一部会・第二部会)
	厚生委員会	委員長 (委員互選)	部会代表各1人(第一部会・第二部会) 学務部長
	学生相談委員会	委員長 (厚生部長)	部会代表各1人(第一部会・第二部会)
《三大学》	学園情報センター 運営委員会	議長 (センター長)	学長推挙(1)

(2) 2-3の自己評価

大学に必要とされる教育環境は整っている。教育研究活動については、意志決定機構がコンパクトに構成されていることを利点として学生の要求に迅速に応えるだけの柔軟性を有している。専門教育に偏ることなく、教養教育を深める教育構造を構築できている。

意志決定に関しては、教授会を頂点とする3層構造の審議機構が順に対応するシステムが機能している。各委員会にて審議された内容はつづさに運営委員会に報告され、そして教授会へと提案される過程は民主的であり、概ね良好と判断する。

しかし民主的に運営されるがゆえに、様々な意見が集約されずに最終決定機関である教授会に提案されることがある。その結果、審議過程に必要以上の時間を費やし、対応の機敏

さに支障を来すことがある。教授会に提案されるまでの意見集約に課題が残る。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

各コースの学習が専門的になるため、横断的な情報交換が十分でないまま教授会での決定を求められる可能性があり、結果として審議が継続となる場合が多い。専門分野以外の学習や研究への相互理解を深めるべく、審議行程の円滑なる進行にさらなる工夫と努力をする。会議時終了時刻を明示した案内及び審議内容の事前告知や資料配布等を行い、円滑な議事運営を図る。

実技系の教育研究に関しては、学務委員会のみならず、対外的な演奏会を統括する演奏委員会も多くの部分で実技系の授業に係わっており、この重なりを明確に分かつか、統括して扱う新たな組織運営として行うかについて検討を開始する。

[基準2の自己評価]

本学の教育は、その前身とする名古屋音楽短期大学の開設以来、建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的を実践することに精進してきた。その間、社会の状況を俯瞰し、教育環境の改革・改善に努めてきた結果が現況である。現況の教育研究の基本的組織は、全体として整理統合されており、本学の使命・目的を成就するために相互に連携されている。しかし、総合的には意決定及び伝達に相応の時間と配慮が必要になっており、時を逸する懸念もあり、迅速さが求められるような改善が必要である。

本学の建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的は、すでに述べたように、人間形成のための教育である。各機会を通じてそのための努力と工夫がなされており、概ね組織上の措置は最善に近いものがあると考えている。特に教養教育科目は人間形成及び国際社会に貢献できる人材育成という時代の要請を鑑み組織されており、その内容は充実していると考えるが、今後は、それらの内容のさらなる充実を期すことが肝要である。

[基準2の改善・向上方策(将来計画)]

本学の教育研究組織は所期の目的を果たすために機能しているが、さらなる内容の充実が求められている。特に、教育上の措置については、カリキュラムのさらなる改善、国際化社会に対応する海外提携校の拡充及び国際貢献可能な人材の養成等の具体的目的に指標を設定し改革改善に努めて行く。

本学の意思決定過程は総じて円滑であるが、音楽の専門性に関わる事項が十分な議論のないまま教授会に提案されることがあり、議論の長引くことがある。これらの課題を解消するために定期的な委員会の開催を設定する。

基準3. 教育課程

3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

3-1の視点

- 3-1- 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。
- 3-1- 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。
- 3-1- 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

(1) 3-1の現状の説明

名古屋音楽大学は、建学の精神である「共なるいのちを生きる」の発揚として、人間性豊かで音楽力溢れる人材を育成し、地域社会の音楽文化向上に貢献することを基本理念としている。ここから導かれた具体的な行動目標が4点上げられる。

- 音楽専門の最高教育機関としての責を果たす
- コミュニケーションを大切にした人間教育に専心する
- 進路指導體制充実により学生の未来を支援する
- 地域社会の音楽文化へ貢献する

音楽専門教育を行うことは音楽大学の使命であり存在意義でもある。専門的な音楽教育を行う機関は多いが、音楽大学という存在が社会にどう貢献すべきかはその教育の成果、すなわちいかなる卒業生を送り出すかにかかっている。本学では、最高の音楽教育を学生に対して提供することでその責務に応えるべく努力している。

本学での教育課程においては専門教育科目が前述の責を負っている。教育課程はピアノ、管楽、弦楽、ギター・マンドリン、打楽、邦楽、声楽、舞踊・演劇・ミュージカル、作曲、コンピュータミュージック、電子オルガン、ジャズ・ポピュラー、音楽教育、音楽療法、音楽総合、音楽ビジネスのコースごとにそれぞれ異なり、16通りある。

実技専攻においては「奏法研究」「演奏研究」「実技研究」の授業が主たる専門教育科目にあたる。実技系ではあるが、演奏系ではない作曲コースでは作曲研究、コンピュータミュージックコースではコンピュータミュージック制作研究という名称になる（演奏系ではあるが、実技の選択が自由である音楽総合コースについては後述）。すべての実技科目は1年次春学期をとして半期ごとにまで必修であり、授業形態は一对一のレッスン形式が原則である。いわば古典的な音楽大学スタイルの専門教育課程を踏襲している。狭く、深く、専門性を優先したカリキュラムであるが、副科の実技科目を3科目まで履修できる。従って、学生は学生には専門外の音楽経験を積み重ねることが可能となっている。

音楽総合コースは実技系であるが従来の音楽大学型カリキュラムとは異なり、専攻実技の内容を自ら選択できるカリキュラムとなっている。また、4年間を同一の実技内容で一貫させなくてもよい点が大きな特長となっている。近年、入学者のニーズの多様化に対応し、音楽的資質に特化した選抜試験を行っていないこともあり、音大に入ってから音楽に親しむという学生を受け入れるために創設されたコースである。音楽総合コースの創設は、結果的に音楽大学の敷居の高さを払拭する一助となった。

実技系以外の音楽教育、音楽療法、音楽ビジネスの3コースは、それぞれ音楽教員、音楽療法士、音楽プロデューサーやマネージャー養成を目的としており、実技は副科での履修に限られる。音楽教育コースは、卒業に必要な単位の中に教職員免許状取得に必須のものが多く組み入れられており、音楽大学の学生として多くの実技科目や演習に忙殺されることなく教員免許の取得ができるようなカリキュラムとなっている。音楽療法コースは施設での演習が主な専門教育科目となり、医学系、生理学系、福祉系の単位が必修となっている。音楽ビジネスコースはステージで行われる演奏会における実習が専門教育科目のメインとなる。音楽大学として年間に多くの主催演奏会を開催することを利用して授業を展開している。

実技科目は音楽大学の主要コンテンツであり、そのバリエーションは16のコースが示すように多様である。コースの中には含まれないが、オルガン、チェンバロや雅楽、ガムランなどの実技科目も選択ができる。また、質においても常に最善を期して教員を配置しており、コースとしてカリキュラムが編成されている実技科目には必ず複数の担当教員を配置している。これは、レッスン形態の授業における教員と学生との相性に鑑み、在学中に1回は理由の如何を問わず、学生からの申し出により担当教員の変更を可能にするための処置である。こうした危機管理により、コミュニケーションを重視した授業運営が可能となり、小規模校としての特徴を利点として運用できている。

殊に1学科制に移行して以来、専攻ごとに排他的だった専門教育科目が次第に門戸を開放しつつあり、自分の専攻実技とは異なる専門性を持った学生同士が交流する機会が増え、大学が音楽人としての成熟を促すためのより良い環境となっている。

大学院は、それぞれの専攻の専門性を高度に追及することを目的としたカリキュラムを編成している。専攻は全部で4つであり、器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻、音楽教育学専攻である。器楽にはピアノ、弦楽、管楽、打楽、箏曲の5つの分類があり、作曲には作曲、コンピュータミュージック、電子オルガンの3つの分類が、音楽教育学には音楽教育、音楽学、音楽療法の3つの分類があり、それぞれに独自のカリキュラムが用意されている。自由科目として他専攻にも開放されている学部の授業とは異なり、大学院における必修の「研究」「演習」系授業はその専攻に属するもの以外には受講できないものであり、まさしく専門性のみが追求される学びの場となっている。一方、選択の科目は他専攻の授業科目の履修を認めているばかりか、学部授業の履修まで許可しており、専門性と経験に優れたお手本として学部学生の目標たる立場を自覚せざるを得ない緊張感とともに先達としての誇りを感じさせられる効果を生み出している。

こうした学部学生との関係や、他専攻の院生との関係は、すなわち共に学ぶという姿勢において、建学の精神である「共なるいのちを生きる」ことの教授に大いに貢献している。

(2) 3-1の自己評価

教育目的と目標は建学の精神に基づいたものであるが、さらには具体的な目標を設定したのになっている。特に学生のニーズをカリキュラムに反映させるための手続きに関しては、近年の改組が大きく貢献している。学生の学ぶ意欲を汲み上げ、満足度を高めることに成功している。

音楽大学という存在への社会的ニーズには、教育課程の改善によって卒業生の能力資質

を高めることで応えられている。特筆すべきは学校教育への教員としての人材貢献であり、小学校、中学校の教員、常勤・非常勤講師として毎年20人前後が採用されている。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

教育課程はそのすべてが客観的に高い学力を獲得することに繋がっているわけではないが、学生の満足度は高い。総合的な学力向上に資する方策については、FD委員会の検討を待って具体案の策定を期す。

専攻の壁がなくなったことで交流は盛んになったが、自らのアイデンティティが曖昧なまま進級していく学生も垣間見える。中学校や高等学校のように、ホームルームのような生活指導単位を導入し、生活指導に踏み込むことも一つの方策であり、検討課題である。

授業形態が個人レッスンであるため、教員との軋轢がそのまま学生生活の継続に大きな影を落とすケースがある。学生側からの陳情がある場合、担当教員の変更を含めて改善に着手できるが、一対一であるが故にレッスンに不満を持ったという情報がそのまま教員側に筒抜けになることを恐れて学生自らが沈黙してしまうことのないよう、匿名性を保ったままでの授業に関する情報取得の方法を早急に案出する必要がある。講義系授業の場合はFDによる授業改善策によることもできるが、個人レッスンの場合には独自の方法が必要となる。レッスンは一種の信頼関係の上に築かれるため、良好な関係の上により良い成果が生まれる反面、信頼関係が崩れた場合のリスクも同時に併せ持っている。レッスン評価の方法には細心の注意を払いつつ大胆に踏み込む必要がある。かかる諸課題については、現在FD委員会にて検討中であり成果を待っている。

大学院生が学部生と親しく交わる環境は、高度な学びを希求する学部学生に大学院への進学を志させるきっかけとなっている反面、大学院に行けばそれがゴール、という安易な達成感に結びついている。特に大学院生が学内での学びに安寧せず、他大学、他団体や国外への学術的行動に目を向けられるような環境作りは、ひいては学部学生の克己心を磨くことにも繋がると考える。各演奏会や催物を通じ、学年の壁を越えて協同する作業において、より習熟度を高めて行く。

3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

3-2の視点

- 3-2- 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 3-2- 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 3-2- 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- 3-2- 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。
- 3-2- 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。
- 3-2- 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。
- 3-2- 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に

整備されているか。

(1) 3-2の事実の説明(現状)

本学のカリキュラムはセメスター制である。4月1日から9月30日までの前期(春学期)と、10月1日から翌年3月31日までの後期(秋学期)に分けて設定されており、各々の学期は定期試験期間を含めて15週を確保している。休講があった場合は補講期間を利用して補うべく、前期・後期の授業終了から試験開始までの1週間が補講期間として設定している。

年間授業計画にあたる学事暦は、前年度秋(9月~10月)に検討が開始され、12月~1月に教授会で承認される。この学事暦には、入学式、在校生・新入生オリエンテーション期間や履修期間、通常授業期間、補講期間、集中講義期間、試験曲目届出期間、定期試験期間、追試験・編入学試験・転コース試験・入学試験等の日程、卒業式その他、各種オーディションの出願期間やオーディション開催日、(大学主催)演奏会日程、各種宗教行事、学生総会、合同祭などの各種行事が組み込まれる。この学事暦は「行事予定表」として新学期のオリエンテーション期間に在學生に配布している。

本学の履修方法は単位制である。学則に定められた授業科目をコースごとに必修科目、選択科目、自由科目に分け、各学年次に配当して編成される。科目群は専門教育科目と教養教育科目とに分かれる。どのコースにおいても必修科目は専門教育科目で構成される(コースにより40~62単位)。選択科目は、専門教育科目(単位数は任意)、教養教育科目(総合教育科目20単位以上と語学教育科目6単位以上)で構成され、これに自由科目(単位数は任意)を加え合計で124単位以上取得することを卒業要件としている。

コースによって異なる必修科目は、そのコースの主要実技に関する知識や技術の伸長及び成熟度を期して科目選択されている。

ピアノコース

ピアノコースはピアノ奏法研究 ~ (各3単位、1~4年次)を主軸にピアノ演奏理論 ~ (各2単位、2~3年次)、ピアノ伴奏法 ~ (各1単位、3年次)、主要専攻外の実技科目に合唱、声楽が課されている。理論系科目として作曲法、対位法、楽式論、楽曲分析のほか、西洋音楽史、鍵盤音楽の歴史、楽器研究が必修となっている。アンサンブル系の科目は必修にはなっておらず、ピアノという楽器の演奏を独奏者として極めていく方向性が色濃い。また、理論系では対位法、楽曲分析が必修となっている点が他のコースとは異なる。アンサンブル系の実技が必修となっていない分、作曲系の理論を必修として楽曲解釈への基礎訓練を重視している。主要専攻以外の実技は、声楽が必修となっているが、他のコースにあってはほとんど鍵盤楽器(ピアノ)である。

管楽コース

管楽コースは管楽奏法研究 ~ (各3単位、1~4年次)に加え、オーケストラ ~ 、吹奏楽 ~ 、管楽合奏 ~ (すべて各1単位、1~4年次)の3科目のうち2つを選択し計16単位の取得が課せられている。主要専攻以外の実技は、鍵盤楽器実技(ピアノ) ~ (各1単位、1~2年次)、合唱となっている。理論系科目は作曲法、楽器研究、西

洋音楽史、楽式論が必修となっている。ピアノコースとは逆にアンサンブル系の実技を充実させ、その代わりに理論系の科目数を減らしている。

弦楽コース

弦楽コースは、弦楽奏法研究 ～（各3単位、1～4年次）とオーケストラ ～（各1単位、1～4年次）は必修、弦楽合奏 ～（各1単位、1～4年次）と吹奏楽（各1単位、1～4年次）から8単位を選択必修としている。ただし、吹奏楽を履修できるのはコントラバス、ハープの専攻学生のみであるため、事実上弦楽合奏が必修とされていると言える。また、管楽との差はオーケストラが選択必修ではなく必須とされている点で、オーケストラでの学び重視の姿勢が反映されている。主要専攻以外の実技は、鍵盤楽器実技（ピアノ）～（各1単位、1～2年次）、合唱となっている。理論系科目は作曲法、楽器研究、西洋音楽史、楽式論が必修となっている。

ギター・マンドリンコース

ギター・マンドリンコースは弦楽奏法研究 ～（各3単位、1～4年次）に加え、弦楽合奏 ～ とアンサンブル ～（両者とも各1単位、1～4年次）が必須となっており、主要専攻以外の実技は器楽実技 ～（各1単位、1～2年次）、合唱となっている。理論系科目は作曲法、西洋音楽史、楽器研究、楽式論が必修であり、アンサンブル系実技を重視しているが、管楽とは異なりオーケストラは必修になっていない。

打楽コース

打楽コースは打楽奏法研究 ～（各3単位、1～4年次）が必須であるほか、オーケストラ ～、吹奏楽 ～、打楽合奏 ～（全て各1単位、1～4年次）の3科目から2つを16単位選択必修となっている。必修実技へのスタンスは管楽のものと同じである。主要専攻以外の実技は、鍵盤楽器実技（ピアノ）～（各1単位、1～2年次）、合唱が必修となっている。

声楽コース

声楽コースは声楽研究 ～（各3単位、1～4年次）が専攻実技であり、その他に歌曲基礎演習 ～、オペラ基礎演習 ～（各1単位、2年次）、合唱 ～（各1単位、1～4年次）、重唱 ～（各1単位、3年次）が実技として必修となっている。歌曲実習 ～ とオペラ実習 ～（各1単位、3～4年次）は選択必修科目となっておりどちらかを4単位必履修となっている。器楽系のコースと異なるのは、舞台芸術研究、音声生理学が理論系科目として必修となっていること、指揮法 が必修となっていることである。指揮法を必修とするのは実技系では声楽の他舞踊・演劇・ミュージカルコースのみであり、身体を使った表現を重んじる専攻の特色を反映させた科目選択となっている。その他の理論系科目の必修は作曲法、西洋音楽史、楽器研究、楽式論で他のコースと同様である。

なお、ここまでのコースには共通でソルフェージュ ～（各1単位、1、2年次）が必修となっている。

舞踊・演劇・ミュージカルコース

舞踊・演劇・ミュージカルコースはここまで挙げたコースとはかなり趣が異なり、専攻実技に相当するものとしてまず舞踊実習 ～（各1単位、1～3年次）が設定されている。これはバレエ・日本舞踊・コンテンポラリーダンスの3科目から2科目を ～（計12単位）まで、残り1科目を ～（計4単位）までが選択必修とされている。このほかの実技系科目は、舞踊・演劇研究 ～（各1単位、3～4年次）演技・演出研究 ～（各1単位、1～3年次）歌唱研究 ～（各2単位、1～3年次）ミュージカル歌唱法 ～（各1単位、1年次）ミュージカル表現法 ～（各1単位、2年次）ミュージカル ～（各1単位、3年次）合唱 ～（各1単位、1～2年次）が必須であり、器楽系実技は器楽実技 ～（各1単位、1年次）が鍵盤・管・弦・打・邦楽器より1科目の必修となっている。特に器楽系実技がピアノでないのはこの舞踊・演劇・ミュージカルコースの他はギター・マンドリンコースのみとなっており、同コースへ進むきっかけが鍵盤楽器の習熟とは強く結びつかないことに配慮した科目選択となっている。このほかには理論科目として西洋音楽史が必修となっている。他コースにある作曲法、楽器研究、楽式論は必修となっておらず、その代わりに声楽系、演劇系、舞踊系の実技科目を多く必修として配分している。

舞踊・演劇・ミュージカルコースは、実技系の中では例外的にソルフェージュの必修が ～のみ（各1単位、1～2年次）となっている。

邦楽コース

邦楽コースは、専攻実技として邦楽演奏研究 ～（各3単位、1～4年次）が必修であり、選択必修として三絃実技 ～・長唄実技 ～・他様式尺八実技 ～（すべて各1単位、1～4年次）がそれぞれ箏、三味線、尺八の専攻者の必修として設定されている。その他の必修実技は、邦楽アンサンブル ～（各1単位、～4年次）鍵盤楽器実技 ～（ピアノ、各1単位、1年次）合唱 ～（各1単位、1年次）となっている。理論系科目では、作曲法、西洋音楽史が必修となっているが、他コースとは異なり楽式論と楽器研究は必修となっていない。それに代わるものとして、音楽の基礎（2単位、1年次）が必修となっている。西洋音楽の理論的体系に他のコースより親しむ機会の薄かったものが多いことを配慮した科目配置である。また、日本音楽の歴史、日本・東洋音楽研究（各2単位、3年次）が必修となっている点も、他のコースとは一線を画す内容である。

舞踊・演劇・ミュージカルコースと同様、実技系の中では例外的にソルフェージュの必修が ～のみ（各1単位、1～2年次）となっている。

作曲コース

作曲コースは、作曲研究 ～、作曲理論 ～（すべて各2単位、1～4年次）の他、鍵盤楽器実技 ～（ピアノ、各1単位、1～2年次）管楽器実技 ～、弦楽器実技 ～（全て各1単位、1～2年次）合唱 ～（各1単位、1年次）管弦楽法 ～（各2単位、3年次）が必修となっている。副科実技系科目がピアノに留まらず、管楽器、弦楽器まで各4単位配置されているのが特徴である。理論系科目の必修に関しては、専攻科目として配置されているため西洋音楽史と楽器研究のみとなっている。

コンピュータミュージックコース

コンピュータミュージックコースは、コンピュータミュージック制作研究 ～、音楽政策理論 ～（各2単位、1～4年次）のほか、鍵盤楽器実技 ～ 電子オルガンまたはピアノ、各1単位、1～2年次）管楽器実技 ～（各1単位、1年次）弦楽器実技 ～（各1単位、2年次）合唱 ～（各1単位、1年次）が実技系科目の必修となっている。作曲コースに比べると、管楽器、弦楽器の実技が1年間のみに限定されていること、鍵盤楽器がピアノもしくは電子オルガンとなっている点に特徴がある。理論系必修科目は、管弦楽法（2単位、3年次）音楽科学、音響学、西洋音楽史となっている。作曲法や楽式論ではなく、音響系、物理系の科目を必修に割り当てている点がコースの特色である。

電子オルガンコース

電子オルガンコースは実技系の色調の濃い科目配置となっており、実技として電子オルガン演奏研究 ～（各3単位、1～4年次）が配当されている。さらに音楽制作演習 ～（各1単位、1～4年次）合唱 ～（各1単位、1年次）電子オルガンアンサンブル ～（各1単位、2年次）鍵盤楽器実技 ～（ピアノ、各1単位、1～2年次）スコアリーディング ～（各1単位、3年次）に加え作曲法 ～（各1単位、1～2年次）対位法 ～（各1単位、3年次）が必修となっている。創作系、実技系の実技・演習科目の多くを必修として配当した結果、理論系科目は西洋音楽史、楽式論、楽曲分析のみとなっている。

上記作曲コース、コンピュータミュージックコースにおいては必修の創作理論系科目で代替できているが、電子オルガンコースにおいては実技系に近い科目配当を行っている結果、理論系科目が必修としてある。

ジャズ・ポピュラーコース

ジャズ・ポピュラーコースは、専攻実技としてジャズ実技研究 ～（各3単位、1～4年次）とジャズ特殊研究 ～（各1単位、1～2年次）が割り当てられている。このほか、専攻実技が器楽であるかヴォーカルであるかによってジャズアンサンブルもしくはヴォーカルアンサンブル ～（各1単位、1～4年次）が選択必修となる。副科実技は器楽実技 ～（各1単位、1年次）が鍵盤・管・弦・打・邦楽器より1科目の必修となっており、これは舞踊・演劇・ミュージカルコースと同じである。このほか、ジャズハーモニー ～（各1単位、1～2年次）ジャズ・ポピュラーアレンジ ～（各1単位、3～4年次）ビッグバンド ～（各1単位、1～2年次）が必修である。理論系科目では、ジャズの歴史が必修となっている。

ここまでの作曲、コンピュータミュージック、電子オルガン、ジャズ・ポピュラーの4コースはすべて西洋音楽史や合唱を必修としているが、ソルフェージュに関しては、ジャズ・ポピュラーコースのみが ～ が必修で、残り3コースは ～ が必修となっている。

音楽教育コース

音楽教育コースでは、専攻実技に分類できる科目がない代わりに副科実技系並びに専門講義系、専門演習系科目が多く配当されている。音楽教育の課題・音楽教育の方法（各2

単位、1年次) 音楽学の課題・音楽学の方法(各2単位、2年次) 音楽教育演習 ~ (各1単位、2年次) 音楽学演習(1単位、3年次)といった演習系科目に加え、ピアノ伴奏法 ~ (各1単位、3年次) 指揮法 ~ (各1単位、4年次) 管弦打楽器実習 ~ (各1単位、1年次) リコーダー合奏(1単位、1年次)、DTM入門(2単位、1年次)、邦楽器実習(1単位、1年次) 邦楽器実技 ~ (各1単位、2年次) 鍵盤楽器実技 ~ (ピアノ、各1単位、1~2年次) 声楽実技 ~ (各1単位、1~2年次) 合唱 ~ (各1単位、1~2年次) 合奏(1単位、3年次)、指揮法 ~ (各1単位、4年次)といった実技系科目が必修とされる。理論系科目では作曲法 ~ (各1単位、1~2年次) 西洋音楽史、音楽教育史、日本音楽の歴史、楽書講読が必修科目である。なお、演奏系コースの卒業演奏に相当するものは卒業論文もしくは卒業研究(双方とも4単位、4年次)のどちらからであり、選択必修となっている。演奏系コースでは3年次の学内演奏(もしくは学内発表)と4年次の卒業演奏が各2単位であるが、音楽教育コースでは卒業論文・卒業研究で1年間に4単位を取得するカリキュラムである点が他のコースとは大きく異なる。

音楽療法コース

音楽療法コースでは、音楽心理学(2単位、1年次) 音楽療法総論 ~ (各2単位、1年次) 音楽療法各論 ~ (各2単位、2~3年次) 音楽療法の技法(2単位、1年次) 音楽療法の技能 ~ (各2単位、1~2年次) 音楽療法演習 ~ (各1単位、3年次) フィールドワーク実習 ~ (各1単位、2~4年次)が専攻科目に相当するものとして必修になっている。このほかに実技系科目として、鍵盤楽器実技 ~ (ピアノ、各1単位、1年次) 声楽実技 ~ (各1単位、1年次) 管弦打楽器実習 ~ (各1単位、1年次) リコーダー合奏(1単位、1年次) 合唱 ~ (各1単位、1~2年次) 合奏(1単位、3年次)、指揮法 ~ (各1単位、4年次) 作曲法 ~ (各1単位、1~2年次)が配当されている。理論系科目では西洋音楽史の他、日本音楽の歴史(2単位、3年次) 外書講読 ~ (各1単位、3年次)が必修配当され、他のコースにはない外国語文献講読が必修となっていることが特徴である。なお、音楽療法コースにおいては実技における卒業演奏に相当するものとして卒業論文(4単位、4年次)が必修となっている。

音楽教育、音楽療法の両コースでは、ソルフェージュ ~ (各1単位、1~2年次)が必修である。

音楽総合コース

音楽総合コースは、専攻実技を定めない実技系コースとしてカリキュラムが組まれている。大きな特徴は主専攻と副専攻という比重の差をつけた履修と、専攻A・Bという同比重の専攻を複数履修できるものを選ぶことである。前者(比重の差をつけた履修)においては、専攻実技 ~ (各3単位、~4年次)と副科実技 ~ (各1単位、1~2年次)が実技系の専攻科目となる。この場合、専攻実技は45分の、副科実技は22分のレッスンとなる。後者(同比重の複数履修)においては、実技A ~ (各2単位、1~2年次)と実技B(各2単位、1~2年次)をまず履修し、その後専攻実技 ~ (各3単位、3~4年次)を履修する。実技A・Bは30分のレッスンとなる。2年間の複数実技履修から、3、4年次の専攻実技1本に自らの判断で絞ることを求めたカリキュラムとなっている。

この2通りの実技科目の履修ラインとは別に、合唱 ～（各1単位、1年次）ソルフェージュ ～（各1単位、1年次）が必修となっており、理論系科目は西洋音楽史のほかは作曲法 ～（各1単位、1年次）とDTM入門（2単位、1年次）の中から2単位を選択必修となっているのみである。結果として履修の総単位数は、全16コースの中でもっとも少ない40単位となっている。

音楽ビジネスコース

音楽ビジネスコースは、DTM入門（2単位、1年次）、MIDI概論（2単位、1年次）コンピュータミュージック実習 ～（各1単位、2年次）音楽プロデュース論（2単位、2年次）音楽マネジメント論（2単位、2年次）音楽ビジネス研究 ～（各2単位、3年次）ステージマネジメント実習 ～（各1単位、1～2年次）、インターンシップ ～（各1単位、3～4年次）が専攻科目として必修になっている。実技系はこのほか、合唱、指揮法 があり、副科実技は鍵盤・管・弦・打・邦楽・ジャズ・声楽実技から1科目 ～（各1単位、1年次）を選択必修となっている。理論系科目では音楽の基礎、西洋音楽史、舞台芸術研究、情報音楽論、音楽と社会、楽器研究、音楽美学が必修となっている。4年次には卒業研究が4単位課されており、他コースの卒業演奏、卒業論文の位置に割り当てられている。

音楽総合、音楽ビジネスの両コースにおいては、ソルフェージュ ～（各1単位、1年次）が必修となっている。

コース別の履修形態は以上である。今までに示した履修形態がいかなる効果を期待してのものであるかを具体的に示すため、科目の分類項目別に説明してみたい。

科目はまず大きく2つに分かれ、一般教育を担当する「教養教育科目」、専門教育を担当する「専門教育科目」とされ、さらにそのカテゴリの中でいくつかに分けられている。

一般教養科目としては、「教養教育科目」という名称で設定されており、総合教育科目と語学教育科目とに分けられている。

総合教育科目には建学の精神を担う「仏教学入門」、「宗教学入門」などの宗教系科目から、哲学系、心理学系、医学系、法学系、情報系、経済学系、文学系、美学系、美術系、数学系と多岐にわたった科目が存在する。体育に相当する「スポーツとエクササイズ」もこの教養教育科目に分類される。

具体的には人間理解科目として「仏教学・宗教学入門」、「西洋の人間観」、「音楽と人生」等の倫理系科目、「精神保健」、「障害児・者福祉論」、「障害学研究」、「医学概論」、「一般治療学」、「臨床医学各論」の医学系科目、「認知心理学」、「性格心理学」の心理学系科目とに分類される。

現代社会科目としては法学系の「日本国憲法」、「基礎法学」、情報系の「著作権法入門」、「情報と社会」、経済系の「経済学入門」、福祉系の「社会福祉概論」に分類される。科目数は多くないが、音楽大学という専門性の強調される大学において社会科学分野の科目は充たされている。

歴史文化科目としては「文学入門」、「比較文学」の文学系科目、「美学入門」、「比較美術史」の美術系科目、「ヨーロッパ史入門」、「ヨーロッパ思想史」、「ヨーロッパ文化史」の美学系科

目に分類されている。歴史系科目は専門共通科目において音楽系に特化した科目が多数開設されているが、一般歴史学にも科目は開設されており、大学教育の根幹としての教養を提供することができている。

科学技術科目としては「エコロジー入門」「生活とエネルギー」の環境学系、「数学と芸術」「数学史」「情報処理」の数学系、「健康と運動の科学」「スポーツとエクササイズ」の保健体育系と3系統の科目が分類される。人文系の科目が豊富に開設される中で数こそ少ないが、芸術との関連において科目が設定されており、音楽大学学生にとって親しみが感じられるように配慮された学びが可能となっている。

語学教育科目は4カ国語が設定されており、英語、イタリア語、ドイツ語、フランス語となっている。ネイティブの教員を配置し、特に会話系の授業に重点を置いている。

専門教育科目は、専門理論科目、専門演習科目、専門共通科目、共通実技科目、専門実技科目に分けられている。

専門理論科目は各専門分野を修得するために必要な理論や方法論を学ぶ科目として設定されている。学問的な知識を身につけることで、実践に深みを増すことをねらいとする。例として、「ピアノ演奏理論」では実際に楽曲を演奏することを契機とし、その演奏解釈を少人数グループで共有しながら個人的に深めることを狙っており、担当教員が範奏するのみならず、履修者全員に同一曲の演奏を課したり、逆に全員が小品集を分担して演奏したりする経験と、その経験から得た感覚や実感を文章に記すことをフィードバックさせている。演奏に関する授業では、ことに評価について「言葉では語れない」「経験し、実感することが唯一の手段」とされがちであり、自らの現在位置が相対的にどのような価値を持つかをうかがい知れないことに所以する不安感を学生に抱かせるものであるが、個人レッスンに拠らない形態での授業によって“学びの客観化”を実現している。このほかにも「作曲理論」「音楽制作理論」「音楽教育の課題・方法」「音楽学の課題・方法」「音楽療法総論・各論」「音楽療法の技法・技能」「音楽プロデュース論」「音楽マネジメント論」「音楽ビジネス研究」が音楽理論科目に分類される。

専門演習科目は専門教育科目を学ぶことで身につけた理論・方法論と、実技の融合を図ることを企図している。理論と演習を互いにフィードバックしながら学ぶことをねらい、知識と技術とがお互いに補完し合いながら定着するための基盤となる。例として、「オーケストラ」では管楽器、弦楽器、打楽器を専攻する学生が一堂に会し演奏会に向け管弦楽作品を作り上げていく。音楽大学における最も規模の大きい“知識と技術の共有の場”として機能している。こうした異なる専門領域の融合においては、分奏と呼ばれる同一楽器群でのパート練習から全体練習へ、段階を追って授業が形作られるが、特に全体練習における指揮者の指示によって分奏では到底得られなかった音響が生まれ、それを体験する中でオーケストラを構成する学生は自らの音楽を“自主的に再創造する”ための最善の後押しを得ることになる。殊に音大におけるオーケストラは構成メンバーの年齢層が狭く、音楽に対する感性の柔らかさにも共通する部分が多いため、こうした演習科目で日常の研鑽で得た知識や経験を飛躍的に熟成させるための機会を提供することの教育的意義は大きい。ともすれば無味乾燥な反復練習になりがちな主科のレッスンに秘められた意義の深さに気づかせる意味でも、専門演習科目は音楽大学のカリキュラムの中でも特筆すべき位置を占めている。このほかの専門演習科目には「管楽・弦楽・打楽合奏」「吹奏楽」「アンサンブル

ル」「室内楽実習」「邦楽アンサンブル」「歌曲・オペラ実習」「重唱」「舞踊実習」「演技・演出実習」「ミュージカル歌唱法・表現法」「ミュージカル」「舞台語発音」「舞台芸術研究」など音楽大学の多様な科目の中でも特にバリエーションに富んだ科目が分類されている。

専門共通科目は、幅広く音楽分野に共通する知識や理論や技術の習得を図る科目である。コースによる履修制限がないことが特徴である。音楽を学ぶための基礎・土台として役立つ科目がここに分類される。例として、ソルフェージュは音楽の基礎的な能力としての読譜力を出発点とし、音楽を音楽として感受し感得する為の基礎を築く為の科目として設定されている。まさしく音楽大学ならではの科目となる。当然個人の能力によって要求される課題は異なるため、S,A,B,C,D,E,Fの7クラスが開かれており、履修に先立ってクラス分け試験が行われる。SやAといった佳良なクラスに要求されるものがC,Dなどのクラスでの課題より価値が高いという訳ではなく、個人のその時点で有する能力の最善な向上の方向をきめ細かに助言を与えることを目標としている。特にE,Fは「基礎能力不十分クラス」とされた学生へのケアから開設されており、入学選抜試験の方式多様化に基づく在学生の音楽経験並びに基礎能力が一様に捉えられない現状に十分対応できている。専門共通科目にはこのほかに「合唱」「楽曲分析」「音響学」「指揮法」「作曲法」「楽器研究」「鍵盤ハーモニカ奏法研究」などの実技に直結する科目や、「リトミック」「マーチング実習」など教育技術に関するもの、「西洋音楽史」「鍵盤音楽の歴史」「管弦楽の歴史」「室内楽の歴史」「宗教音楽の歴史」「オペラと歌曲の歴史」「日本音楽の歴史」「ジャズの歴史」「ポピュラー音楽の歴史」「音楽教育史」といった歴史系の授業まで、幅広いジャンルの科目が包括される。

共通実技科目は、視野を広げるために専門的な技術以外の基礎技能について学ぶものである。さまざまな楽器に触れることで、コースでの学習に刺激を与えることにつながり、かつ他の専門教育科目での学びに実技レベルでの裏付けを与え、ひいては自分の学びへの成果を実感させるものになることをねらう。例えば管楽器実技では楽器としてフルート、オーボエ、クラリネット、ファゴット、サクソフォーン、ホルン、トランペット、トロンボーン、バストロンボーン、ユーフォニアム、チューバの11種類の楽器が選択できる。いわゆる副科楽器の履修にここまでの選択肢を用意できていることは学生の学ぶ意欲に十分に適うものであると信じる。また、ファゴット、バストロンボーン、ユーフォニアム、チューバ以外の楽器は必ず担当教員が複数であり、個人レッスンを行うにあたって大きなウェイトを占める「担当教員との相性」問題の解消に大きく貢献している。通常副科科目は履修制限がかかるが、原則として初心者・経験者を問わず履修希望を出せるシステムであり、音楽大学に学ぶことの利点を最大限活用できる科目展開が実現されている。共通実技科目にはこのほかに「鍵盤楽器、弦楽器、打楽器、邦楽器、声楽、作曲、ジャズ実技」「管楽器、弦楽器、打楽器実習」などがある。

専門実技科目は音楽大学の屋台骨を形成する科目群であり、高度の専門性を維持した上で1年次から4年次まで8期を連続して履修することが求められている。「ピアノ・管楽・弦楽・打楽奏法研究」「声楽・舞踊・演劇・歌唱研究」「作曲研究」「コンピュータミュージック制作研究」「電子オルガン演奏研究」「ジャズ実技研究」「三絃実技」「長唄実技」「他様式尺八実技」が相当し、このほかに3年次に共通して課される「学内演奏」「学内発表」「学内作品発表」、4年次の「卒業演奏」「卒業発表」「卒業作品」がこの科目群に属す。専門実

技科目においては、他の科目分類群とは異なり、専攻する学生のみ履修である。この専門実技科目が強固な柱になるからこそ、専門演習科目や共通実技科目における経験が生けると志向することが即ち音楽大学の持つ専門性である。それ故、この科目を担当する教員の選考並びにその教育結果の評価に関しては慎重の上にも慎重を期している。

「卒業演奏・発表・作品」及びこれに先んじて行われる「学内演奏・発表・作品」は、すべて公開され、学内施設を用いた発表ではあるが、音大での学びは社会に向けて開かれてこそその専門性に価値が認められる、という理念に基づく科目展開でもある。在学生の人数を考慮したとき、その全員に公開演奏を課すことは、実務上の困難をとまなうが、積極的に教育成果を公開することの意義が大である。それは音楽大学としての最大の務めであり、学生に対しても「公開演奏すること」の意義を4年間の学習の成果として捉えるべく設定されている科目である。

本学の進級要件、卒業要件、履修方法、成績評価、単位認定などについては「名古屋音楽大学履修規定」に定められている。またこれは、年度始めのオリエンテーションで全学生に配布される「学生便覧」にも記載されている。

進級に関する内規に抵触した場合は留年となる。具体的には「必修単位を取得できなかった場合」「取得単位が定められた最低単位数に達しなかった場合」がこれに当たる。

履修登録は各々の年度の所定の期間に設けられた「履修登録期間」に、履修を希望する科目を所定の用紙に記入の上届け出ることで行われる。履修登録期間は1週間、登録見直し期間が1週間弱設定されるのが慣例となっている。

受講に関する規定は、総授業回数数の3分の2以上の出席がないと「出不」という扱いになり、定期試験の受験資格を喪失する。学生の出席状況の把握は、教員による出席確認を通常的手段とし、科目履修確定の後速やかに、全教員に履修者の名簿が配布される。

試験には定期試験、追試験、再試験がある。定期試験は各学期末に行うもので、現状では夏(7月～8月)と冬(1月～2月)に試験期間が設定されている。2週間から、長い場合は1ヶ月ほどまで試験期間が延びる場合もある。追試験は、定期試験を事故や病気などやむを得ない理由によって受験できなかったものに対し、別途期間を設けて行う。通常は1日で実施する。追試験での得点は、獲得した得点の8割に減算した上で成績評価を行う。再試験は卒業年次の定期試験において不合格となったものに対して行われる。ただし、取得できなかった科目数が2科目までの時に限定される。試験日程は再試験の受験が教授会の卒業判定に関する議案において了承された後、対象者に対して示される。

試験の方法には実技試験、筆記試験の他、レポート試験、口述試験などがある。単位認定者がもっとも適当と判断した方法で行われる。

各授業の具体的な評価の基準はシラバスに明記されている他、初回授業を中心に受講者に対して説明を行うよう、教員には通達している。

成績評価については、すべての科目において100点満点で60点を合格の下限としている。80点以上を「A」、79～70点を「B」、69～60点を「C」、59点以下を「D」とし、出席が総授業数数の3分の2に満たなかった場合は「出不」、定期試験を受験しなかった場合は「放棄」と記載する。追試験の得点は実際の獲得得点の8割とする。再試験は得点の多寡に関わらず、成績評価は「C」となる。履修した各授業科目の成績評価の結果、合格と判定された場合は所定の単位が認定される。

(2) 3-2の自己評価

16 コースという多彩なカリキュラム編成を可能にするために、授業科目の数が大変に多くなっている。これは学生にとっては選択の可能性を広げる一方、極少数の履修者のために開講せざるを得ない授業科目も存在し、教員配置を難しくする原因ともなっている。

一方で、カリキュラムの主たる部分を占めるレッスンによる科目のほとんどが1対1の授業形態をとるため、履修者が多い教員の稼働時間の拡大に歯止めがかからない。これは同時に、授業の行われる時間設定が大変に煩雑であることを意味し、授業設定の困難さを一層増大させている。

講義系の授業の多くが1年次、2年次に集中するため、3～4年次ではレッスンのみの履修で必要単位の履修が可能になっている場合が多く、4年間に平均した学業負担を課す、という点では問題を含む。視線を転ずると、専攻内容の深化に自由な時間を使うことを可能にしている。この利点を活用できる学生にとっては、理想的な自学自習の機会を提供できている。

履修登録の見直し期間があることで、科目数が多くかつ複雑なカリキュラムゆえに、必修の単位を取得し損なうことによって、そのまま留年につながりかねないというリスクのフォローを可能にしている。ただし、この期間が設定されることにより逆に、この期間を過ぎた場合の救済の道がほぼ閉ざされることになる。学業に何らかの困難を抱える学生の場合、こうした「フォローのために設定された権利」自体に無関心であるケースが多く、杓子定規な対応だけでは限界を感じることも増えており、現状を認識した対応が求められている。

出席状況の把握は口頭での氏名読み上げを標準としているが、履修者人数の多い授業においては出席カードを用いるケースもある。この場合、事務系職員が出席カードの配布・回収の補助に入ることで円滑な授業運営に貢献できている。

定期試験は、試験形態が実技であり、1人ずつ、それも一定の時間を要するものである。そのため、試験期間は長く設定せざるを得ない。理想的には、判定を行う教員は常に同じ顔ぶれであることが望ましいが、それを実施してしまうと1科目の試験にほぼ終日を要し、なおかつ採点する教員には全く休憩が与えられない。このため、会場を複数設定し、同時平行して試験を行う形態が定着している。このやり方によって試験期間をある程度縮小することに成功し、通常授業週を確保することの助けとなっている。

原則としてすべての実技科目は実技試験によって単位認定されるが、一部の副科科目においては実技試験に拠らない単位認定が成されている。実技試験を行うことによる試験期間の延長を考えたとき、こうした方法を改めるべきであると簡単に談ずることは難しいが、それでも音楽大学という大学の性格上、無理はあっても課題の与え方や試験時間の調整などによって実技試験の実施を奨励していきたい。

成績評価はA、B、C、Dの4段階であり、単位を取得した場合はABCのいずれかが成績となる。これに関して「Aよりすぐれた評価」と求める声が学生、教員の双方から上がっているが、現状では実現に向かった検討は成されていない。

共通実技科目とはいわゆる副科科目であるが、多くの科目を展開するがゆえに多くの課題も含んでいる。まず、履修学生に比してかなりの教員数が必要となってくる。人気のあ

る楽器は教員数を増やして対応しているが、それでも稼働時間が多大なものとなっていることが課題である。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

総合教育科目には人文科学分野、社会科学分野、自然科学分野の3系列の科目が用意されており、建学の精神たる宗教関係にも「仏教学入門」「宗教学入門」「人間と宗教」「いのちと倫理」などがあるが、必修ではない。「共なるいのちを生きる」という教育理念を全学生に共通して学ぶ場を用意すべきである。これに関しては、同朋学園全体の共通機関として仏教管理センターを設けることが検討されており、その議論を注視している。

専攻実技科目にそれを補う実技科目、そして専攻に関連した理論系科目、というセットでカリキュラムを作るのであれば、コース制の利点を生かして必修として固定する部分を最小に留め、学生が個人で必要単位数科目を選ぶというカリキュラムも考えられる。履修人数が極端に少ないまま、必修であるという理由だけで開講される授業科目を減らすという意味では検討に値すると考える。その際、必修の単位数を減らすことで、自由に選択できる科目のうち特に個人レッスンを主とする実技科目に関して、基本授業料とは別立ての受講料にできるのであれば、授業料の値下げも可能である。各部及び各構成員における聖域なき議論の展開が待たれるところであり、その土俵作りを検討している。

履修登録に見直し期間を設けることによって、履修漏れや重複履修による単位取得の抜けを指摘できる可能性を高めているが、こうした手続きを設けてもなお、学生側に積極的な履修見直しの意識がない場合には不規則な履修に対して忠告することはほぼ不可能であり、結果的に留年や、休学・退学に結びつくケースも絶無ではない。履修結果を郵送するなどして、自らの学習計画にやや強引にでも正面から向き合わせるための取り組みは検討して行く。

出席確認は授業冒頭に必ず行うこと、とは全教員に徹底しているが、現実には十全に機能しているとは言い難い。これは、授業の多くが少人数であり、授業者は出席者を一瞥するだけで誰が出席しており誰がこの場にいなかを把握できるため、このやり方であってもきちんと出欠席が記録されていれば問題はないが、後になって自分は出席していた、欠席になっているのは教員側の思い違いだ、というクレームの温床になっている。現状では出席カードによる確認が大方であるが、確実に参加したかどうかを遺漏なく確認することはほぼ不可能である。教員側が生徒の顔を把握し、またその行動の傾向や人間関係にも配慮した上で実際に授業に参加しているかどうかをコミュニケーションのなかで確認できることを目指したい。ただし、大人数の授業においてはこれは困難をとらう。よって、出席カードに代わるより確実に迅速な出席確認も検討に入っている。現在、学生証のICカード化にあわせ、カードリーダーによる出席確認等も含め、より具体的方策を検討すべく準備に入っている。

成績評価がA・B・Cの3段階であることは、特に優秀な成績を収める学生にとっては成績優秀者相互の相対化ができないために不満を感じるものが少なくない。例えば、成績優秀者に特待生制度があるため、この3段階評価方法では実務レベルでの葛藤が生じるのは否定できない。今後の課題としては評価方法について既存の概念に囚われることなく、斬新な発想で検討する。

3-3. 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

3-3の視点

3-3- 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

(1) 3-3の事実の説明(現状)

本学の公開演奏会は、すべてオーディションを経て出演者が決められる。定期演奏会及び卒業演奏会が4年生のみを対象とするのに対し、それ以外の演奏会は全学年を対象として、エントリー権を保証している。これらの演奏会は、技量と意欲に優れた学生に、同じく技量と意欲に秀でた学生と切磋琢磨する機会を与えている。さらに公開演奏を採点し、その結果を公表することから学習状況を他者と比較することと同時に、自分の現時点での学びがどのような評価に結びついているかを知ることができる。なお、公開演奏会への参加は成績評価とは直接の関係はないため、このシステムを利用することのデメリットは学生側には存在しない。

定期試験・考査などによらない学習状況の把握に関しては、特筆すべき方策が存在していない。教員各自の学生把握に頼っている現状である。

資格取得・就職状況の調査は主として厚生部、キャリア支援センターが行っている。より専門職として、それらの問題に精通した教職員が学生に対応するべく機構整備がなされている。また、学園整備計画においてその施設設備計画においてその施設設備も改善され、学生側に立ったコンセプトで業務を行っている。調査は主に全学生を対象としたアンケートによっているが、対象を卒業生や就職の決定した学生とし、それぞれの課題を個別に判断し、さまざまな調査方法も視野に入れて行っている。

(2) 3-3の自己評価

試験による学びの達成把握はともかく、教員個人による学生把握に関してはさしたるシステムは機能していない、としたが、授業形式がレッスンであるケースでは必ずしも無策であるとは考えない。これは、週に一度は必ず個人指導が行われ、課題の評価並びに次回への課題が示されるわけであり、週に一度試験が行われているとも解釈できる。また、レッスンの出席状況はまさしく教員が直接確認できるため、学習への意欲の変動は非常にきめ細かくチェックされている。

資格・就職調査は聞き取りも併せて行っているが、調査票の回収率は100%には届いていない。これは、もとより就職活動を行わない学生が存在する音楽大学生の気質にも起因していると考えられる。

教育目的の点検・評価は究極的には学生による表現活動に最も端的に表れるため、演奏会のもつ意味は大きい。そういう意味では、学内外で開催される大学主催の演奏会だけで15回を数える「発表の場の確保」には全力を傾注しており、その実績は自他ともに認めるところである。また、大学主催のもの以外にコースやクラスごとに学内施設を利用した発表会も頻繁に行われている。これらの演奏会も広く一般の聴衆に対して開かれた演奏会で

あり、会場は本学内の施設を利用するため、主催演奏会に劣るとはいえ、学生の意欲や学びの内容の向上、そして、地域の人々に本学のキャンパスを紹介するという宣伝効果は多大であると考えている。

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

レッスンによる学びの成果の検証は、教員個人の主観に頼る面が長所であり、また短所でもある。事細かな項目立てをせずとも、簡易な検証マニュアルを整備することで、学生一人ひとりの変化に対して一貫した手当てをすることも可能であるとする。殊に学業を継続することに対する困難を抱える学生への早期対応という見地からは、こうした対応の利点大きい。小規模校であることの利点を最大限まで生かすためには、レッスン担当教員による学生の状況把握を最初に行うべきである。マニュアル作成に先んじて、レッスン担当教員に対し、学生の情報を周知されることが望ましく、学務課とのホットラインを常に活用して行く。

演奏機会を多く用意することは学生にやる気を起こさせる一方、演奏会に向けて練習することを要求することになり、複数の演奏会に負担する学生には明らかに加重負担となっている。特に専攻学生数の少ない弦楽器等を強制的に参加させる演奏会は、回数を見直すか、開催の間隔を疎にする配慮が必要であり、担当部署において検討している。

資格取得の卒業後の調査は、連絡先の変化などもあり完全に行うことは困難だが、特に教職資格に関しては卒業後すぐに採用がない場合もあり、遺漏のない就職状況の把握が望まれる。現時点では連絡の付く者同士の私的なネットワークに頼るしかない状態で、系統だった情報収集ができていない。就職状況ネットワークのような、卒業生・在校生が共同で登録し情報を公開できるようなシステム開発が可能であれば取り組みたい。現状、学園の厚生部において一括して作業を行っており、委員を通じて積極的に提言して行く。

[基準3の自己評価]

大学の社会貢献という観点では、卒業生の人材としての価値を高めることには成功していると判断する。ただし、学ぶ意欲と能力に優れた学生を導き結果の出やすい方向に向かって後押しすることが主であり、職種としては教職員や指導者といった教授職に偏りがちである。

カリキュラムが多彩であり、学生のニーズに充分応えられるカリキュラムが用意できている。これは、履修する学生がその利点を十分に活用できてこそのものであり、多彩であるが故に複雑化したカリキュラムを個人のニーズに合わせるのは容易ではない。

演奏の機会を保証するという、音楽大学の特色を前面に打ち出した評価形態は現時点での理想に近いと考える。ただ、回数だけが増えた形で確立してしまった観があり、質的な向上と共に回数や頻度に関する改善がさらなる深化に繋がると考える。

[基準3の改善・向上方策(将来計画)]

全ての在学生在が、その可能性の限り能力を伸長させることが理想であり、きめ細かい個人指導が求められるのである。特に履修指導において、多様化した履修形態に対応するた

め「代表的な履修モデル」を示すことで対応すると、全学生が一様になり、より多様性を求めた本学の真意が学生に伝わらない。履修のためのガイダンスだけではなく、そのための講座を単位化して、学年末に集中講義として実施するなどの大胆な試みも視野に入れる価値はある。

演奏会の回数や、その頻度、さらにはそれらへの参加学生数など、演奏会方面での改善点は存在するが、それにも増して演奏会参加を理由とした公欠のケアは急務である。学生として授業に参加する権利を保障するためには、公欠によって減じた授業機会は補講で補うことが望ましい。補講期間の確保、実技・演習系の補講が通常の講義とは形態・内容とも異なってしまうことなど問題は多いが、演奏会開催を大学運営の理想と掲げる以上は解決せねばならない課題である。そのための第一歩として学事暦を整備し、振り替え休日で授業が休講となる月曜日に関しては、休日であっても開講日とする処置をとっている。同様に、補講期間を確保するために授業終了日を試験の終了日に設定し、学校設定の補講期間とは別に試験期間中にも通常授業を行える措置を開始している。

学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査及び学生の意識調査等の教育目的の達成状況は、本学のFD委員会、学園厚生部のキャリア支援センター等にて調査を行っているが、調査結果を検証し、すべてを具体的方策に直結していくには未だ至っていない。しかしながら不断に調査を行い、常に検証し、各機関で横断的に議論し、問題点を共有することが肝要であり、定期的に会議を開催する。

基準4．学生

4-1．アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

4-1の視点

- 4-1- アドミッションポリシーが明確にされているか。
- 4-1- アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。
- 4-1- 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

(1) 4-1の事実の説明(現状)

<アドミッションポリシー>

名古屋音楽大学の建学の精神「共なるいのちを生きる」は、互いの差異を認めながら協同して生きるという意味である。自己の個性、主体性を見失うことなく、しかも他者と共に生きることの大切さを強調する。

この建学の精神を体得し、かつ音楽をこよなく愛し、日常生活では他者と切磋琢磨しあいながら一貫した強い学習意欲をもつ学生を求めていること、これが本学のアドミッションポリシーである。

ホームページや大学案内には本学の建学の精神を記載し、なおかつ「音楽への憧れ」と題して本学が求めている学生像について記述している。平易な言葉でアドミッションポリシーの周知を図っている。大学案内は、受験生、受験生の保護者、高等学校の教員、音楽指導者等広く一般に配布して本学の広報を行い、また受験生にはオープンキャンパス・入試説明会・各種進学相談会等において、大学案内を基に直接に面談し説明を加え、「建学の精神を体得し、かつ音楽をこよなく愛し、日常生活では他者と切磋琢磨しながら一貫した強い学習意欲をもつ学生を求めていること」を広く周知させるよう努めている。

<学部の入試制度>

本学の入試方式は、個別化する受験生のニーズに対応するため多彩な入試方式と試験内容の入学試験を用意している。現行は、AO入試、公募推薦入試、指定校推薦入試、提携推薦入試、同朋高校音楽科特別推薦入試、一般入試（A日程・B日程）、二次入試を行い、さらに、社会人入試、編入学試験（2年次編入学、3年次編入学）、外国人留学生入学試験を実施している。受験生には受験の機会が豊富になり、明確な目的を持って受験を目指す人、高等学校の推薦で受験を希望する人、複数の大学受験を希望する人、時間的余裕を持って受験の準備をしたい人等、様々な立場の受験生に複数の機会を用意している。

AO入試は一定の条件を満たしていれば、自らの意思で自由に出願できる制度である。筆記試験や実技試験等の結果のみでなく、書類審査と面談によって多面的、かつ総合的に人物評価をする入試制度である。エントリー後には数回の面談を重ね、本学の教育理念と目的を受験生に語り、本学を目指す学習意欲の確認を行う。最終選考では実技試験と面接による選抜を行っている。

公募推薦入試は高等学校長の推薦された志願者を対象とする入試制度である。試験科目は主に実技試験を課しているが、音楽教育コースや音楽療法コースに関しては作文を課し、

音楽ビジネスコースは作文により選抜している。

指定校推薦入試は本学が指定校として選定した高等学校の校長と信頼関係を構築し、本学への受験を希望している人材の推薦を求めている。かつ中長期的な視野に立って、本学への人材確保を目標とした入試制度である。各コースの特色を生かした選抜方法を取り、すべてのコースに面接を課している。

提携推薦入試は、本学と提携を結んだ高等学校の音楽科および音楽系のコースの生徒を対象とした推薦入試制度である。本学でさらに専門性を高めたいと受験を希望している人材の推薦を高等学校の校長に対して求めている。指定校推薦入試と同様、各コースの特色を生かした選抜方法を取り、すべてのコースに面接を課している。

同朋高等学校音楽科特別推薦入試は、同じ学園に所属する高等学校音楽科のための入試制度である。同一法人であることによりいろいろな特典を用意し、志願者の便宜を図っている。高等学校の成績評価と面接をもって選考している。

一般入試は、幅広く音楽を志向する志願者を対象とした入試制度である。16コース全てではないが、実技試験のほか、音楽の基礎力を問う音楽理論とソルフェージュ、並びに学力を問う国語または外国語の学科試験を課している。

二次入試は受験者に複数受験の機会を提供する入試制度である。試験科目は、実技試験（音楽ビジネスコースは作文）と面接を課している。

社会人入試は広く社会の中で音楽文化を志し、音楽をより専門的に学ぶことに情熱を抱いている人を対象とした入試制度である。11月とA日程、B日程の3回の試験の機会を設けており、実技試験（音楽ビジネスコースは作文）と面接を課している。

編入学試験は、本学にて学業を志す人、例えば進路およびコース変更等、新たな学業の道を希望する人を対象にした入試制度である。その制度は2年次編入学入試と3年次編入学入試の2種類あり、特に3年次編入学では、音楽系の短期大学出身者と音楽系以外の短期大学出身者、さらに社会人対象の3種類の入学試験方式を設定している。2年次編入学と3年次の音楽系以外の短期大学出身者には、A日程、B日程の2回、試験を実施している。試験科目は実技試験（音楽ビジネスコースは作文）と面接が基本であるが、コースにより副科ピアノ、任意楽器演奏、小論文等もあり、2年次編入学入試には音楽理論とソルフェージュも課している。

外国人留学生入学試験は、国際化時代に対応した入試制度である。外国の音楽系大学との留学生交換等、その需要が拡大する現状に対応した入試制度である。その選考は第1次審査として書類選考を行い、本学を志願するにふさわしいと判断した後、それぞれのコースの試験科目に基づく入学試験を実施している。入学試験は社会人入試と同様の試験科目を課し、また2年次編入学試験及び3年次編入学試験もそれぞれの編入学試験と同様に試験科目を課している。

< 大学院の入試制度 >

大学院の入試方式は大学を卒業した学生を対象とした一般入試と社会人入試、そして外国人留学生の入学試験を実施している。

一般入試は共通科目試験として外国語と音楽史、専門科目試験として実技試験（音楽教育学は小論文）そしてすべての専攻に面接を課している。

社会人入試の選抜方法は、専門分野の試験、志願理由書、音楽に関する研究業績表等の各資料を総合して判断している。試験科目は専門科目試験として実技試験（音楽教育学は小論文・研究計画書・口頭試問を課す）を実施し、そしてすべての専攻に面接を課している。

大学院の外国人留学生の入学試験は、第1次審査として書類選考を行い、本学に志願するにふさわしいと判断した後、それぞれの専攻の試験科目に基づく試験を実施している。

<学部の入試実施体制>

本学の入学試験は学長を総括責任者として、入試広報部長と学長が委嘱した入試委員からなる入試委員会のもとで、全教職員による全学的な入試体制で実施されている。

入試委員会では入試広報部と連携して、大学案内や入試要項の作成、入学試験日程および入学試験科目の決定等を協議し教授会の承認のもと決定している。また、出題委員の選出、試験科目の選定・試験問題作成に関しても、入試委員会で協議し、教授会で承認する体制を取っている。

入試に至るまでの広報・願書受付等試験実施に関する事務、教授会承認の合格発表等の業務は入試広報部が担当している。

<大学院の入試実施体制>

大学院の入学試験は、学長を総括責任者として音楽研究科長と学長が委嘱した音楽研究科常任委員からなる音楽研究科常任委員会のもとで、学部の入学試験同様、全学的な入試体制で実施されている。

入試に至るまでの広報、願書受付等試験実施に関する事務、音楽研究科委員会承認の合格発表等の業務は入試広報部が担当している。

<入学定員・収容定員および在籍学生数>

平成19(2007)年度から音楽学部器楽学科・声楽学科・作曲学科・音楽学科の4学科から音楽学科16コース制に改組し、入学定員を180人とした。

最近5カ年の志願者・合格者・入学者数の推移は、次の表のとおりである。

〔志願者・合格者・入学者の推移(5カ年)〕

年度	定員	志願者	合格者	入学者
2005	200	245	236	166
2006	200	227	222	158
2007	180	229	222	160
2008	180	205	200	142
2009	180	186	184	134

志願者は第1志望の人数

平成19(2007)年度は定員180人に対し160人(0.88倍)、2008年度は142人(0.78倍)、2009年度は134人(0.74倍)と定員を割っており、志願者、合格者ともに減少傾向がみられる。

また、収容定員及び在籍学生数は、次の表のとおりである。740 人の学生収容定員に対し、5月1日現在の在籍学生数は600名であり、比率は0.81倍となっている。入学者数の比較においては前年度比約3%の減となっている。

〔収容定員・在籍学生数〕

年度	収容定員	在籍学生数
2007	780	654
2008	760	618
2009	740	600

(2) 4-1の自己評価

本学の建学の精神をホームページや大学案内に記載し、それに基づく本学が求める学生像を「音楽への憧れ」と題して平易な言葉で記載している。年2回開催しているオープンキャンパスや高校1年生以上を対象とした春の体験入学、入試説明会、各種進学相談会等において受験生、受験生の保護者、高等学校の教員、音楽指導者等に直接説明を加え、「建学の精神を体得し、かつ音楽をこよなく愛し、日常生活では他者と切磋琢磨しながら一貫した強い学習意欲をもつ学生を求めていること」を広く周知させるよう努めている。

しかし、多様化した試験制度に即したアドミッションポリシーの明示はまだ不十分である。現況は、いかにして入学を勧誘するかという課題が先行し、本学の建学の精神及び教育の理念・目的が十分に理解されているとは言えない。

学部における入試制度は、種類が多く煩雑になっている面もあり、見直しを視野に入れた抜本的改善を図る必要を感じている。また、広報のあり方においても、多様化する入試制度、例えばAO入試、推薦入試、一般入試等の特徴を一目瞭然とした内容の明記の仕方、整理整頓したわかりやすい内容の広報が課題である。

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

多様化している入試制度の個々に対してのアドミッションポリシーが具体的になっていない。早急に入学試験委員会で検討し、平成23(2011)年度の学生募集から明示できるようにする。

広報の精度を高めるために、ホームページのリニューアルを大学広報委員会で検討し、平成21(2009)年秋にはモバイル対応のホームページを新規に立ち上げることになっている。

入学者の減少傾向に歯止めをかけるため、入試制度を含めた広報活動の抜本的な改革は急務であり、全学的レベルでの議論を頻繁にし、担当部署で具体的道筋についての議論を始めた。具体的には、次年度の入試から、従来、一般入試に課していた国語と外国語の学科を試験科目から撤廃した。さらに、本学主催の入試説明会にミニコンサートを加えて学生の演奏を行い、より質の高い教育内容を参加者に体感してもらうこととした。また、オープンキャンパスにおいては学生による相談コーナーを設けた。身近なところの相談を同世代の間で行うことにより本学に親しみを感じる高校生の増加を図る。

これら広報活動を一部署で行うのではなく、すべての教職員一丸となつて行うこと、そのための研修及びマニュアルを作成し、それらの内容を不断に検証、議論を重ね、受験生数の安定的確保を目指す。

4-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

4-2の視点

- 4-2- 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-2- 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。
- 4-2- 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

(1) 4-2の事実の説明(現状)

学生への学習支援体制として最も整備されているのは練習環境に関する部分である。

使用できる練習室は49室、原則として利用者がいなければいつでも使用は可能である。

1回の使用につき1時間の上限はあるが、連続しての使用は妨げられていない。ただし、自由練習室と、学務課で申し込む一部の練習室を除き、コンピュータ端末で学生証を読み取らせたうえで予約する必要がある、自分の使用中に他者が予約を入れた場合は継続使用はできない。

自宅に練習環境が整っている学生に関しては、大学が授業を行っている時間での使用に限定される反面、居住施設に練習環境のない学生(下宿生)には、日曜・休日全日と平日の早朝・夜間での使用(以下、「時間外使用」とする)を週に25時間を上限として予約が可能となっている。

学生の意見を汲み上げるシステムとしては、レッスン担当教員の変更制度がある。これは、原則として、在学期間中に一度だけ、全く理由の如何を問わず、個人レッスンの担当教員を変更できるもので、学務関係の教員・職員が面談を行い、事情の聞き取りをすることによって行われる。音楽大学においては、個人レッスンが専門的技能・知識修得の最も重要な手段であり、授業は一对一のマンツーマンシステムで進行する。学生はレッスン内容や指導の方法、教員の信条・美的判断基準等に相容れない状況が生じ、抱えきれなくなったとき、担当教員の変更を申し出ることができる。

身体機能に障害を持つ学生への支援体制は万全とはいえない。現状は、対象学生が少ないこともあり、その都度の対応に終始している感は拭えないが、諸施設の改善・整備に心がけている。

(2) 4-2の自己評価

練習室は、原則として不足していないが、特に試験前になると利用希望が集中するため期間限定で予約が大変に困難になる。その際、自宅生と下宿生の時間外使用権の差が、不公平感を以て受け取られている。また、ピアノや声楽など個人での練習を主とする専攻生には良好な環境を提供できている反面、弦楽・管楽など数名でのアンサンブルを行う場所は授業を行う教室と併用になるため、空き時間しか利用ができない不便さがある。

時間外使用のうち、特に、大学が本来稼働していない日曜休日の時間帯での施設利用を求める声は強いが、コンピュータ管理の個人練習室以外は貸与できない。原則として講義室であるために、職員ないし教員が管理責任者として常駐しない限り貸与はできない。要望は強いだけに対応策を模索している。

学生は、レッスンにおいて教員を通して多大な影響を受けるものである。その過程では複雑な心理状況が想起され、教員との良好なる関係が維持できなくなる場合が生じる。その際は、より慎重なる対応が必然となり、後に問題を残さないような解決が課題となる。このようなシステムが所期の目的を果たすための府眼の検証が課題である。

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

講義室の練習場所としての開放は、利用者が責任を持って施設を利用し、特に授業に支障のない原状回復を確約できるなら検討の余地はあるが、常設の楽器など、高価な備品が設置してあるケースなど、防犯・保安の見地から容易には貸与に踏み切れない実情がある。現状では一律に貸与不可としているが、休日や夜間に「その場所に居て監督するだけ」の教職員の出向を検討するのは現実性が薄いと言わざるを得ず、開放を求める声を汲み取れない結果となっているのは心苦しいが、実現は容易ではない。

レッスン担当教員の変更は、教員側には一切の説明がない。実際に、学生側の一方的な意見であってもそれを受け入れる制度であるため、ひどく割り切れない感情を教員側に残す場合もある。これに関しては、現状、在学中に一度しか使えない手段であると指導することで濫用防止を図っている。学生側に心理的な圧迫を与えず、教員側が納得できるシステムが案出できるよう検討する。

学生への学習支援体制のチューターやノートテイクの制度を整えることは今後の課題であり、本学の研究員制度の中で総合的に検討して行く。

身体機能に障害を持つ学生への支援体制は万全とは言えないが、現状、学園整備計画において、バリアフリーやエレベーターの完全設置及び洗面所の改装等の諸施設の整備を実行する。

4-3. 学生サ - ビスの体制が整備され、適切に運営されていること。

4-3の視点

- 4-3- 学生サ - ビス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4-3- 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 4-3- 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4-3- 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。
- 4-3- 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

(1) 4-3の事実の説明(現状)

厚生補導に関しては学務部が主として担当するほか、同朋大学と共有組織である厚生部が同機能を分割、担当している。

学務部は学務部長(教員)、学務課長以下職員6名で構成されている。学務部の職務内容

はカリキュラム、授業など教務に関するものと、福利厚生、学生相談など学生生活に関するものに大別され、学生生活に関する部門を主として担う職員は前記6名中3名である。

厚生部は厚生部長（教員）と厚生課長以下7人の職員と非常勤の医師とで、キャリア支援センター、健康管理室、学生相談室を組織している。厚生部長のもとに厚生委員会を置いている。

学生に対する経済的支援は、特待生奨学金のほか、保護者会である雅亮会拠出による奨学金と名古屋音楽大学の独自財源による奨学金がある。

特待生制度には入学時特待生と一般特待生がある。入学時特待生は入学者選抜試験で優秀な得点を獲得したものに受験の資格を与え、その中から希望するものを対象に特待生選抜試験を課して決定する。特待期間は一年間であり、入学時特待生奨学金を受けたものは、特待期間は学籍を全うすることが条件となっている（退学などで学籍を離れる場合は返還を要求できる）。

一般特待生奨学金は2年次から4年次に在学中の学生のうち、学力優秀で学生生活が健全な学生に供与される。2年次、3年次学生に関しては、半期ごとに選考が行われ、特待期間も半期（半年）となる。4年次のみ3年後期の成績を以て4年次1年間を特待期間としている。特待生に悖る行為が認められた場合、支給された奨学金の返還を要求できる。

特待生奨学金の支給額には授業料の全額、半額、4分の1額の3種類がある。

奨学金制度は、大学入学後、経済的な事情により修学の継続に困難を来した学生を支援する事業であり、貸与されるものである。学生からの出願によって支給資格の検討対象となる（1年次のみ秋学期から出願可能）。出願の締め切りは毎年5月、10月である。貸与総額の上限は、学納金の2年分である。分割返済の義務があり、貸与総額により無利子返済可能期間が異なり、学納金1年分以内の貸与である場合は学籍を離れてから5年以内、それを越えた場合は10年以内となる。その期間を超えると金利2%が発生する。貸与の認可は学務委員会の審査を経た後、教授会によって決定される。

クラブ支援は、毎年7月に行われるリーダーズキャンプにおいて、各団体の代表が決算報告並びに活動報告書を公開し、それに応じて活動計画案に対する予算配分が行われる。

学生の健康相談、心的支援、生活相談は厚生部健康管理室、学生相談室及び学務課が窓口となって対応している。健康管理室は常勤の看護師と非常勤の医師（校医）の2人で、4月の定期健診、6・7月の臨時検診と未受診者への受診指導、受診結果による再検査指導、必要な学生への健康管理指導・支援を実施している。怪我や急病などへの救急対応は、健康管理室における支援・指導とともに大学周辺の医療機関への紹介を適宜行っている。健康相談については看護師が随時対応しているが、特別の場合や学生が望むときは週1回医師（校医）による相談日を設けている。また、学内に健康管理に関するパンフレット等を掲示し、学生に健康に関する啓蒙活動を行っている。

心的支援と学生相談は、相談業務に対応できる教員3人と医師（校医）1人、職員1人による相談委員会を設けて行っている。相談受付は学務課及び相談室窓口で行い、専門職員が初回相談を受け、その内容により2回目以降の相談を支援している。さらに、専門医の受診が必要と思われる学生に対しては、大学近くにある校医の勤務する診療所を含めて複数の医療機関を紹介している。また、年度初めには新入生と2年生を対象に学生相談に関するガイダンスとアンケートを、3・4年生にはガイダンスを行い、相談室の活用を促

すと同時にグループ相談などを設けて気軽に相談できることを広報している。また、教職員にも学生相談研修会を年1回設け、年々複雑化していく学生相談に対する関心を高め、その初期対応について理解できるよう支援している。

セクシャルハラスメントについては規程を設け、学生便覧に相談方法に関するガイドラインを記載している。現状、本学の3・4年生の60%程が教員免許取得のための学外実習を修得しているため、それらの実習に関する期間中でのセクシャルハラスメント防止についても説明している。特に音楽大学としての特質上、女子学生が多く、授業レッスンが1対1のマンツーマンで行われるため、機会あるごとにセクシャルハラスメントに関する啓蒙を行っている。さらに、学生会が実施する「学生アンケート」にはセクシャルハラスメントに関する質問項目を設け、毎年7月に開催するリーダーズキャンプで報告、確認を行っている。

(2) 4-3の自己評価

特待生制度は、授業料の全額、半額、1/4額と支給額を3段階設定することで、多くの学生に支給することを可能にしている。これは、常に同じ学生が特待生奨学金を独占することによる一種の無気力感が蔓延することを回避させるために効果を発揮している。

一方で、群を抜いて優秀な学生に手厚い授与をという考え方からは遠ざかっている。近年、授業料1年分を特待生奨学金として獲得した学生はごく稀であり、能力と向上心に富んだ学生に報いていくよう選択制度を検討していきたい。

奨学金制度は、近年の厳しい経済事情により、経済状態の急変による学生生活継続困難を訴える学生は急増しており、計上される予算の範囲ではすべての救済を万全に行うことは不可能となっている。結果として、申請額の全額を貸与できるケースは稀少であり、学生側も申請額がそのまま支給されないことを織り込んで本来必要とする額より多めの申請をすることが暗黙の了解となりつつある。審査する学務委員会では、こうした現状を考慮しつつ、本当に援助を必要とする学生を見極めねばならず、その額の決定と併せ、大きな負担となっている。

クラブへの配分予算は、通常の援助額に比べかなり高額であるにもかかわらず、それを使う側のモラルが未だ育っているとは言い難い。音楽大学という本学の性格上、クラブも音楽系が主体となるが、演奏活動に収益が絡むケースが発生するため、一律な対処が難しい。こうした事態の改善を目指し、近年特に予算執行と活動報告に関して詳細かつ明確な書類作成を強く求めており、新たな予算配分はその完成度と充実度を大きく評価すると申し合わせているが、まだ移行期間との感触を否定しがたい。ただし、クラブによっては地域貢献活動や社会奉仕活動にも積極的であり、大学生の社会参加の窓口を広げる効果は肯定的に評価できる。

怪我や急病などへの救急対応は健康管理室で対応しているが、看護師不在の場合は併設してあるキャリア支援センターの職員が対応できるようにしている。また、健康管理室と学生相談室は隣接しており、健康相談はもちろんのこと、健康管理室利用から心的相談への移行もうまくできる体制がある。それに、個人相談室のほかにグループ相談室を設置し、気軽に相談室利用ができるよう配慮している。

このように、健康管理室や学生相談室は学生への啓蒙から窓口業務、学内支援の体制と

学外の機関への受け渡し等、良好に機能している。

セクシャルハラスメントについては、学内での予防意識が高まったため、調査書作成時点での新たな問題は未発である。しかし、アカデミックハラスメント及びパワーハラスメントに関する規程の整備が遅れており、対応が急がれる。

(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

奨学金に関しては、実情、貸与された奨学金がほとんど返済されず、債務のみが膨らむ状況にあり、奨学金事業の継続自体が危機に瀕している。かかる状況を踏まえ、貸与総額の縮小及び貸与条件のハードルの引き上げ等の検討をしてきたが、今後は奨学金制度を廃止し、学生支援の給付金として新たな支給方法を検討している。

クラブ活動は単なる親睦にとどまらず、学校主催の(公費による)演奏活動とは違った切り口からの自己表現を可能にするための1つのメディアとして機能することが望まれる。例えば、作曲専攻生がオーケストラ曲を書いたとして、学校主催の演奏会でその作品を音響にすることは予算上非常に困難であるが、管弦楽のクラブがそうした作品を取り上げて演奏することでクラブ助成費が結果的に学生の表現機会の幅を広げることにつながっている。実績を上げた団体には思い切った配分を認め、一方でさしたる活動結果をも報告できない団体へは配分を緊縮する、という信賞必罰も検討されるべきと考える。これに関しては、職員ないし教員がオブザーバーもしくはスーパーバイザーとして予算会議に参加する案の検討も妥当と考える。

健康管理室や学生相談室については、現体制で良好に行えている。今後もこれの維持に努めると同時に、学務課との連携を今以上に密にしていくこととする。

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

4-4の視点

4-4- 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

4-4- キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

(1) 4-4の事実の説明(現状)

学生の就職を円滑に進めるため、厚生委員会を設置している。委員会は学部代表の教員2人と厚生部長及び厚生課長より構成され、学生の就職に関する事項について協議する。厚生委員は委員会の協議事項を教授会で報告し、学生の就職支援について全ての教員が対応・助言できるようにしている。

就職に関する業務は厚生部キャリア支援センターが行っている。キャリア支援センターは課長、課員3人で求人企業の開拓から就職指導・就職相談まで学生の就職全般を支援している。

キャリア支援センターの就職指導は、学生が卒業後の進路選択に向けどのような心構えを持ち、就職準備を進めていくかについて、3年生の9月に第1回就職セミナーを実施し、卒業後の進路選択活動の基本的事項について、進路登録票の提出を受ける。その進路登録票を基に第1回個人面談を実施し、進路決定に至るまでのアドバイスをする。

11月には、音楽・公務員・一般企業・福祉分野など就職希望分野別に、就職環境・採用

試験スケジュール・試験内容・対策準備などについて第2回就職セミナーを実施する。1月実施の第3回就職セミナーでは、一般企業志望者に就職試験の状況や活動の方法について説明する。さらに、4年生の4月に第4回就職セミナーとしてこれまで実施のセミナーの総括を行っている。その後、第2回個人面談を実施し、今後の活動について最終的な確認をしている。

以上のスケジュールで就職支援は実施されているが、スケジュール外の面接や相談は随時行っており、キャリア支援センターに配置してある企業・施設等の求人票の閲覧などと同様に、学生が気軽に相談に来訪できるよう配慮している。また、キャリア支援センターでは学部教育を補うものとして、就職関連の模擬試験や講座を開設している。平成20(2008)年度実施したのは、「就職活動スタートアップセミナー」(2回実施) 女子学生対象の「身だしなみレッスン」(2回実施) 電話のかけ方や資料請求方法を学ぶ「就職活動マナーの基礎講座」(2回実施) 「インターネット活用講座」(2回実施) 「日経新聞の読み方セミナー」(2回実施) 自己分析をもとに、よりよい履歴書やエントリーシートを作成するための「自己分析ワーク～履歴書を作成してみよう～」(2回実施) 面接の心得やマナーを学ぶ「面接マナー」(2回実施) 「公務員なんでも相談会」(2回実施) 「公務員就職対策セミナー」(2回実施) 企業系就職対策セミナー」(2回実施) 「福祉系就職対策セミナー」(2回実施) 「音楽系就職対策セミナー」(2回実施) 「就職能力試験(SPI対策講義を含む)」、「就職常識試験(一般常識試験対策講義を含む)」、公務員、医療・福祉、企業などの「筆記試験対策講座(一般教養)」(90分×44コマ) 「論文対策講座」(120分×3回) 模擬面接を体験し、強み・弱みを理解して本番に臨む「模擬面接」(3年生は2・3月に、4年生は5～11月に、それぞれ個別に随時実施)である。

(2) 4-4の自己評価

就職指導に関しては、内容・体制ともに充実しており、学生にも評価を得ていると考えられる。それは面接に来室した学生や各種講座等を受講した学生などから窺える。しかし、平成20(2008)年4月実施の個人面接は、4年生172人中66名で38%、大学院生39名中9名で23%の参加と低調であり、キャリア支援センターによる支援プログラムへの参加率を高める必要がある。

就職に至るまでのセミナーや講座に関しては、内容も多岐にわたり充実していると思われる。また、学生が参加しやすく理解度を上げるために、同じものを2回実施する講座・セミナーを多くしている。

(3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

学生へのキャリア支援の内容を深めるには、学生の進路動向や進路ニーズを把握して、それに沿ったキャリア支援をすべきであろう。個人面談(個別支援)を受ける学部学生が38%であったり、キャリア支援センターを通さず個人で就職活動を行い就職していく学生が多い現状から、学生へのキャリア支援を充実するために、3年生9月の第1回就職セミナーから参加を促す必要がある。キャリア支援センターを活用することにより、学生が考える就職の間口を広げたり、就職だけではなく卒業後の生活設計などについても考えるこ

とができると思われる。厚生委員を通して、アドバイザーとなる専任教員とよりいっそう連携を密にして、学生の意識改善を図る。

[基準4の自己評価]

アドミッションポリシーに関しては、個々の入試制度の周知を通し、それぞれの特徴を入学希望者に広く情報を提供する努力がなされている。

学習支援に関しては、ハードウェア面の整備に改善がなされてきた。しかし、在学生数に鑑みて十分であるかどうかは、未だ検証途上と言える。意識の高い学生とそうではない学生との間に、施設利用の頻度に大きな差があり、結果的に改善要求を提出するのは利用頻度の高い熱意のある学生に限られてしまう傾向がある。すべての学生が練習環境にどのような満足度を感じているのかは現時点では推測の域を出ていないが、おおよそ満足していると受けとめている。

学生への就職支援に関しては、より良い働き口を開拓する意志のある学生には良いサービスを提供できているが、キャリア支援センターを訪れる学生数が少ないことは検討すべきことであり、魅力あるサービスの提供に努める必要がある。

[基準4の改善・向上方策(将来計画)]

情報の周知に関しては、紙媒体による広報誌より、webページによる情報発信がさらに重要度を増すと考える。受験を希望する高校生にウェブデザインでアピールすることも一つの方策ではあるが、特に留意すべきは情報更新が頻繁であること、情報交換が双方向であることを重視した広報活動が望まれる。その際、事務員・職員だけの手による情報発信に留まらず、在学生・卒業生も含めたweb管理ができることが望ましく、鋭意努力している。

施設利用とその自己評価の結果が出るまでにはまだ時間を要する。現在大学施設の大幅な改善の途上であり、この報告書作成時点では施設は仮設のものも多く、施設の改善が完了した段階で総括的に評価したい。

就職指導に限らないが、自発的に行動する者へは良い成果を提供できている。反面、受動的もしくは消極的な者へは、必ずしも適切なサービスが提供できていない。最も問題となるのは、そうした受動的もしくは消極的学生の声が聞こえてこないことである。サービスに関しては、指摘があって初めて改善に着手するものも少なくない。声にならない不平や不満をいかにしてすくい上げるかが課題となる。そのためには教職員一同、常に学生サービスを心がけ、学生の目線において提供できるサービスの利用の仕方等、丁寧に伝えるという努力が要求されている。

基準5. 教員

5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

5-1の視点

5-1- 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

5-1- 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

(1) 5-1の事実の説明(現状)

<音楽学部>

音楽学部は基準2-1に記したように、平成19(2007)年から募集を停止している器楽学科、声楽学科、作曲学科の3学科については、4年次に学生は在籍している。そして現在は、音楽学科16コースでの教育・運営を行っていることから次の表に示すような教員の配置になっており、大学設置基準に定める必要専任教員数を満たしている。

<大学院音楽研究科>

音楽研究科は、基準2-1で記したように、旧音楽学部の4学科を基礎として器楽、声楽、作曲、音楽教育学の4専攻を有する修士課程で成り立っている。教員配置については、次の表に示すとおりとなっている。

〔音楽学部及び音楽研究科教員組織〕

(平成21<2009>年5月1日現在)

学部・学科		専任教員数					助手	必要専任教員数 設置基準上	必要専任教員数 設置基準上	専任教員1人当たりの 在籍学生数	兼任教員数	兼任(非常勤)教員数
		教授	准教授	講師	助教	計						
音楽学部	音楽学科	24	8	1	0	33	0	24	12	18.2	0	139
計		24	8	1	0	33	0	24	12	18.2	0	139
音楽研究科	器楽専攻	0	0	0	0	0	0	/	/	/	12	40
	声楽専攻	0	0	0	0	0	0	/	/	/	7	10
	作曲専攻	0	0	0	0	0	0	/	/	/	2	8
	音楽教育学専攻	0	0	0	0	0	0	/	/	/	4	2
計		0	0	0	0	0	0	/	/	/	25	60

<教員構成のバランス>

専任教員と兼任教員（非常勤教員）の構成については、前ページの表に示すとおり、音楽学科における専任教員 33 人に対して兼任教員 139 人で、必要な専任教員を配置すると同時に、幅広いコースの運営を質的に充実させるために多くの兼任教員を配置している。特に実技科目においては、各種楽器の指導に対応出来るように兼任教員を多く配置し、音楽教育の特徴を際立たせている。

専任教員の男女別の構成については、データ編【表 5 - 1】に示すとおり、全専任教員数 33 人のうち男性 19 人（57.6%）、女性 14 人（42.4%）で若干男性が多い配置となっている。

また、年齢構成については、データ編【表 5 - 2】に示すとおり、61～70 歳が 13 人と最も多く全専任教員の約 39.4%を占め、次に 51～60 歳が 12 人で全専任教員の 36.4%である。

専任教員の専門分野ごとのバランスについては、専任教員の採用を検討する段階で、志願者動向と学生在籍者数を勘案しながら、コースを軸とする教育の運営が円滑になるように、コースごとの教員のバランスを考慮している。さらに教員採用にあたっては任期制教員制度を導入し、中長期にわたり適正な教員組織の確立を目指している。

データ編【表 5 - 2】より抜粋

職位	71 歳以上	66～70 歳	61～65 歳	56～60 歳	51～55 歳	46～50 歳	41～45 歳	36～40 歳	計
教授 (人)	1	8	5	8	1	0	1	0	24
(%)	4.2	33.3	20.8	33.3	4.2	0	4.2	0	100
准教授 (人)	0	0	0	1	2	2	3	0	8
(%)	0	0	0	12.5	25.0	25.0	37.5	0	100
講師 (人)	0	0	0	0	0	0	0	1	1
(%)	0	0	0	0	0	0	0	100	100
計 (人)	1	8	5	9	3	2	4	1	33
(%)	3.0	24.2	15.2	27.3	9.1	6.1	12.1	3.0	100

(2) 5-1の自己評価

大学設置基準上の必要とする専任教員数は充足している。

音楽大学の開講科目は、クラス授業科目とレッスン科目とに大別され、レッスン科目は個人指導によるレッスンが基本である。本学は特にこの点に留意し、より丁寧なレッスンを提供するために多くの指導スタッフを用意している。そのため非常勤教員依存率のある程度の高さは必要であると考えられる。

専任教員の男女比及び年齢構成については、常日頃からバランスの良い構成を考慮しつつ検討してきた。現状では、40 才以下の専任教員数がやや少ないが、芸術系の大学の教育及び指導にあたる教員には経験が必要であることを考慮すれば、充実した教育・指導がなされていると考える。平成 19（2007）年からの専任教員の定年引き下げによって、よりバランスのとれた年齢構成が実現されると考えている。

大学院教員の多くは学部の専任教員が兼任しているため、学部教育と大学院教育の有機的連関が可能となっている。

(3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

退職教員の補充に関しては、中長期の展望を見据え、かつ教育課程の整合性を鑑みた慎重な論議を経て、適切な教員配置を行っている。特に、各コースに専門性を重視した教員配置、そして男女及び年齢等のバランスのよい教員組織とすることを旨とする。

また、専任教員及び非常勤講師の採用に関しては、適切かつ機敏に採用することを旨とするが、厳格な資格審査を行い、本学の建学の精神を体感した有能な講師を迎える方針を保つべく精進する。特に、近年多様化する学生のニーズに応えるべく、新任教員の採用には、優れた専門的知識を有することは言うに及ばず、きめ細かな学生指導への熱意と情熱、そして使命感に溢れた教員の確保に努める。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

5-2の視点

5-2- 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

5-2- 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 5-2の事実の説明(現状)

教員の採用及び昇任の詳細な手順は、音楽学部並びに研究科では各教員選考規程に定められている手続きを基礎にして運営を行い、教員選考基準並びに教員資格審査基準を定めて、教員選考委員会(研究科では大学院研究科常任委員会)並びに教員資格審査委員会の各手順を踏まえて行っている。これらは、資料編【5-1】【5-2】【5-3】に示すとおりである。

その選考過程は、学長は欠員の補充及び増員計画に基づき採用枠の提案を教員選考委員会に諮り、その承認を得た上で教授会において改めて審議し教授会承認を得る。学園人事委員で採用枠が承認になった段階で公募を行い候補者を選定する。

候補者の審査にあたっては、候補者の基礎資料として教育歴、研究歴、演奏歴等の業績資料を整え、規程に従った審査・審議を行い、結果を学長に答申し、学長はその答申を受けて教授会に採用・昇任について提案している。教授会では学長の提案に従い、各教授会メンバーが業績資料等を閲覧の上審議を行い、採用・昇任の可否について無記名で投票を行っている。これら一連の手続きの中で、採用枠についてまた候補者の選定については、教授会承認の後、学園人事委員会において審議し最終承認の手続きを踏んでいる。

このような手続きにより、資格審査から採用・昇任の可否までの手続きを適切に行っている。

(2) 5-2の自己評価

教員の採用・昇任については、本学の建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的を前提とし、学長が各コースの意見を踏まえて候補者を提議する。選考にあたっては、教員選

考委員会及び資格審査委員会にて厳正な審議を行い、教授会において決定する。この間の審議経過は、厳正且つ公正に行われ、教授会を構成する教員は候補者の履歴・業績等すべてにおいて閲覧する機会が設けられており、適切に運用されていると考える。

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

教員の採用においては、専門性を重視することは当然であるが、社会活動の業績等も考慮し、様々な分野から広く人材を募集し、教育・指導面でのより可能性ある人材の任用に心がけて行く。基本的には現況の方針を維持しつつ、特に教育現場から要請される教育指導力に長けた人材を選考するための社会活動分野の実績の算定が煩雑となっており、その整備が急がれる。時代や局面に応じた臨機応変な対応が肝要であり、時には審査基準の弾力的運用及び見直しをも視野に入れた検討を行う。

本学は多様に変動する社会情勢に鑑み、平成19(2007)年4月から「学校法人同朋学園大学等の教員の任期に関する規程」に対応し、新規採用者には任期制を導入した。また、同年から「同朋学園大学教育職員定年年齢引き下げに関する規程」を定め、従来70才であった定年年齢を65才に引き下げた。このように、今後は中長期を目途とした人事案を策定し、計画的な専任教員の採用により、コース別の教員数及び教員の年齢等適切な教員組織の構成に努める。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

5-3の視点

- 5-3- 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。
- 5-3- 教員の教育研究活動を支援するために、T A (Teaching Assistant) ・ R A (Research Assistant) 等が適切に活用されているか。
- 5-3- 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されているか。

(1) 5-3の事実の説明(現状)

<教員の教育担当授業時間>

90分の授業をもって1回(1コマ)を原則として、1回を2時間として基準時間を設定している。平成20(2008)年度における専任教員の週当たりの教育担当授業時間数は、次頁の【表5-3】に示すとおりになっている。週当たり担当コマ数の上限として6コマを設定しており、このコマ数を超える担当授業時間については超過コマの扱いで運用している。

また、非常勤講師についてのレッスン時間を含めた実質稼働時間は720分(8コマ)を最大になるように考慮して、担当時間の配分を行っている。

授業の形態は原則として講義、実習、実技レッスン、グループレッスンに分けることができ、それぞれは1回あたりの授業時間が異なっている。

講義：一般的な講義科目（90分）

実習：ソルフェージュ、オーケストラ、吹奏楽、アンサンブル、フィールドワーク等（90分）

実技レッスン：専攻実技（45分）、副科実技（22分）

グループレッスン：声楽副科（45分）

データ編【表5-3】学部の専任教員の1週あたりの担当授業時間数

区分 \ 教員	教授	准教授	講師
最高	14.0	11.0	9.5
最低	3.0	7.0	9.5
平均	8.2	8.7	9.5

（1授業時間90分） 教員数33人

< 研究員について >

本学においては、TA及びRAと呼ばれる制度については定めていない。しかし、本学を卒業した者、或いは大学院を修了した者を対象とした研究員について「名古屋音楽大学研究員規程」を定め運用している。この制度の目的は、研究員が自身の研究を推進すると同時に、大学全体の教育と研究及び公演活動の向上に資することである。この制度における研究員の主な具体的業務は、ピアノ伴奏、オーケストラ、室内楽、オペラ等の授業補助、名古屋音楽大学附属音楽アカデミーの音楽講師、及び各種演奏活動に協力する。

< 研究費について >

本学の研究費に関する運用は、「名古屋音楽大学研究費支給規程」を定め、個人研究費と特別研究費の種別があり教育研究目的を達成するための資源として配分している。また特別研究費については、プロジェクト研究費と演奏・研究補助費の2種類に分けて運用している。各研究費の配分は、その年度の予算額に基づき、運営委員会で審議して教授会の承認を経て決定している。

研究費の支給に関しては平成21（2009）年4月に新たに定めた「学校法人同朋学園研究費に関する取扱い規程」に従い、各教員は必ず研究目的と研究計画を年度の当初に提出し、事前に学長の許可を得なければならない。また、年度の終了する3月末までに予算執行報告を含め、研究結果または経過の報告をし、研究紀要への寄稿または学内発表を行わなければならない。

それぞれの研究費の支給に関する具体的な内容は次のとおりである。

〔研究費一覧〕

分類		内容
個人研究費		専任教員 専門分野の研究に使用（図書、消耗品、備品、調査・資料収集等の目的で出張する場合の旅費・宿泊費、等）
特別研究費	プロジェクト研究費	1件50万円以内
	演奏・研究補助費	1件30万円以内

(2) 5-3 の自己評価

教員の教育担当時間は、やや多めの負担が課せられていると認識しているが、学校を取り巻く厳しい現状を鑑みれば、概ね妥当であると考えている。

研究員に関しては「名古屋音楽大学研究員規程」に定め運用しているが、より精査した内容が必要であると考えている。特に研究員としての身分保障及び権限の範囲等に検討する課題は多いが、研究員にとっては自己研鑽の絶好の機会となっている。

研究費については、多様な研究支援体制が維持されており、妥当な金額と考えている。そしてそれぞれの研究費の支給及び選考に関しては、厳正かつ公正に行われており、適切に配分されている。

(3) 5-3 の改善・向上方策(将来計画)

専任教員の担当時間数は、収容定員数と関連して適切に決定されるべきであるが、開講科目及びカリキュラムを検討し、負担の軽減に努めたい。また、多様な問題を抱える学生の要請に応えるべく、教員のオフィスアワーの導入も検討課題である。

T A 及び R A に関しては、現状の方向で進み、さらなる充実を目指し、適切な運用を心がけて行く。

教員の研究費に関しては、研究内容の充実を促進しながら、安定した支給を確保する。そして、外部からの研究費、例えば科学研究費補助金等の受給を奨励し、教員の一層の研究活動の支援に心がける。

5-4 . 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

5-4 の視点

5-4- 教育研究活動の向上のために、F D 等組織的な取組みが適切になされているか。

5-4- 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

(1) 5-4 の事実の説明(現状)

F D 等の取組みについては、これまで平成 6 (1994) 年 4 月に設置した自己点検評価委員会において検討し、平成 20 (2008) 年に F D 委員会を設置した。F D 委員会は独立した組織であるが、学務部と連携をとりながら現状の分析を行っている。教員の教育能力を向上させるための実践的方法の研究などを様々な角度から行うための取組みは緒についたところであり、F D 委員会の成果等に期待するところである。

平成 9 (1997) 年 10 月には、学生による授業評価アンケートを実施した。対象とした授業は、平成 8 年度及び 9 年度前期のすべてのレッスン(主に実技の個人指導)及び授業(講義形態の授業)であり、学生には、同期間に受講したレッスン及び授業についてそれぞれを総合的に評価し、回答するように要請した。また同時に、すべての教員に対して自らが担当するレッスン及び授業について総合的に問うた自己評価アンケートを実施した。このアンケートの集計結果は、『大学改革・改善の現状と問題点』という報告書として平成 10 (1998) 年 6 月に公表した。

平成 14 (2002) 年 12 月には、前回平成 9 (1997) 年度のアンケートが個々の授業を対象とせず、個々の授業やレッスンの問題点を具体的に明らかにするものでなかったため、その反省に立ってすべての授業についてクラスごとに、レッスンについては教員ごとに個別に評価するアンケートを実施した。ただし、回答数が 10 以下のクラスについては個別に扱わず、総合的な評価の項目に含めることとした。また大学院については、各授業とレッスンの受講者が少ないため、それらをクラス授業とレッスンとに大別して集計し、それぞれを個別に扱わなかった。集計されたアンケート結果は、授業科目については教員別且つ授業別に、レッスンについては教員別に集計され、詳細な数値と共にグラフデータの形でまとめられ、平成 15 (2003) 年に『学生によるレッスン・クラス授業評価アンケート 集計報告書』として公表した。

平成 20 (2008) 年に設置された F D 委員会は、手探りで活動を開始したが、平成 21 (2009) 年 4 月には「教員を対象とするアンケート調査」を実施してシラバスの改善策や授業を展開する上での問題や授業改善への取り組みについて、各教員の考えや意識を聴取し、その結果を「教員アンケート回答一覧～授業への取り組みについて」(2009 年 4 月 30 日)として公表した。

また、平成 21 (2009) 年 4 月から、「学校法人同朋学園 大学教員評価制度委員会規程」が施行され、学園規模における教員評価制度が本格化した。

(2) 5-4 の自己評価

F D 等の取り組みは、「実技系」「講義系」と大きく二分した形でそれぞれ検討し、盾的向上の努力が行われている。特に本学の専門領域である実技指導については、学生の資質や個性を否定せずに個性豊かな表現が行えるように個人指導を行っている。F D 委員会では、現在それぞれの科目に応じた F D 活動のあり方の研究などを行っているが、音楽大学としてその具体的なあり方をすべての教員が認識し、共有するところには至っていない。

授業評価の体制は授業科目については概ね整っているが、個人指導であるレッスンの評価については困難がともなう。アンケートを無記名で実施しても、回答者が特定される可能性が高いからであり、慎重さが要求される。

アンケート結果について、改善が緊急に望まれるものについては、自己点検評価委員会が学長に対して改善要請の意見を具申するという形がとられたが、報告書を公表したところで委員会の作業は終了しており、それをもとにした F D 活動は行われず、その扱いは個々の教員に委ねられた。結果的にアンケート調査の結果が、授業改善に資する役割を果たしたのか、明らかではない。また、アンケートは継続的に実施されておらず、回答の回収率も低く、今後多くの課題を残している。

(3) 5-4 の改善・向上方策(将来計画)

F D 等については、学内研修会及び学外主催のセミナー等への教職員の派遣、学外講師の招聘などを実施して、多方面からのカリキュラム研究及び実技指導の改善や授業改善を行う。

授業評価については、継続的にアンケート調査を実施し、回収率を上げるとともに、その方法そのものも検討して行く(平成 21 年度 7 月に、学生による授業評価アンケートを実

施予定)。また少人数クラスやレッスンでは、担当教員以外の教員による学生からの聞き取り形式による授業評価方法や、専門領域を同じくする複数教員や受講生以外の学生による授業参観になど、様々な授業評価の方法を模索したい。

授業評価アンケートそのものの意味と有効性について、事前に学生と教員に理解を促しておく必要がある。いたずらに負担を増やすことは好ましくなく、この点についても検討が必要である。

[基準5の自己評価]

現在、教員数は大学設置基準に充足しており、合わせて、教員の質的担保はできている。

教員の採用は、その手続き及び審査過程ともに厳正かつ公正に行われている。また、教員の昇任についても同様である。

教員の担当時間数は、専任教員にはやや多めの負担になっているが、音楽大学の授業内容の性格上、責任ある授業及びレッスンを実行するには、概ね妥当な範囲内と認識している。

T A及びR Aに関しては、検討課題と位置付けているが、それに代わるものとしての研究員制度は、研究員にとって将来に向けての貴重な研鑽の場となっている。

研究費は、各教員の教育・研究目的に応じて適切に配分されている。

F D活動に関しては、芸術系大学が抱える共通した問題があり、経験と不断の努力を必要としている。個人指導であるレッスンの評価には、さらなる啓蒙活動の必要性を感じている。平成19(2007)年より議論に議論を重ね、今年より、学園指導による教員評価制度を本格的に導入することとなった。この教員評価は、あくまで評価を行うことによって、各教員が個々の諸活動への取り組み状況を自ら点検し、資質・能力の向上に努め、教育、研究、学内外の諸活動の精度を高めていくことにある。

現在、教員の評価活動は、学園指導の教員評価制度と本学のF D委員会が両輪として活動しているが、この摺り合わせをいかに円滑にしていくかが今後の課題と言える。

[基準5の改善・向上方策(将来計画)]

教員の教育・研究の環境は十分に満たされているとは言い難いが、本学を取り巻く厳しい環境を鑑みると、概ね容認できる内容である。しかし、向後の状況を想うとき、さらなる精進が必要となる。教員の教育・研究環境の改善、特に、その資金の確保が肝要であり、外部の競争的資金の獲得に向けて一層の努力を促して行く。

F D活動に関しては、地道ではあるが前進しつつある現状の歩みを停滞することなく保持し、かつ教職員全体の理解を得ることに留意しながら着実に実行する。

基準 6 . 職員

6 - 1 . 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

6 - 1 の視点

- 6 - 1 - 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。
- 6 - 1 - 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。
- 6 - 1 - 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 6 - 1 の事実の説明 (現状)

学校法人同朋学園の事務組織は、資料 6 - 1 に示すとおり、学園全体の経営をつかさどる法人本部、本部が設置する各機関の事務局として名古屋音楽大学事務部、同朋大学事務部、名古屋造形大学事務部、同朋高等学校事務部、同朋大学附属同朋幼稚園事務室、名古屋キャンパス二大学附属図書館事務室、同朋学園厚生部事務室が設置され、それぞれ必要な職員が配置されている。

理事会・評議員会・常任理事会等で策定された経営方針やその他の重要な決定事項は、各大学、高等学校の事務部長と学園本部事務局とで開催される学園事務協議会で各機関事務局に伝達され、機関に戻った事務部長により各事務部の課長相当者に、そして末端の全職員へと周知される。

職員人事は 1 つの大学に限定して行われるのではなく、三大学、一高等学校、一幼稚園を擁する学校法人同朋学園全体で包括的に実施される。職員の採用・昇任・異動の方針は、「学校法人同朋学園職員人事計画」として、理事会が策定する「人事異動方針」を基礎に学園事務局長が原案を作成し、学園人事委員会において承認され発令される。名古屋音楽大学の人事上の意見については、事務局長が「所属長ヒアリング」を実施し、「所属長要望」が学園職員人事に反映可能なシステムとなっている。

学園事務局長は、所属長ヒアリングで聴取した「所属長要望」を中心に、既存の「昇格基準」「本務職員の異動対象年数と異動について」「嘱託職員の異動について」「同朋学園本務職員役職定年制度規程」等に鑑み、適切な人事異動計画を立案する。学園人事委員会がこれを検討・承認し、翌年度の職員人事計画が理事長名で定まる。平成 18 (2006) 年度の学園人事委員会で、「今後 4 年間に 8 人程度の本務職員」の採用が認められたことから、必要な人材を確保する手段として、「中途採用者を含む一般公募」を実施する。種並びに種嘱託職員の公募、嘱託職員から本務職員への登用試験等とあいまって、広く人材を求め手段としての「一般公募」を今後も継続して行く。

(2) 6 - 1 の自己評価

所属長要望への具体的対応に配慮しつつ、「人事異動方針」により職員の採用と昇任及び異動の方針が提示され、より具体的な「学校法人同朋学園職員人事計画」作成へと繋がる本学園の職員人事政策は、適切に運用されていると考える。

しかし、職位と職階に係る資格基準制度はなく、教職員人事考課制度も検討中であり、

現行制度としては経験年数を基礎とする年功序列的色彩の濃い制度となっている。また、学校法人同朋学園職員人事計画も、その性格上、極秘扱いとされ、眼にとまるのは本部人事担当者と理事長、事務局長、所属長のみで、広く一般職員に情報公開するところまでは至っていない。

(3) 6-1の改善・向上方策(将来計画)

社会が大学に求める機能の拡大に対応すべく、また経営改善策の実現という意味でも、学園として、絶えず職員組織の機能向上を目指したい。

平成18(2006)年度の「今後の学園人件費等政策について」を源流に、これまでも一歩ずつ改革を進めてきたが、更なる学園発展のため、教職員の人事考課制度の導入等、いっそうの制度改革推進に力を注ぎたい。

なかでも、平成18(2006)年12月に理事会決定して「平成24(2012)年4月を目処に新大学を設置する」とした同朋学園三大学統合問題に伴う人事政策については、新大学構想に基づく職員組織のあり方についての具体的検討が迫られていることに加えて、平成21(2009)年度途中にも実施する「同朋大学と名古屋音楽大学の二大学事務組織統合」の具体的制度設計における名古屋音楽大学事務部門改編のあり方、その妥当性と適切性等について、まさに現下の課題としてはっきりとした形で「具体的改革案」を示していかなければならない。

6-2. 職員の資質・能力の向上のための取組み(SD等)がなされていること。

6-2の視点

6-2- 職員の資質・能力の向上のための研修、SD等の取組みが適切になされているか。

(1) 6-2の事実の説明(現状)

従来から年1回、夏期休暇直前の時期に、学園のすべての事務職員を対象にした「学園事務職員研修会」を実施してきた。内容は毎回異なり、「第三者評価制度」の導入、「個人情報保護法」への対応、「私立学校法改正」への対応等、その時々々の時局に即応すべき体制が取れるよう内容設定について考慮してきた。時には「名古屋音楽大学で学ぶ専門領域実技(リード合奏授業)を体験する」等、学生の目線に立って、普段触れることの少ない分野の研修も実施してきた。平成19(2007)年度事務職員研修会では「東海地震と防災対策」と題して机上学修と防災訓練を実施、平成20(2008)年度は初めての「SD(スタッフ・ディベロップメント)研修」と位置付けて、文部科学省中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて」を中心議題に、「裁判員制度の導入」「職員の健康管理とメタボ対策」等の問題を学習し、研鑽してきた。

また、数年前より職員のスキル向上のための施策として、情報センター主催の各種パソコン講習会(ワード、エクセル、パワーポイントの基礎及び発展講習、ホームページ作成講習等)を企画・実施している。

さらに、平成18(2006)年度からは「新たな職員研修プログラム」を立案し、実施した。導入研修的な目的を持たせた全体研修で、学園の「建学の精神」「沿革」を中心に私学の成

立と学園の存在意義について学び、アンケート調査の内容分析等を基礎にすべての職員の「個別面談」を1年かけて実施した。業務目的や達成度等を確認し、すべての職員の問題意識醸成に資する目的で取組んだ。新採用教職員に対して辞令伝達した後、「建学の精神」と「私学人として、同朋学園人としての心構え」を身に付けさせる目的での「新人研修」や、「主任と主事」「部長と課長」等の職位別研修を積極的に実施し、「大学作り」はまず「職員作り」から、との考えを実行に移した。

(2) 6-2の自己評価

学園全体の職員研修プログラムは実施の時期等、設定に困難がともなうが、「建学の精神」や「学園財務状況」等、これまで日常業務の中で個々の職員が直接向き合うことが少ないが、職員として絶対に身に付けていなければならない基本事項に全職員が向き合うことで、学園改革についての議論が日常的に行われる等、職員のモチベーションが大きく変革したことを実感している。また、各種パソコン講習実施の成果として、ほとんどの職員がパソコンを使いこなせるようになり、マナー講習では、職員としての基本動作を身に付けさせることができた。次世代に向け、電子稟議等の制度構築の土壌が醸成されつつあるとの認識を有するに至っている。

「新たな職員研修プログラム」における個別面談では、1人50分程度の時間を費やし、学園事務局長、総務部長らが直接、全職員との面談研修を実施した。職員個々の課題と職場での課題がどう達成されたか等の「達成度評価的視点」から各自を振り返り、問題点を抽出してその改善策への「気付き」を促すことが面接研修の中心的課題であった。個別面談の結果、「業務のマニュアル化が遅れている」「能力ある個人への依存度が高い」等の問題が提起され、自己評価の上に次の目標が構築されることとなった。PASDサイクルの意味が、各職員に少しずつではあるが浸透しつつあることを確認することができた。

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

職員研修プログラムをさらに発展させ、「業務別研修」「事務部長相当者研修」「財務経理研修」等、様々な所属や分野及び年齢等横断的な研修会を企画し、実施に移す。そして、これらを足がかりに「達成度評価型人事評価制度」の構築へと繋ぎ、その具体的制度設計へと繋げていきたい。現在、「教員人事評価制度」も検討中であり、その実施に向け足並みを揃えて準備していきたい。

6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

6-3の視点

6-3- 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

(1) 6-3の事実の説明（現状）

名古屋音楽大学では、庶務部、学務部、入試広報部、演奏部に事務職員を配置するとともに、二大学附属図書館、学園厚生部に事務職員を配置し、教育研究の支援体制の充実を図ってきた。また、従来「教務部教務課」「学生部学生課」として分離されていた事務部局を「学務部学務課」として統合し、教育研究支援と学生の厚生補導・学習支援との分野の

横断的対応を可能とした。

また、名古屋音楽大学・同朋大学・名古屋造形大学の3大学の従たる機関であった「同朋学園情報センター」を学園本部事務局下に移管し、現下の課題である三大学統合に向け、新大学の具備すべき事務系及び教学系ITのあり方の検討に着手している。ややもすると膨大な経費を生みかねない情報分野の財政的コントロールを含め、統合計画傘下での統制の取れた制度設計の準備を進めている。

事務職員には「本務職員」「種嘱託職員」「種嘱託職員」「非常勤職員」が、また名古屋音楽大学のみが雇用する非常勤職員（声楽伴奏、オーケストラ・吹奏楽等の授業補助、並びに音楽アカデミーの音楽教室講師）があり、それぞれに必要なに応じて配置されており、適切に機能している。

(2) 6-3の自己評価

職員は、入試広報、学務（教務並びに学生の厚生補導）、演奏会準備、庶務等の職務に配置されるとともに、教員組織とともに車輛の両輪のように学生の日常の諸活動を支え、その機能を適切に果たしている。また、学園本部事務局の経理、総務、情報センター等の諸機能も、同じく名古屋音楽大学の組織運営のために課されたそれぞれの職務を、適切に遂行している。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

職員一人ひとりのスキル向上への支援体制を構築し、教育研究支援体制をいっそう強化充実して行きたい。また、二大学附属図書館等の職員の派遣職員化等の業務の見直しと適正化についても、各種支援体制の弱体化を招かないように十分配慮しつつ、職員人件費総額抑制への対応の意味も含め、メリハリのある職員人事配置に心がけて行きたい。

[基準6の自己評価]

名古屋音楽大学の組織運営に必要な職員は確保され、適切に配置されている。

職員の採用、昇格、異動等に関して、現行制度の中で適切に実施され、機能している。職員の能力向上に資する研修プログラムや支援制度は、その充実に向け整備の途上であり必要かつ十分な制度に達しているとは言えないが、あらゆる改革を推進する機運が学園全体にみなぎっており、職員研修も今後の更なる発展が期待される。

教育研究を直接支援する体制として、オーケストラ授業補助、各種授業伴奏者等の非常勤職員の配置がなされ、適切に機能している。

[基準6の改善・向上方策(将来計画)]

学園全体での職員人事計画の構築・実施がなされる中、1つの大学の要望が必ずしも全面的に達成されるとは限らないが、所属長面接の内容を生かし、なるべく適材適所の人事配置に心がけ、メリハリある職員人事を実現する。

社会の高等教育に対する要求の多様化、AO入試等の入学方法の多様化に伴う入学生の多様化等、大学を取り巻く環境の変化は著しいものがある。職員としてもその急激な変化に対応し、教育研究の環境整備にいっそう力を尽くせるよう、様々な研修プログラムの充

実を図る。

職員人事評価制度の構築を進め、達成度評価による自己肯定観の確立を端緒に、次代の職員のあるべき姿を学びつつ、さらに年功序列的給与体系から成果主義的給与体系に変貌を遂げる制度改革を実施する。

更に、平成 24 (2012) 年度を目処に準備を進める「三大学統合」はある意味で、諸改革の最大の機会、究極の改革ともなり得るチャンスであるので、意識を持って問題点を抽出し、厳しい自己評価に立脚した具体的施策を精査検討し、統合後の職員制度を完成度の高いものとするべく、制度設計を進める。

基準7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

7-1の視点

7-1- 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1- 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7-1の事実の説明(現状)

同朋学園の建学の精神は、親鸞聖人の同朋精神であり、具体的には「共なるいのちを生きる」というものである。「学校法人同朋学園寄附行為」にも、「いのちを尊ぶ人間性豊かな人材を育成することを目的とする」とあるように、いのちの大切さを教育の根幹に置く学校法人として、殺伐たる現代社会にあって真に必要な人間教育を目指している。名古屋音楽大学の教育理念、教育目標は、すべてその精神を音楽芸術によって具現化することである。高度の情操教育を通じて得られた音楽観を自らの生きる力とし、さらに他者を思い、他者と手を携えて「共に生きる」を糧として、生涯「音楽とともにあり続ける生きかた」を学生に伝えて行きたい。

この建学の精神を具現化するため、教育研究活動を担う大学の教学組織としては「教授会」が設置され、経営方針を定める学園理事会等の下で、大学の管理運営が行われている。本学園の管理運営体制は、その全体が、これら学園の建学の精神と教育上の目的の達成に寄与するよう構築されているものである。

法人全体の管理運営は、「学校法人同朋学園寄附行為」(以下「寄附行為」と言う。)及びその細則である「学校法人同朋学園寄附行為細則」(以下「寄附行為細則」と言う。),「学校法人同朋学園組織規程」(以下「組織規程」と言う。)の規程と、それを基に作られた関連の規程に従い行われる。

教学の管理運営は、「名古屋音楽大学学則」及び「名古屋音楽大学大学院学則」に規定するものと、それを基に作られた関連の規程に従い行われる。

事務局の管理運営は、「組織規程」及び「学校法人事務分掌規程」に規定するものと、それを基に作られた関連の規程に従い行われる。

本学園は、理事19人(平成21年3月27日開催の理事会において理事定数18人への変更を決議し、現在文部科学省へ寄附行為変更の認可申請中)、監事2人の役員を置いている。監事は学校法人の財産の状況、理事の業務執行状況を含め、法人の全体的業務を監査する責任を担っている。「理事会」は、「寄附行為」第15条で規定するもののほか、下記のように重要事項について審議する。

1. 予算・決算
2. 長期の借入金
3. 基本財産の取得・処分
4. 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
5. 合併及び解散
6. 寄付金募集

7. 寄附行為の変更
8. 学部・学科の設置または廃止
9. 授業料の改定、学則変更（定員の増減を含む）

「評議員会」は、上記のほか、学校法人の業務全般にわたり、理事会から諮問を受けた次項について答える。

「常任理事会」は、「寄附行為」第 18 条に規定されており、理事会が委任した事項及び理事長が必要と認めた急を要する事項について審議決定するほか、「寄附行為細則」により、その義務を行う。常任理事は「寄附行為」第 18 条に規定されているが、現在の構成員は、理事長、真宗大谷派名古屋別院輪番、真宗大谷派名古屋教区会議長、法人と関係のある学識経験者 1 人、同朋大学学長、名古屋造形大学学長、本学学長、同朋高等学校長、学園事務局長である。

また、理事会、評議員会、常任理事会には監事 2 人も同席するほか、総務部長、経理部長、総務課長、企画課長（平成 20<2008>年度は総務課長が兼任）が出席し、議事の説明、議事録の作成等を行うとともに、必要に応じて意見を述べ、あるいは説明を行っている。

法人本部事務局の各部署は、人事、財務、施設・設備等の管理運営を行うとともに、学園管理運営に係る企画と広報にあたっている。

管理運営に関する規程の改廃は、理事会が行うことになっており、具体的な管理運営は、これらの規程に沿って行われる。

「所属長会」は、「学校法人同朋学園所属長会規程」に規定されており、第 4 条に所管事項として学園諸機関の運営及び教育の重要な諸問題に関する調整及び学園諸機関の均整ある諸行事遂行に関する調整その他の事項を謳っている。所属長会の構成員は理事長、三大学学長、学園事務局長、高等学校長、及び幼稚園長である。

役員等の選任に関しては、理事の選任は「寄附行為」第 6 条に規定されている。監事の選任は「寄附行為」第 7 条に規定されており、評議員の選任は「寄附行為」第 23 条に規定されている。

理事 19 人は、第 6 条第 1 号理事（真宗大谷派役職者）第 2 号理事（所属長等）第 4 号理事（学園に關係のある学識経験者または功労者）については理事会にて選任し、第 3 号理事については評議員会で選出し、理事会において選任することと定められている。評議員は、卒業生、保護者、教職員、学識経験者、真宗大谷派関係者及び理事の中から選任されている。

本学園の決議機関、諮問機関、その他の常設委員会等は次のとおりである。

〔常設委員会一覧〕

機関	名 称	内 容
決議機関	理 事 会	寄附行為に規定する議案の議決を行うため、毎年 3 月、5 月、12 月に定例の理事会を開催。但し、緊急を要する案件の生じたときは、随時会議を開催。
	常 任 理 事 会	学校法人同朋学園寄附行為並びに同寄附行為細則に規定する議案の審議及び法人の通常業務の議決を行うため、毎月 1～2 回開催。

	人 事 委 員 会	学校法人同朋学園の人事並びに給与に関する業務を審議、決定するため、毎月1~2回開催。
諮問機関	評 議 員 会	寄附行為に規定する案件について理事会からの諮問を受け、審議結果を答申する目的で毎年3月、5月、12月に定期の評議員会を開催。但し、緊急を要する案件の生じたときは、随時会議を開催。
	将 来 構 想 検 討 委 員 会	学園の将来構想に関する理事長からの諮問を受け、建議・答申する目的で不定期に開催。(最近は休止)
その他の常設委員会等	所 属 長 会	学園諸機関の運営及び教育の重要な諸問題、学園諸行事等の遂行に関する件等の調整を行うため、毎月1~2回開催。
	予 算 編 成 問 題 検 討 委 員 会	常任理事会の実務機関として予算編成に係る諸問題の分析、検討の実務にあたる目的で不定期に開催。(最近は休止)
	三 大 学 統 合 委 員 会	三大学統合に必要な重要事項を協議するため、基本方針の策定・大学間の連携調整を目的に、不定期に開催。
	大 学 教 員 評 価 制 度 委 員 会	大学教員評価制度の実施に関することを審議し、実行委員会に対して指示を行う。(平成21年4月に開始)
	同 朋 学 園 U I 推 進 本 部 会 議	本学園におけるUI計画の企画立案並びに推進にあたる目的で不定期に開催。(規程をそのままに残して、一旦修了)
	同 朋 学 園 教 務 連 絡 会	今後の社会に適応する教育に資するため、教務に係る連絡調整を図り、総合的に協議する目的で不定期に開催。(最近は休止)
	情 報 セ ン タ ー 運 営 委 員 会	同朋学園情報ネットワーク(DINS)構築において、ネットワークの適正かつ円滑な充実を図るため、必要な事項について協議する。(定期的に開催)
	同 朋 学 園 個 人 情 報 保 護 委 員 会	学園及び各機関の個人情報保護に関する重要事項を審議する目的で、不定期に開催。
	同 朋 学 園 共 用 施 設 運 営 協 議 委 員 会	同朋学園における2機関以上にわたり共用される施設・設備に関し、その管理運営について協議する目的で、不定期に開催。

理事会での決定事項は、教授会において、学長自ら教授会メンバーに報告する。また、これらの内容は、学園事務協議会において、学園事務局長から必要に応じて報告され、各機関の事務部長は所属部署に持ち帰り、末端にまで周知させる。

名古屋音楽大学関連の管理運営に関する会議体では、まず教授会があり、「名古屋音楽大学教授会規程」により規定される「教授会に付議される事項」は、以下のとおりである。

1. 学長候補推挙に関する事項
2. 学則変更に関する事項
3. 学科課程の編成に関する事項
4. 教員の人事に関する事項

5. 学生の入学・進級・卒業及び休学・退学・停学に関する事項
6. その他、学長が必要と認める事項

但し、1.については理事長がこれを決定する最終権限を有し、2.については学則改正は理事会、履修規程等の重要な規程は常任理事会（一部は所属長会）で審議、承認される。4.については、同朋学園人事委員会で審議、承認される。その際、予め必要な教員等の枠取りについて事前協議で承認を受け、その上で募集活動等を機関で実施し、採用に際して再度、学園人事委員会の承認を得ることとなっている。更に、中でも本務教職員の採用等については、機関教授会の審議に付す前までに学園理事長、財務担当理事（学園事務局長）に所属長から事前に相談し、承認を得ることとなっている。

学長の選任は、「寄附行為細則」第2条の規定により、その都度理事会が当該大学の教授会に学長候補者の選任を諮問し、その諮問を受けて教授会で専攻された候補者を理事会に答申し、理事会において選任し、理事長がこれを任命する。諮問された本学教授会においては、「名古屋音楽大学学長候補選考規程」により、本学の教授会構成員の直接選挙による投票で5票以上の票を得た者を被選挙人と定め、改めて教授会構成員を選挙人として投票し、有効投票の過半数の票を得た者が学長候補者となる。過半数に達しない場合は、上位2名について決選投票を行い決定する。

学部長、研究科長、学科長、部会主任の選出は「名古屋音楽大学学部長・部会主任に関する規程」等に従って行われ、学長が選任する。事務部長は同朋学園理事長が任命する。また、学務部長、入試広報部長、演奏部長等の事務管理職兼務者についても、学長が選任する。なお、名古屋音楽大学附属音楽アカデミー代表については、学長が兼任する。

(2) 7-1の自己評価

理事、評議員は、本学園の特殊性を反映して真宗大谷派関係者も多いが、概ねバランスの良い構成となっている。監事2人は理事会及び評議員会、常任理事会に同席し、意見を述べる事が保証されており、学校法人全体に関する業務の監査に役立っている。

常任理事会は原則として2週間に1回開催され、理事会に諮る重要事項等について審議決定される。学外理事3人を加えて理事長、学長、学園事務局長等9人で構成され、監事2人も同席し、法人の主な管理職も陪席し、日常的な意思決定を行っている。また所属長会は、常任理事会に諮る前に学園内緒機関間の調整の場として機能している。

学園に常設された各種委員会も、一部の休止中の会議体を除き適切に運用されている。また、休止中の会議体についても、現在はほぼその役割を終えたか、別の会議体にて代行されており、審議の停滞を招いていない。

学園各機関の事務部長と本部事務局による「事務協議会」は月2回程度行われ、事務部長は内容を機関の職員に伝達し報告することで情報の共有化に努めている。

役員等の選考に関しては、常任理事会、理事会にて二重に協議を重ね、透明性を高め、適切に行われている。

名古屋音楽大学教授会は、特任教員を除く名古屋音楽大学の全ての専任教員が構成員となっており、全学まとまって事にあたる仕組みとなっている。

教員と職員の採用については、各部署の要請を汲みつつも、採用数枠から学園人事委員

会での承認を必要とし、中でも専任教員の採用計画については教授会での審議の前までに理事長と財務担当理事（学園事務局長）のヒアリングを受け、承認を受けることを前提としている。さらに、最終的に採用するについても学園人事委員会での承認を必要としており、厳格な採用方法となっている。

(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）

本学園の管理運営全般にわたって、意志決定から実行に至るまで、民主的な運営ができていないが、本学園は3大学1高校1幼稚園を擁しているため、各機関間の意見調整を図るために、ともすれば対応が遅れることがある。理事会、常任理事会、所属長会においては相当突っ込んだ議論がなされており、民主的な運営がなされてはいるが、今後はさらに迅速な対応ができるよう、学園ガバナンスの確立を急ぐべきである。

私立学校法改正の趣旨を尊重し、さらなる管理運営体制改善と経営の透明性確保に向けての努力を今後とも続けていくと同時に、枝葉の委員会を統合整理し、従来以上に必要な会議体を適切に運用することに徹したい。特に幾つかの最近休止中の委員会については、その機能を意図的に所属長会、常任理事会等のライン会議にその代替機能を持たせた上で集中させ、最重要議題を最重要会議で審議する、との方向性を強める方向で検討が進んでいる。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

7-2の視点

7-2- 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2の事実の説明（現状）

各機関の学則・履修規程等、教育・運営に関する案件は、大学内の運営委員会、教授会等で審議され、常任理事会、理事会で決議、承認される。

学長は、教学部門の最高責任者であると同時に、理事会及び常任理事会など法人部門の構成員でもあり、法人と教学の間での重要な橋渡し役を担っている。機関間の連絡調整、法人本部と機関との調整等は、所属長会が適切に機能し、管理部門と教学部門との連携保持に重要な役割を果たしている。一方、機関事務部長と本部事務局による「事務協議会」を定期的実施して事務部長経由で末端まで情報が伝達するようにしている。

本学園は、いわゆるオーナー校ではない分、民主的手続きと合意を重んじ、会議を尊重し、立場の違いを越えた一致協力を随所に見出す環境を「美点」として尊重してきた。

また、学内には教育方針・大学運営・その他を審議するために学長を含む学内役職者によって構成される運営委員会があるが、そこでは学長は教学の面からの意見を吸い上げるとともに、理事会や常任理事会の報告を行っている。また、教授会においては毎回学長が常任理事会、理事会等の内容報告を行い、管理部門との連携調整を図っている。

(2) 7-2の自己評価

学長は機関の教学部門に責任を負うとともに、理事として理事会、常任理事会に参加し学園の意思決定に参画している。また、学長は人事委員会等の意思決定機関、所属長会等

の調整機関にも所属し、管理部門と教学部門の連携及び機能分担が適切に行われている実例とすることができる。

(3) 7-2の改善・向上方策(将来計画)

本学園及び本学の組織は、極めて民主的かつ合理的な仕組みできあがっている。学長を頂点とする本学の教学に関する運営組織体制と、理事長と理事会とに代表される法人の管理部門との協調、更に教員組織と事務職員組織との連携調整機能について、一層強固なものとなるよう、改善努力を続けて行く。

ただし時として、主に所属長会を中心になされるが、本学園が5機関を擁していることと民主的な制度であることから、対応に迅速さを欠く場合があり、今後は学園のガバナンス確立に尽力することにより、この点を改善して行く。

7-3. 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

7-3の視点

7-3- 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。

7-3- 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。

7-3- 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

(1) 7-3の事実の説明(現状)

平成3(1991)年5月における大学設置基準の改正を背景に、平成6(1994)年4月に「名古屋音楽大学自己点検評価委員会」が設置され、その後同委員会は平成17(2005)年2月に「名古屋音楽大学評価委員会」に移行し、今日に至っている。旧自己点検評価委員会は、その点検評価の対象が全学に及ぶことから、委員は教職員からそれぞれが所属する部会及び部局の推薦を受け、学長の任命により選ばれた。現委員会においては、学長と学部長が中心となり、各部局の長が参加し、そこに学長が指名する教員が委員として加わる形となっている。旧自己点検評価委員会は、平成8(1996)年に『明日に響く - 名古屋音楽大学自己点検・評価報告書』を公表した。同報告書は、第1部「名古屋音楽大学の現状と課題」と第2部「名古屋音楽大学教員の研究業績」から構成され、大学全体を総合的に点検し、評価しようと試みたものであった。そして巻末には、平成6(1994)年9月に実施されたすべての専任教員を対象とした「自己点検・評価項目に関するアンケート調査の報告」と「進路指導及びその取り組みに関するアンケート調査の報告」が収録された。その後、旧自己点検評価委員会は、総合的な大学評価の活動は行わず、教員の業績調査と授業改善のための授業評価アンケートのみを実施してきており、今日も業績調査は事務部によって継続されている。そして、平成13(2001)年7月には『名古屋音楽大学自己点検・評価報告書 専任教員研究業績』を公表した。また平成10(1998)年には、全教員と学生を対象に調査を行った『大学改革・改善の現状と問題点「授業の改革・改善」に関するアンケート調査をめぐって』を、そして平成15(2003)年にはすべての授業を個別に評価し

ようと試みたアンケート調査実施し、その報告書として『学生によるレッスン・クラス授業評価アンケート 集計結果報告』を公表した。

(2) 7-3の自己評価

組織としては平成6(1994)年以来、今日に至るまで継続的に自己点検・評価を担当する委員会が設置され、教員の自己点検評価活動を行ってきた。しかし教員の研究業績を調査するというものを除けば、その活動は散発的であったと言わざるを得ない。授業の改善を目的にアンケート調査も行われてきてはいるが、やはり継続的に行われてはならず、大いに改善の余地が残されている。自己点検・評価についての調査報告書は、学内外にその都度、適切に公表されてきた。しかし、教員の研究業績調査は毎年行われているものの、それらの内容についてはいまだ議論に至っていないのが現状であり、課題は山積している。

(3) 7-3の改善・向上方策(将来計画)

自己点検評価活動はほぼ軌道に乗っているが、その活動は継続的ではなく単発的である。個人指導を中心とする音楽大学の性格上課題は山積するが、具体的テーマを設定し不断の努力を継続していく。重要なことは全学的な意識改革であり、FD委員会活動を中心として啓蒙のためのキャンペーンを不断に実行して行くことである。

本学のような小規模校においては「第三者評価」を外部に依存するのではなく、日頃の啓蒙活動を充実させることにより、全教職員が自ら評価し、改善を実行していく道筋を創ることが肝要であると考え。現状は、継続して現事業を行い、更なる精度を高める中で、自己啓発活動の促進を図って行くことが肝要であると考えている。

[基準7の自己評価]

本学の管理運営体制は、同朋学園の経営部門としての理事長、理事会、常任理事会及び評議委員会が機能し、関連組織である学園人事委員会、所属長会、各機関事務部長との調整・伝達機関である事務協議会等が適切に機能している。加えて、本学の学長、学部長、大学院研究科長及び各部署の所属長、そして教授会、運営委員会、大学評価委員会、大学院運営委員会等及び教学に携わる各組織・機関等が適切に運用され、お互いに立場を尊重しながら連携を取り合い円滑に運用されている。

そして今日、様々な懸案が惹起するが、それらの対応及び解決に至る協議は、民主的且つ合理的に行われている。反面、学園本部と本学との連携において、多少の距離感が存在し、移り変わる学校行政に対する対応面に多少の遅れを感じるのには歪めない。

また、大学評価活動についても、その議論をより活性化させることにより、共通の問題意識を共有することが肝要であるが、教職員の受け止め方にはかなりの温度差が顕著であり、大学評価活動の真の意義が教職員全体に浸透していない。

[基準7の改善・向上方策(将来計画)]

本学園は5教育機関を保有しており、本学への意思決定が時として手間取り、迅速さを欠く場合が生じる。今後は、理事長及び理事会と本学とのホットラインを潤滑にし、素早い対応に心がけていく。また、管理体制においても、社会及び学生の要望やニーズに耳を傾け、

不断に検証を行い、本学のあるべき姿のさらなる向上を志向して行く。そのために、教職員及び学生、そして保護者・卒業生等の本学関係者が共に考え、意見を述べられるような環境形成に取り組んで行く。

自己点検評価活動に関しては、今現在の活動のさらなるレベルアップを図り、不断に検証していくこととする。また、学園にて実施される教員評価制度と連動しながら、教員の教育資質と能力の向上を目途とした自己点検評価活動の精度を高めて行く。

基準 8 . 財務

8 - 1 . 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

8 - 1 の視点

- 8 - 1 - 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。
- 8 - 1 - 適切に会計処理がなされているか。
- 8 - 1 - 会計監査等が適正に行われているか。

(1) 8 - 1 の事実の説明 (現状)

本学の予算は、例年、年明けの常任理事会に学園本部から提案される当初予算編成基本方針(平成 21<2009>年度事業計画及び当初予算編成について)が常任理事会で承認されるのに続いて、予算編成スケジュールが事務協議会にて本部より各機関に知らされ、それにより進められる。学内での準備・数字の積み上げ等は前年 12 月までに行われ、本部からのスケジュール通知後、学園全体の予算・決算編成事業が進められる。平成 20 (2008) 年度に編成される平成 21(2009)年度当初予算に係る編成スケジュールは、次のとおりである。

- 1 月 20 日(火)常任理事会・平成 21 年度事業計画と当初予算編成基本方針(案)審議
- 1 月 28 日(水)事務協議会・平成 21 年度事業計画と当初予算編成基本方針、関係日程通知
- 2 月 3 日(火)臨時事務協議会・平成 21 年度事業計画・当初予算指示
- 3 月 2 日(月)~6 日(金) 当初予算ヒアリング実施期間
- 3 月 13 日(金)常任理事会 平成 21 年度事業計画と当初予算(案)審議
- 3 月 27 日(金)評議員会・理事会 平成 21 年度事業計画と当初予算(案)審議

また、決算審議については、同様に以下のスケジュールで進められる。

- 4 月 8 日(水)事務協議会 平成 20 年度事業報告と決算書(案)作成指示
- 5 月 15 日(金)常任理事会 平成 20 年度事業報告と決算書(案)審議
- 5 月 29 日(金)理事会 平成 20 年度監事の監査報告、事業報告と決算書(案)審議
- 5 月 29 日(金)理事会終了後の評議員会 平成 20 年度事業報告と決算書の報告

平成 20 (2008) 年度決算に係る法人全体と名古屋音楽大学の主な状況は、次のとおりである。

【消費収支計算書】

法人全体の帰属収入は、寄付金・施設設備利用料等の増があったものの、学納金・補助金等の減があり、対前年度比 227,010 千円減の 5,935,692 千円となった。また、学納金が帰属収入に占める割合は 72.9%である。また、名古屋音楽大学の帰属収入は 1,378,760 千円であった。

基本金は、学校法人が永続的に継続するための財産的な基盤を確保するもので、当年度は第二次整備事業「第 3 期工事」の名古屋音楽大学新 B 棟(仮称)建築仮勘定分と「博覧館」追加工事等により 547,177 千円(帰属収入に対する組入率は 9.2%)が基本金組入れとなった。(前年度は第 2 期工事「博覧館」組入れ等のため 17.4%)また、当年度より、同朋高等学校体育館改築目的の第二号基本金を設定し、当年度で 40,000 千円を組入れた。

人件費は3,868,909千円を計上した。その内退職給与引当組入額は267,757千円(期末退職金要支給額の100.0%として計算)を計上した。人件費比率(人件費/帰属収入)は65.2%となり、対前年度比0.6ポイント増となった。

消費支出合計は6,182,789千円で帰属収入の104.1%となり、消費収入合計から消費支出合計を差し引いた消費収支差額は794,274千円の消費支出超過。翌年度への繰越消費支出超過額は5,813,896千円になった。

第3期工事開始に伴い旧建物3棟の取壊しによる「資産処分差額」の増等があり、本年度の帰属収支差額は247,096千円の支出超過となった。

【貸借対照表】(法人全体)

資産総額は前年度比270,299千円減少し24,202,228千円、負債総額は23,203千円減少し4,364,165千円となり、正味資産(資産総額-負債総額)は前年度比247,096千円減の19,838,062千円となった。

金融資産(各種引当特定資産、各種準備金、現預金、運用有価証券の計)の合計は、第二次整備事業の進捗により学園拡充準備金や機関拡充準備金(同朋大学・名古屋音楽大学)の取崩があり、対前年度比633,455千円減少の4,502,267千円となった。有利子負債(財団借入金)は資産総額の1.1%の271,870千円となった。(前年度は1.4%)

翌年度繰越消費収支差額は5,813,896千円(帰属収入の97.9%)の支出超過となり、第二次整備事業計画による第1号基本金(施設整備費)増があり794,274千円の支出増となった。

平成20(2008)年度の学園資産総額は242億222万円で、前年度に比べ約2億7,030万円減少した。有形固定資産は3億8,074万円増の183億8,176万円となった。平成16・17年度と続いた自己資金の減少は平成18(2006)年度に一旦歯止めがかかり平成18・19(2006・2007)年度の2年連続の増加となったが、平成20(2008)年度に再び減少することとなった。また、会計監査等については、平成20(2008)年度は監査法人「東海会社」が年間に亘り計画的に会計監査を行い、監査報告を実施・提出していることに加え、学園監事も決算時の監査を実施。監査報告書を付した事業の実績・収支決算書により理事会の承認を得ている。

(2) 8-1の自己評価

法人の財務状況はここ数年少しずつ悪化して来たが、平成18(2006)年度に一旦持ち直し、平成19・20(2007・2008)年度に再度下降線を辿る。堅調に見えた2年間で大型事業が少ない年度にあっただけで、その後は平成19(2007)年度開始の「名古屋キャンパス第二次整備事業」等の影響を受け、平成19(2007)年度決算では消費収支差額が赤字となり、平成20(2008)年度決算では学園の累積消費収支差額が58億円を超えるマイナス数値となった。これらの現象の原因は、学園に従来「中長期計画に基づき2号基本金を積む」風土がなかったことに起因し、その結果、大規模なキャンパス整備事業を実施する度に基本金の突然の増大から、消費収支差額の大きな落ち込みを招く。今回は旧建物取壊しによる資産処分差額の増大もあり、帰属収支差額もマイナスに転じた。しかしながら資産処分差額はこの年度のみ単発的事象であり、学園のキャンパス整備事業が「志願者に選ばれ

る大学への変貌」を願っての事業であることを考え合わせ、入学者獲得のための一層の努力を傾注することで、この問題を克服したい。

以上、平成 20 (2008) 年度計算書類上の特徴と留意点を俯瞰したが、名古屋音楽大学及び学校法人同朋学園全体の財政上の特徴を、以下に列挙する。

従来、各機関が互いに独立採算制を堅持し、通常の研究活動は自機関の予算に従って実施。他機関の援助を受けない。(平成 21<2009>年度予算から方針を変更した。)

中長期的視野に立って「学園拡充準備金」を全機関協力して備蓄(平成 20<2008>年度末 1,576,156 千円)、また施設設備整備に充当する目的での積立金「学園振興資金」を引き続き積み立てている(平成 20<2008>年度末 287,557 千円)。今期の整備事業の主な財源となっている。

名古屋音楽大学独自の預金として「名古屋音楽大学拡充準備金」を積立してきたが、名古屋キャンパス第二次整備事業にほぼ全額を拠出。(平成 20<2008>年度末 43,476 千円)。

平成 20 (2008) 年度消費収支決算書によれば、学園全体の帰属収支差額(-247,096 千円)、消費収支差額ともに赤字であった(-794,274 千円)。第二次整備事業本格化と整備事業目的の 2 号基本金を積んで来なかった事が、その主な原因である。特に帰属収支差額の赤字原因としては、耐震補強の必要な比較的築年数の若い建物を取り壊したこと等による「資産処分差額」計上が原因で、平成 20 (2008) 年度のみ状況である。

日本私立学校振興・共済事業団からの借入金は平成 24 (2012) 年度完済予定で、現在の返済額も少額(当年度は学園全体で 261,968 千円、名古屋音楽大学分で 20,750 千円。)

法人及び大学における会計処理は、学校法人同朋学園経理規程、学校法人同朋学園経理規程細則、その他の関係規定に基づき適切に処理・執行がなされている。

会計処理業務は監査法人、学園監事及び日本私立学校振興・共済事業団の指導のもと、適正に行われている。また、学園ガバナンス確立を目的に「同朋学園内部監査室」を平成 21 (2009) 年度当初に設置。三様監査の体制が整い、監査機能充実が期待される。

以上により、学園全体としては「累積消費収支差額」の問題、「志願者減への対応」の問題、「第二次整備事業等の支出に 2 号基本金が積まれていないまま大きな支出がなされる計画」、「整備事業上の建物取壊しが平成 20 (2008) 年度に集中したため資産処分差額の増により帰属収支差額もマイナスに転じた事」等の問題があるものの、大学の教育研究目的を達成するために必要な一応の財政基盤を有しており、収入と支出のバランスを考慮した大学運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていると判断する。

(3) 8-1 の改善・向上方策 (将来計画)

学校法人同朋学園並びに名古屋音楽大学の会計処理は、前述の通り法律や学校法人会計基準の定めるところに従って適切に実施してきたところであるが、さらに適正さを増すよ

う、平成 21 (2009) 年度当初、学園本部内に「同朋学園内部監査室」を設置して自己監査機能を持たせる等、学園ガバナンス確立と財政健全化への改革を推進する。

一方、名古屋音楽大学自体の収支に目を転ずれば、ここ何年も、志願者・入学者ともに漸減傾向を見せ、「恒常的な定員割れ」の状況が続いている。その改善策として、平成 19 (2007) 年度に 1 学科制を導入し、併せて 200 人から 180 人へ、20 人の入学定員減を実施したにも拘らず、改善される見通しが立っていない。国庫補助金のうち経常費補助金の「特別補助」の一環として公募された「定員割れ」改善補助金を獲得して 2 年経ったが、年 5 人ずつの改善向上計画を立案したにも拘らず、緩やかな減少に歯止めがかからないまま今日まで推移している。

名古屋音楽大学の現下の喫緊課題は「入学生減少に歯止めをかける」ことに尽きる。1 学科制導入に伴うコース制の展開にあって、入学者がほとんど確保できていないコースを取りやめ、「いかに魅力あるコースで満たすか」という問題に加え、今後数年のうちに多くの高齢教授が退職し、教員層の若返りの時期を迎える中、「次代を担う優秀な音楽家をどう獲得するか」もまた、将来の名古屋音楽大学を左右する大問題である。

平成 20 (2008) 年 12 月の理事会で、「名古屋造形大学を小牧から名古屋に移転・キャンパス統合し、名実ともに『三大学統合』を実現して平成 24 (2012) 年度 4 月、新たな大学を創設する」ことが賛成多数で可決・承認されたことを受け、新大学の「音楽学部」として再出発するための具体的準備に、至急取り掛かる必要がある。

8 - 2 . 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

8 - 2 の視点

8 - 2 - 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

(1) 8 - 2 の事実の説明 (現状)

学校法人会計基準に基づいて作成される「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」及び「事業報告書」に加え「監事の監査報告書」「監査法人の監査報告書」は、同朋学園本部事務局に備え置き、同朋学園財務情報閲覧規程に従って学生・生徒、その保護者、学園教職員並びにその他の利害関係者に対し、閲覧請求に応じて閲覧に供している。また、これらの情報は、平成 17 (2005) 年度より施行された情報公開法に従って学園内の法人掲示板、学園広報誌 (キャンパスリポート)、学園ホームページ上等に掲載して広く公開している。また、文部科学省、愛知県、名古屋市、税務当局及び金融機関等へ配布され、開示されているところである。

(2) 8 - 2 の自己評価

「資金収支計算書」「消費収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」及び「事業報告書」は、学校法人会計基準に準拠して作成し、適切に公開されている。公開にあたっては財務情報閲覧規程を整備し、法人掲示板、学園広報誌「キャンパスリポート」、並びに学園ホームページ上で掲載し、広く公表するとともに、本部事務局に備え置き、利害関係人の閲覧に供している。

(3) 8-2の改善・向上方策(将来計画)

現在の公開状況で概ね妥当であるが、学園ホームページ上の掲載は大科目までの情報に留まっているので、今後はホームページでも小科目まで掲出し、より詳細に開示していきたい。また、閲覧者が学生・生徒やステイクホルダー等の、特に専門知識を持たない一般の方々であることを意識し、事業報告書の中で、財務情報がより分かり易く、図やグラフを用いて説明ができるよう、法人本部事務局にて改善したい。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

8-3の視点

8-3- 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種GP(Good Practice)などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

(1) 8-3の事実の説明(現状)

寄付金収入は名古屋音楽大学雅亮会(父兄後援会)や同窓会等からの寄付と、税の減免を受けられる特定公益増進法人であることの証明を受け、教職員・保護者・卒業生等を対象に行った募金活動による収入がある。とは言え、その寄付金額は平成20(2008)年度39,920千円と、「施設設備整備事業寄付」募集を展開した効果があり、例年に比して増収となっている。資産運用は、長期低金利により僅かな利息収入となっているが、施設設備利用料収入に関しては、大学施設の開放の意味からも公共性の高い用途については外部への貸出を実施している。(平成20<2008>年度 2,272千円)。

名古屋音楽大学附属音楽アカデミーの2つの特徴的事業である音楽教室と巡回公演は、その活動が堅調に伸びて来ており、一定の収入を確保するまでに結果を出しつつある。しかしながら、附属音楽アカデミーは研究機関としての位置づけであり、基本的に「収益事業」の一環とは考えていないため、演奏者・教授者等への人件費支出が収入とほぼ均衡する内容での対応となっている。

(2) 8-3の自己評価

教育研究を充実させるために、外部資金導入の積極的努力が図られねばならないが、採択制国庫補助金の分野では、過去一度も補助金を獲得できていない。「音楽」という分野の特殊性がその底辺に源流として流れていることも理解できるものの、名古屋音楽大学にも語学を含む多くの一般教養系教員も在籍しており、「科学研究費補助金」も含め、その分野の収入が皆無であるという事実は反省を持って受け止める以外ない。

寄附金については、ここ数年、「第二次整備事業」の進捗に合せての施設設備整備費補助金を公募し、前出のとおり一定の成績を上げている(平成20<2008>年度 39,920千円)が、教育研究充実に向けた採択補助金への取組としては、更なる充実への努力が求められる。

(3) 8-3の改善・向上方策(将来計画)

外部資金の導入は、安定した財政基盤確保のためにも重要な課題である。採択制補助金

等の情報を教員に直接届けるほか、ネット上でも分かり易く伝達して全教員が積極的に取り組むよう促す。なお、「特色G P」「現代G P」が統合され、前年度より募集開始となった「質の高い大学教育支援プログラム」の申請書類によれば、「大学設置基準等を各機関がいかに実施しているかについての具体的記述」を申請の前提として求められ、名古屋音楽大学としてそれらに取り組むためにも、大学設置基準等の制度化に万全を期したい。

さらに、寄付金については、新入学生に対する任意の寄付金のほか、在学生、教職員、その他のステイクホルダーに対し、特定公益増進法人寄付の継続的な募集を実施していきたい。特に平成 24 (2012) 年度の大学統合までの数年間は「機関」としての募集が困難なため、学園本部が中心となって、包括的かつ積極的に補助金増収への一層の努力を傾注して行く。

[基準 8 の自己評価]

財務基盤と適切な会計処理については、従来、2 号基本金を十分に活用出来ていないため、「繰越消費収支差額の累積赤字が財政を圧迫している」面、等のマイナス要素があるものの、毎年度の経営は、学園全体のレベルでは概ね順調であり、収入と支出のバランスを考慮した適切な運営がなされている。また、会計処理についても、厳正なルールに従って管理され、適正に処理されている。

財務情報の公開については、学校法人会計基準に基づいて適正に運用された内容が、財務情報閲覧規程に従って適切に実施されている。

外部資金の導入については、組織的に外部資金導入のための努力がなされているにも関わらず、「収入に反映する実績」をあげるに至っていないことは反省材料ではあるが、従来の補助金分野の実績等に加え、「遺贈による寄附金」制度の構築等、新たな外部資金導入への意欲も失っていない。

以上により、本学の財務運営は適切であると判断でき、基準を満たしていると考えられる。

[基準 8 の改善・向上方策(将来計画)]

今後も、現在の教育研究経費比率を出来る限り維持・向上して教育の質を確保していくために、名古屋音楽大学と法人本部事務局とが一体となって、以下の諸点について、一層の改革を図っていきたい。

- (ア) 名古屋音楽大学の一般教養・語学系教員や学務部に声がけを強め、採択制補助金の獲得に一層努力する。
- (イ) 積極的な外部資金の導入検討、「遺贈による寄付」の制度浸透のための努力、さらには効率的な資産運用の検討を進める。
- (ウ) 何よりも、「学生募集の強化」により、入学生増、学生生徒等納付金の増収を図る。
- (エ) 会計処理に関しては、今後も継続して確実な処理業務を行うために、分野別職員研修等を実施して職員の能力と意識の向上を図り、内部監査体制を強化する。
- (オ) 大学統合問題で、学園本部事務局の準備作業に全面的に協力する。
- (カ) 平成 23 (2011) 年度竣工予定の名古屋キャンパス第二次整備事業の完遂に向

けて協力体制を堅持するとともに、日常活動の中での経費削減への努力を継続する。

- (キ) 平成 24 (2012) 年度開学を目指す「三大学統合」を現下の最大の目標とし、すべての教職員の共有する共通認識として掲げ、あらゆる改革とその達成とを「三大学統合」に繋げ、実現への努力を傾注する。

基準 9 . 教育研究環境

9 - 1 . 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス (校地、運動場、校舎等の施設設備) が整備され、適切に維持、運営されていること。

9 - 1 の視点

9 - 1 - 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

9 - 1 - 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

(1) 9 - 1 の事実の説明(現状)

<校地>

名古屋音楽大学の在籍者数は、平成 21 (2009) 年 5 月 1 日現在、学部学生 600 人、大学院生 56 人の計 656 人である。学園の名古屋キャンパスの大学部門校地面積は 16,337.7 m²、同じく名古屋キャンパス庄内川グラウンドの運動場用地面積は 16,867.0 m²、加えて小牧キャンパスの運動場用地面積が 54,762.0 m²となっている。それら校地の学生一人当たり面積は、名古屋キャンパス庄内川グラウンドの運動場用地面積 16,867.0 m²と名古屋キャンパス大学部門校地面積は 16,337.7 m²の合計数値 (33,205.0 m²) を同朋大学・名古屋音楽大学の共用であることから 2 大学学生数の合計 1,695 人で除した数値、小牧キャンパス運動場用地面積 54,762.0 m²を共用する 3 大学学生数 (2,398 人) で除した数値と、寮の一人当たり数値 1.2 m²を加えた合計数値 43.6 m² (学生一人当たりの面積) は、大学設置基準に定める校地面積 (収容定員 1 人当たり 10 m²) と比較して、本学は大学設置基準を十分に満たしている。

<校舎>

名古屋音楽大学の一般校舎の面積は、A 号館 2,318.34 m²、C 号館 2,263.26 m²、F 号館 790.49 m²、成徳館の音大部分 4,042.58 m²、新たに竣工した博聞館の音大部分 (D 号館) 3,790.18 m²、並びに「D o プラザ閲蔵」(図書館等) 1,702.27 m²、これらの合計が 14,907.12 m²で、大学設置基準に基づいて計算した面積に比較して本学の校舎は基準を十分に満たしている。

<教室・実習室>

A 号館、C 号館、博聞館 (D 号館)、F 号館、成徳館 (G 号館) の各校舎には、教育に必要な講義室、実習室、演習室などの各種の教室を設置している。教室 (講義室・演習室等) の設置状況は、データ編【表 9 - 2】に示すとおりである。音楽を学習・研究することから、ほとんどの教室にピアノおよびオーディオ機器を設置しているのが特徴である。

<研究室 (レッスン室)>

先に記した各校舎には、音楽学科の専攻実技を担当する教員のレッスン室、そして講義・クラス授業を中心に担当する教員の研究室をそれぞれ配置している。各教員には、研

究及び実技指導をするための研究室を用意し、教育研究環境の整備・充実に努めている。
研究室の設置状況については、データ編【表5 - 10】に示すとおりである。

<音楽ホール等>

本学には、音楽ホール(多目的ホールを含む)として次の3つのホールを設置している。日常の教育並びに学習の状況に応じて、これらのホールの特徴を踏まえながらそれぞれのホールの使用を行っている。

a. めいおんホール

博聞館の4階と5階に設置する2階吹抜けの最も新しいホールで、長年にわたり設置が求められていた音楽専門の本格的な響きのコンサートホールである。平成20(2008)年11月にようやく完成した。そして、平成21(2009)年1月10日にオープニングコンサートを実施し、現在は学生の授業の成果を発表する学内演奏会や授業・実技試験、また、学外からの特別講師を招いた公開授業、コンサート等少しずつ利用の幅を広げつつある。

このコンサートホールは、座席数300席の中規模のホールで、残響時間1.5秒(平均吸音率0.16)と響きがよく、ピアノ演奏、声楽演奏、室内楽等にもっとも適した構造になっているが、ジャズ等の中規模編成の演奏会も可能である。また、このホールの調整室には、音響、照明の各種設備をコントロールする機能も備わっており、音楽の収録に関わる実習などにも利用され、音楽教育の幅広い実習の施設として期待されている。

b. 成徳館12階ホール

このホールは、平成3(1991)年に完成した成徳館に、12階と13階の2階吹抜けの大教室兼多目的ホールとして設置している。本学と同朋大学が共同利用している施設で、500席の中規模よりやや大きめの多目的ホールであるが、演奏会などにも利用しており、めいおんホールが完成するまでは、学内における中規模の演奏会や各種オーディションはほとんどこのホールを利用していた。現在も、学内でオーケストラ演奏会やミュージカルを行う場合にはこのホールを使用している。

c. ホールD o

平成17(2005)年に完成した複合施設「D oプラザ閣蔵」の1階に設置している。このホールは120席の小規模で、ステージの無い多目的ホールである。響きもよいことから、ピアノや管弦楽の小規模の演奏会などはこのホールをよく利用している。特に、学生たちのサークル活動などにおける自主的な発表の場として、よく利用されている。

<マルチメディア教室>

教育職員免許法に定める教員免許取得の必須科目に関わる「情報処理」「情報と社会」等の授業並びにコンピュータミュージックの基礎的な授業である「コンピュータミュージック実習」等を行う教室として、平成14(2002)年に旧D号館(現在は解体)に設置し、平成20(2008)年11月にA号館の3階に移設した。パソコン36台とプリンターを設置している。

<コンピュータミュージック教室>

コンピュータミュージックコースの専門科目である「コンピュータミュージック制作研

究」を中心とした学習に利用する施設として、マルチメディア教室と同様に平成 14(2002)年に旧D号館に設置した。平成 21(2009)年 1月に旧D号館を解体することとしたために、仮設の施設としてA号館 3階へ移設した。将来的には、現在建築中の新B号館の 4階に移設を予定し、計画を進行中である。

A号館 3階に設置している仮設施設の概要は下記のとおりである。

録音ブース 5.7 m²(マイクスタンド、ヘッドフォンアンプ、モニタースピーカー他)

調整室 5.7 m²(PC本体、ミキサー、ディスプレイ、スピーカー他)

Windows Set 4セット、Macintosh Set 3セット

(注：各セットは、テーブル、ミキサー、音源、キーボード、MIDI インターフェイス、スピーカー等が含まれる。)

<楽器管理施設>

本学の教育研究を行う上で大切な備品である楽器類については演奏部において管理運営し、ピアノや打楽器等のように教室や実技レッスン室などに保管している楽器以外の管楽器や弦楽器については、全て演奏部が運営管理する楽器庫で保管している。

この楽器庫には事務室を併設し、専門知識をもった事務職員を配置し、学生への楽器の貸出サービスはもちろんのこと、多少の修理等もここで行っている。

現在の楽器保有状況は、次のとおりである。

[楽器保有状況一覧]

平成 21(2009)年 5月 1日現在)

		教室 (実習室)	レッスン室	練習室	ホール等	楽器室 その他	合計
ピ ア ノ	グランドピアノ	25	78	53	6	7	169
	アップライトピアノ	2	2	9			13
	ピアノ計	27	80	62	6	7	182
チェンバロ			2	1			3
パイプオルガン		1					1
チェレスタ		1				1	2
クラヴィコード		1					1
電子オルガン		19	6	19			44
木管楽器						179	179
金管楽器						84	84
弦楽器		1	4			57	62
打楽器		184					184
電子ピアノ		2					2
リード楽器						26	26
オルフ教育楽器		13					13
雅楽器・邦楽器		92				32	124
ガムラン楽器		90					90
民俗楽器						36	36

<注> 名音乐会館(寮)の練習室に設置しているピアノ等は、表中の練習室に含む。

<練習室>

ピアノを中心とした練習室の多くは、平成 20 (2008) 年 11 月に完成した「博聞館」の 2 階に集中的に設置している。練習室の保有状況の概数はデータ編【表 9 - 2】に示すとおりであり、原則としてそれぞれの部屋にはピアノを配置している。また、各室は基本的な遮音・防音等を施し、学習の効果をあげるように考慮している。

各室のピアノは、定期的な調律を行い(調律の回数は原則として、教室は 1 年に 1 回、研究室(レッスン室)は 1 年に 2 回、ホールは利用ごと、練習室は年に 3 回) 質の高い練習ができるように、楽器の維持管理に注意を払っている。

また、昨年完成した博聞館については、利用に際しての安全性と利便性を考慮し以下の 2 つのシステムを施しているのが特長である。

入退室管理システム

練習室ゾーンへの出入口に、セキュリティ対策として入退室管理システムを施している。学生証及び教職員証によるカードリーダー認証が必ず必要となるので学外者の侵入を防ぐことができるシステムとなっている。

練習室予約及び鍵管理システム

練習室の貸出しを希望する学生は、学務課カウンターのパソコン端末から練習室を予約することが出来る。練習室ゾーンへ入ったところにすべての練習室の鍵が一元管理されており、その時間に予約した者しか鍵が取り出せない仕組みになっている。練習室の貸出しを希望する時間に利用可能な部屋を瞬時に探し予約ができる効率的なシステムで、特に夜間や休日の練習室使用に際しては、事務室が休止していても練習室入口で予約し、利用ができるという管理上のメリットがある。

これらの練習室以外に、自由練習室として、管楽器は博聞館 2 階に 1 室と C 号館 4 階に 2 室、電子オルガンは A 号館 3 階に 1 室あり、これらの部屋は 9 時までは自由に利用が可能である。また、博聞館の練習室の内、アンサンブルの 3 室については、学務課にある台帳に記入して使用申込みを行わせている。

<図書館>

名古屋音楽大学の図書館は、同一キャンパス内の同朋大学との共用施設として「同朋学園 2 大学図書館」として新校舎「D オプラザ閲蔵」内に設置している。図書館の運営については、同朋大学・名古屋音楽大学の両大学構成員からなる「同朋学園大学部附属図書館運営委員会」を設置し、そこで収蔵図書および図書館運営についての基本方針を審議している。

図書館の総面積は 2,859 m²であり、閲覧室に 1,771 m²、視聴覚コーナー 104 m²、その他 58 m²、で、書庫を含めた管理スペースは 504 m²である。閲覧室の座席総数は 107 席であり、概ね学生の利用に不便をきたしていない。特に本学の研究の性格から、A V (オーディオ・

ビジュアル)の設備を整え、その席数は1人用20ブース、2人用2ブース、4人用2ブースであり、学生の利用も非常に活発である。

現在の蔵書数は、図書66,189冊、楽譜36,783冊である。また、図書館には書籍だけでなく、AV資料も収蔵されており、それらの利用を含め設置機器や備品が用意されている。AV資料及び設置器機の内訳は次のとおりである。

AV資料の内訳

レコード6,091タイトル 11,425枚、CD10,794タイトル 21,023枚、
ビデオテープ468タイトル 1,111枚、DVD980タイトル 1,548枚、
LD1,033タイトル 1,461枚

設置機器の内訳

VHS24台、LD12台、DVD24台、CD24台、パソコン3台、
OPAC端末12台、マイクロリーダー1台、コピー機2台、ロッカー22人分

図書館の開館日は、平成19年度273日間、平成20年度255日間で年間平均70%を確保している。学校行事による休校日を休館日とし、それ以外に年間27日間の整理休館日を設定している。開館時間は、基本的に朝9時から夜8時30分までを確保している。

<情報サービス施設>

同朋学園全体の情報化、IT化を推進する部門として、「同朋学園情報センター」を設置し、名古屋キャンパスのみならず小牧キャンパスを含め、特に同朋学園大学部の情報に関する技術管理とサービスを行っている。

学籍、成績管理、入学試験管理等を行う大型オフコン(IBM AS-400)の維持管理、同朋学園大学部門の事務部門・管理部門・研究室・図書館・厚生部をLANで結ぶネットワーク(小牧キャンパスの名古屋造形大学にも及んでいる)そしてインターネット、メールサーバ、図書システム等、学園全体のほとんどの情報化システムを一元的に管理している。

<運動場>

本学の運動用地は、庄内川グラウンド16,866.95㎡、小牧キャンパス・グラウンド54,762.00㎡で、学部学生および大学院生の656人に対して、1人当たり32.8㎡を確保しており、十分なスペースが確保されていると言える。

(2)9-1の自己評価

名古屋キャンパス整備事業の関連で、新たに新B号館が12月に完成するが、現時点で校地面積及び校舎面積については、大学設置基準を満たしている。また、講義室・実習室・練習室等について、授業科目と履修者数からみて現時点での施設で概ね適正である。音楽大学にとって教育研究上の核になるべき実習室・レッスン室・練習室の各施設の充実を名古屋キャンパス第二次整備事業の中で進めており、平成20(2008)年の博聞館の完成により練習室を中心にこれらの学習環境が整備できた。

さらに、博聞館4階に完成したコンサートホールとして特化した機能を備えた「めいおんホール」は、学内において高度なレベルで演奏会を体験することができ、学生たちの研究環境が一段と改善された。

音楽大学においては、日常の教育研究は実技指導が重要な位置を占めているが、博聞館の1階、3階に新たに打楽研究室及びレッスン室を整備したことにより、1階にあるオーケストラ実習室を軸にして有機的な学習環境が整った。

図書館については、AV資料の充実が長年の努力の積み重ねによる成果であり、地元東海地区においては資料の豊富さにおいて他に例がないほどの内容となっている。これらの資料の需要及び貸し出し等の利用状況も頻繁であり、音楽分野における教育研究に大いに寄与している。

(3) 9-1の改善・向上方策(将来計画)

名古屋キャンパス第二次整備事業の一環として進行中の新B号館が完成する段階では、食堂及び学生サロンの施設がさらに充実することになる。管理部門の施設も入った複合施設ではあるが、教室の数が増えることと、4階には音楽スタジオとそれに併設してコンピュータミュージックの教室も設置を予定している。

この新B号館が新たに加わることになれば、音楽編集やコンピュータミュージックの将来に向けての研究の幅を広げる重要な施設設備にしたいと計画している。

9-2. 施設設備の安全性が確保されていること。

9-2の視点

9-2- 施設設備の安全性(耐震性、バリアフリ-等)が確保されているか。

(1) 9-2の事実の説明(現状)

本学施設設備の安全性については、「学校法人同朋学園<統括>消防計画」「学校法人同朋学園震災対策計画」および「名古屋音楽大学消防・防災計画」等の規程により防火・震災対策への対応は整備されている。名古屋キャンパス内に備蓄品倉庫を設け、防災関係機関との協議により学園関係の震災対策要員及び帰宅困難学生等のために、備蓄品として飲料水や非常用食品、その他震災時に必要な医薬品などを準備している。災害時の緊急連絡体制はもちろん、夏季冬季の休暇時に遠隔地において発生した災害についても、当該地区出身学生、および出張中の教職員の安全確認のための非常用連絡体制を学部長、事務部長を中心として整備している。

校地及び校舎等の施設設備および教育研究環境の維持管理運用については、名古屋音楽大学事務部庶務課と同朋学園本部事務局総務課(管財担当)が協力して行っている。日常的なメンテナンスについては、ファシリティ・サービス(各種委託管理業務の統括管理システム)を導入し、外部業者による統括的な維持管理業務を行っている。さらに、建物の大規模改修工事等については、学長が立案する長中期計画をもとに、学園本部が毎会計年度ごとに予算措置の承認を行い実施している。

平成20(2008)~21(2009)年度にかけて同朋学園名古屋キャンパス第二次整備計画の工事が進行する中、工事に関連して各種安全を確認しながら推進していくことに心がけている。特に、設計、施工の各業者と学園側の打合せを密に行いながら、工事内容を適切に掲示して、動線の変更や工事内容について出来る限り速やかに伝えるようにしている。

耐震補強の工事に関して、平成20(2008)年2月初旬から3月末にかけて、本学女子寮

「名音会館」の耐震工事を実施した。鉄筋3階建て15室の建物であるが、ブレース工事2箇所、スリット工事7箇所を実施した。この工事に当たっては、平成20年度私立学校施設整備補助金を活用して実施した。

(2) 9-2の自己評価

本学の施設設備の安全性については、防火対策、環境保全対策、震災対策の視点から点検および対応計画が策定され、法人本部事務局との協力の下、整備を行っている。また大学構内および施設の夜間と休日の警備および安全確保は、日本管財が統括的に維持管理業務を行っており、大学の教育研究環境の安全確保に努めている。

バリアフリーの観点では、名古屋キャンパス第二次整備計画を実行に移す中、大きな課題を抱えている。エレベーター設備のない4階建ての校舎2棟を利用していることである。新B号館を新築するにあたって、A号館とC号館の間にあったエレベーター付設の旧B号館を解体したために、B号館からA号館・C号館への平行移動が不可能となったため、A号館とB号館の両建物内は階段のみで利用している。しかし現在本学には、通常の歩行に障害を持つ学生が1名在籍しており、その学生に対しては特別の介助を必要としている。学生サービス部門の担当者が付き添って階段の昇り降りを補助し、出来る限り本人の不安を解消すべく心がけており、また、本年度は、講義場所をエレベーターのある校舎に変更する等のケアを行っている。

(3) 9-2の改善・向上方策(将来計画)

施設設備の安全性の確保という観点では、現時進行中の建築工事について十分に安全を考慮して完遂することが必要である。このためにも、設計・施工の各担当者と学園関係者の打合せには、安全第一に丁寧な打合せを行いたい。

また、具体的には学生個々に多様な事情が発生するケースがあり、画一的対応に固執することなく、個別の事情に対応した処置を講じて行く。

9-3. アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

9-3の視点

9-3- 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

(1) 9-3の事実の説明(現状)

平成19(2007)年5月の理事会で「名古屋キャンパス第二次整備事業計画」を決議し、この計画は、校舎の整備とともに、学生食堂ならびにキャンパス全体の整備計画となっている。また、アメニティを考慮し、緑化も併せた外構の整備を盛り込んだ内容となっている。

現時点では教育研究環境の整備は、計画を実行する中間地点ではあるが、学生にとって快適な学生生活を送るための重要な施設設備である食堂、学生サロン、寮の現状については次のとおりである。

< 食堂 >

本学並びに同朋大学の学生教職員が利用していた学園食堂が老朽化したために、名古屋キャンパス第二次整備事業の一環として、新食堂を設けることについて決議した。現在その工事を進行中で、平成 21 (2009) 年 12 月に完成し、翌年から利用を開始する予定である。現在は、F 号館の中に席数 188 の「仮設食堂」を設けているが、キャンパスの中心から離れているので利用が不便であるが、新食堂の計画は本学 C 号館に隣接したキャンパスの中心に位置している。

なお、名古屋キャンパスには、D オプラザ閣蔵 1 階に外部の委託業者が運営する「カフェ & ベーカリー D オ」があり、厨房でパンを焼きオリジナルのコーヒー等ドリンクと軽食を提供している。また、同朋学園生活協同組合が同朋大学の校舎の朋儕館 1 階の仮設売り場で、サンドイッチ、おにぎり等の軽食を商品の一部として販売している。

< 学生サロン >

「名古屋キャンパス第二次整備事業計画」の一環で、解体した D 号館 1 階に約 50 席の学生サロンを設けていた。この施設は、学生の交流と談話の場として利用されていた。現在このような機能を持つ場は、従前の成徳館 1 階エントランスホールの約 40 席、そして博聞館 1 階のエントランスに約 25 席の両ラウンジのみである。現在、建築を進めている新 B 号館の校舎の 1 階には、35 席の学生ラウンジ並びに自販機コーナーを計画している。

< 名音会館 (女子寮) >

遠隔地からの入学者も相当数いることから、そのような新入生も安心して安全な学生生活を送ることができるように、6 畳間サイズの部屋を 15 室配置した 3 階建ての女子寮を設けている。大学から歩いて 5 分ほどの至近距離にあり、周りは静かな住宅街であり、快適な居住環境にある。

寮の生活は本年度から 1 部屋に 1 名を基本 (昨年までは 1 部屋 2 名) としてプライバシーを確保しつつ、寮に帰ってからも快適な学習時間が確保できるようになった。また、寮にはグランドピアノを設置した練習室 7 室、電子オルガンの練習室 1 室を併設し、遮音の設備がされているので夜間の練習も可能となっている。寮には管理人がおり、学生たちの相談にのって生活習慣を身につけるための応援もするが、食事は各々が自炊をするシステムになっているので、親元から離れた学生が自然に自立することができる。寮の生活は最長 2 年間で原則としている。

(2) 9-3 の自己評価

教育研究環境におけるアメニティという意味では、様々な点で不十分な状態であるが、現在進行している「名古屋キャンパス第二次整備事業計画」はこの不十分さを認識した上で計画実行しているものである。食堂施設並びに学生サロンは、平成 22 (2010) 年 1 月時点では、大きく改善できる予定である。

(3) 9-3 の改善・向上方策 (将来計画)

「名古屋キャンパス第二次整備計画」を実行するにあたって、多くの樹木を犠牲にしな

がら工事を進めているところが多くある。学内の環境整備の点からも大変残念なことではあるが、この点については外構整備の関連で回復を図り、教育研究並びに学生生活の環境改善を行う予定である。また、新B号館の1階部分に設置予定の学生サロンからの景観も考慮して、アメニティ向上に努める。

[基準9の自己評価]

本学の教育研究環境は平成17(2005)年の「Dオプラザ閲蔵」の完成を機に、図書館並びに多目的ホール等の整備ができ、その後、平成20(2008)年から始まった「名古屋キャンパス第二次整備事業計画」が始動した。この整備事業計画は、本学と同朋大学の両者が関係する事業で、本学にとっては、特に練習室、レッスン室をはじめとする教育研究環境の改善に向けた事業である。

この結果、施設の老朽化が著しく安全面からも改築を迫られていた建物を一新することとなった。教育研究環境の改善は言うに及ばず、学生の安全の保証とアメニティの改善を進めることが可能となった。今後は、校舎の建築と同時に総合的なキャンパス環境の創造、特に適度な植樹による緑の環境整備に心がける必要があると考える。

[基準9の改善・向上方策(将来計画)]

現在、名古屋キャンパスの整備事業として、「名古屋キャンパス第二次整備事業」を進行させている。この事業は、平成17(2005)年に名古屋キャンパスの東南角地に完成させた複合施設「Dオプラザ閲蔵」を第一次の事業として、今進行させる事業を「名古屋キャンパス第二次整備事業」としている。この計画はキャンパス全体を意識して立案したものであり、学園本部並びに同朋大学、同朋幼稚園との綿密な打合せを行いながら、事業の完成に向けて進めていかなければならない。

「名古屋キャンパス第二次整備事業」は、具体的には名古屋音楽大学、同朋大学の老朽化している校舎と、名古屋音楽大学・同朋大学の共用施設である食堂の新築を主な事業としている。特に名古屋音楽大学においては、この第二次整備事業における工事を第1期から第3期工事まで、次のようなスケジュールで事業を進めている。

第1期工事 平成19(2007)年7月

名古屋音楽大学オペラ練習室及びジェゴク(民族楽器)練習室の仮施設工事(F号館101教室、旧学園本部の改修)を行った。

第2期工事 平成20(2008)年10月

名古屋音楽大学と同朋大学の2大学の校舎として、「博聞館」を竣工。名古屋音楽大学の施設としては特に、練習室、レッスン室、オーケストラ実習室、打楽研究室、音楽ホールを整備し、教育研究環境を大きく改善した。

第3期工事 平成21(2009)年4月

従来使用していたB号館・D号館・E号館の解体工事を終え、その跡地に新たに新館B(名古屋音楽大学にとっての名称は新B号館)及び新大学食堂の建築工事を着工させた。

いずれも竣工予定は、平成22(2010)年1月である。5月現在の計画平面図は次のとおりである。

<名古屋キャンパス第二次整備事業・平面図（計画）>

この新築工事に平行して、建築工事中の新 B 号館と接続する A 号館並びに C 号館の改修工事を行っている。この改修工事は、平成 21(2001)年 2 月から 9 月にかけて行っており、工事の主な内容は、次のとおりである。

- 1) 新 B 号館と接続するための教室に開口部設置のための予備工事 (3 箇所)
- 2) 各教室の床の張替え
- 3) 教室・レッスン室・研究室のドアの取替え (ガラス窓付)
- 4) 各階のトイレの全面改修
- 5) 各階廊下の床の張替え
- 6) 事務室の床のはりかえ

基準 10 . 社会連携

10 - 1 . 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

10 - 1 の視点

10 - 1 - 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

(1) 10 - 1 の事実の説明(現状)

大学施設の開放

本学楽器室(庫)において管理・所有するすべての楽器・楽譜・関係器具類音響機器等は、本学学生は勿論、卒業生や関係団体そして一般文化団体等にも研究や発表そして演奏会及び練習等の目的に無償で貸出提供をしている。発表や演奏会等の目的には、条件として名古屋音楽大学の名称を高めるための広告宣伝を依頼し、知名度の向上を図っている。

また、本学の音楽専用ホール(めいおんホール)を除き、ホール等の諸施設は一般の方の利用が可能となっており、本学関係者の紹介により、企画内容を記した申請書を提出し、内容を検討したうえで使用が許可される。さらに、図書館の使用に関しては、所定の手続きを経たうえで、書籍及び音楽資料等の閲覧、視聴、貸し出しが可能となっている。

本学主催の演奏会

日頃大学で学んだ成果を発表するため、本学では定期演奏会・卒業演奏会をはじめとして充実した多彩な演奏会(2008年度は19公演)を開催し、学生に演奏技術・表現力向上の場を数多く提供している。これらの演奏会はそれぞれオーディション等で出演者を選抜している。また、一流の音楽を学生に体験させるため、海外から優れた演奏家を招聘しての演奏会も開催している。今年度のこれらの演奏会は、第7回ヘンデル「メサイア」公演及び、「スティーブ・ガット、エディ・ゴメス他によるJAZZコンサート」を除き、すべて無料で市民に公開し、地域社会に密着した文化行事として高い評価を得ている。

これら主催演奏会の広報はポスター、チラシ、ホームページ等を通じて行い、演奏会への参加申込は往復はがき、FAX、ホームページ、携帯メール等で受付をしている。これら本学主催の演奏会の概要は、次頁の表のとおりである。

音楽教室

基準2 . 教育研究組織において記述したとおり、名古屋音楽大学附属音楽アカデミーの事業として音楽教室を運営し、実技指導を行うプログラムを提供している。音楽教室は実技レッスンを中心に、楽器の演奏、声楽、コーラス等のプログラムを開設し、本学教員や音楽アカデミーのスタッフが指導にあたり、音楽を学ぶ喜びや楽しさを受講生と共に感じている。この教室は本学の日々の取り組みを地域社会に開放し、音楽を通じて地域文化の向上に貢献している。

また、音楽教室の受講生は、日頃の実技指導の成果を発表する場として、本学ホールにて発表会を開催する。音楽教室の運営等の詳細は、特記事項に記述する。

名古屋音楽大学

〔本学主催の演奏会〕

開催日 (平成年・月・日)	演奏会名	会場	参加者数
20・5・12	ゲルトルート・シルデ& クラウス・シルデ デュオリサイタル	本学成徳館 12 階ホール	172 人
20・5・21	ピアノ演奏会	しらかわホール	481 人
20・7・2	第 10 回大学院定期演奏会	電気文化会館 ザ・コンサートホール	573 人
20・7・9	第 30 回定期演奏会	愛知県芸術劇場 コンサートホール	929 人
20・9・10	第 11 回オーケストラとソリストたちの夕べ	愛知県芸術劇場 コンサートホール	1,002 人
20・10・3	アンナ・マリコヴァ ピアノリサイタル	しらかわホール	662 人
20・10・12	名古屋音楽大学東別院コンサート	真宗大谷派名古屋別院本堂	約1,000 人
20・10・21	第 4 回歌曲演奏会	電気文化会館 ザ・コンサートホール	318 人
20・10・28	第 26 回シンフォニックウインズ 定期演奏会	愛知県芸術劇場 コンサートホール	603 人
20・11・21	第 9 回電子オルガン・ コンピュータミュージック演奏会	アートピアホール	344 人
20・11・26	バスカルドゥヴァイヨン&村田里夏子 ピアノデュオリサイタル	本学成徳館 12 階ホール	268 人
20・12・2	第 6 回邦楽演奏会	電気文化会館 ザ・コンサートホール	387 人
20・12・3	第 31 回作曲作品演奏会	電気文化会館 ザ・コンサートホール	306 人
20・12・17	第 32 回オーケストラ定期演奏会	愛知県芸術劇場 コンサートホール	1,041 人
20・12・21	第 7 回ヘンデル「メサイア」公演	愛知県芸術劇場 コンサートホール	1,182 人
21・1・14	室内楽の夕べシリーズ	しらかわホール	318 人
21・3・6	スティーブ・ガット、エディ・ゴメス 他による JAZZ コンサート	本学めいおんホール	291 人
21・3・10	第 30 回卒業演奏会	愛知県芸術劇場 コンサートホール	804 人
21・3・11	平成 20 年度大学院修了演奏会	電気文化会館 ザ・コンサートホール	492 人

巡回公演

音楽教室と同様、名古屋音楽大学附属音楽アカデミーの社会連携事業として、音楽を通じて社会の文化向上に寄与することを目的とした事業である。巡回公演は、主に本学の学生及び研究員が中心となって小学校、中学校、高等学校、病院や福祉施設等の、音楽を求めている施設に赴き、音楽の喜びや楽しさを伝える演奏活動を行っている。年々、需要が増し、本学の学生にとって絶好の発表の場ともなっている。

巡回公演の演奏活動実績については、特記事項に記述する。

公開講座

名古屋音楽大学と名古屋市生涯学習推進センターとの共催で行っている大学連携講座「音楽のたのしみ」は、愛知県教育委員会と名古屋市教育委員会の後援を受けて開催する。主に、本学の教員が講師を務め、音楽文化の普及に貢献している。毎回、定員を上回る応募があり、講座によせる期待感が高まっている。

平成 20 (2008) 年度の講座は、次の表のとおりである。

〔大学連携講座〕

開催日	講師名 タイトル	会場	参加者数
平成 20 年 5 月 27 日	藤田 六郎兵衛 「笛の家に生まれて 能の笛の演奏とお話」	名古屋市女性会館ホール	312 人
平成 20 年 6 月 24 日	石村 隆行 「マンドリンオリジナル作品の歴史 “17 世紀から現代まで”」	名古屋市女性会館ホール	312 人

また、本学主催の公開講座として「音楽と人生」をテーマに開講する。音楽界において活躍する著名な講師を招き、演奏を交えながらの専門的な話や体験談等を聴講する。この講座は、学部授業の「総合科目」の一環として開講しており、学生と一般市民が共に音楽を学び共感する場となっている。

平成 20 (2008) 年度の講座は、次の表のとおりである。

〔本学主催公開講座〕

開催日	講師名 タイトル	会場	参加者数
平成 20 年 10 月 10 日	米澤 傑「そこに舞台があるから」	成徳館ホール	310 人
平成 20 年 10 月 31 日	青島 広志 「オペラ 408 年史 テノールのアリアを中心に」	成徳館ホール	464 人

(2) 10 - 1 の自己評価

本学主催の演奏会は、大学で学んだ成果を発揮する貴重な場である。本学では少しでも多くの学生に研究発表の場を用意できるよう、年間を通して多彩な演奏会を提供している。

本学主催の演奏会の一覧表(89頁)の入場者数等でも示されているように、本学演奏会は地域社会からより高い評価を得ている。会場が満席の演奏会の4公演をはじめ、平均して収容定員の80%以上の聴衆で、演奏会は概ね盛況に行われている。なお、大規模な演奏会や特殊楽器使用のオーケストラ等を継続して開催していくことが今後の課題である。今年度は、昨年度の演奏会を精査し、15の演奏会を開催する。

音楽教室は平成20(2008)年2月に教室を立ち上げ、本年度より本格的に運営を行っている。その受講者数は当初70名であったが、現在(平成21年3月時点)では123名となり、開講のための教室は4教室から12教室と大幅に増えている。子どもから大人まで幅広く音楽を学ぶ楽しさを知ってもらいたい、という本学の願いは概ね達成されつつある。

巡回公演(出張演奏会)での演奏活動を通じ、学生たちは多くの体験と経験をし、演奏技術の向上もさることながら、演奏会の開催において機敏に対応する所作を会得し、時代が求める人材へと育てて行っている。これらの公演回数は、昨年の依頼件数と比較して倍以上であることから、評価は日増しに高まっているものと言える。

名古屋市生涯学習推進センター共催の大学連携講座は、様々なジャンルの講座を学び楽しんでいる受講生に、特に音楽の知的好奇心を呼び覚ます良い機会となっている。また、講師はそれぞれの専門分野について語ることにより、本学で幅広く音楽を学ぶことができ、ということを広く世間に紹介する機会にもなっている。

本学における公開講座では、音楽界で活躍中の演奏家や作曲家などを迎えている。受講生は話を聞くことにより、さらに幅広く音楽を学ぶことができ、本学の学生にとっても演奏家を身近に感じることで向学心の芽生えが期待できる。社会に貢献する意味でも、今後も幅広いジャンルから講師を招聘し講座を継続させて行きたい。

(3) 10-1の改善・向上方策(将来計画)

学生の成果を発表する場である本学主催の演奏会は、その質量ともにレベルアップを図る。そのためにあらゆる角度からの検討を行い、本学の高評価・高イメージにつなげる成果を着実に積み上げて行く。

名古屋音楽大学附属音楽アカデミーによる音楽教室においては、教育内容の充実を図ると共に健全な運営状況を確立する。次年度は、クラス授業(ソルフェージュ)で成果の上があった生徒のレベルに合わせたクラス分け、すなわち能力に応じたクラス細分化を行い、かつ「受験生のためのソルフェージュクラス」を設ける等の一層の充実を図りたい。

巡回公演については、現在、名古屋音楽大学附属音楽アカデミーでの業務及び主催という形をとっているため大学の広報・評価につながりにくい。演奏部の現状の仕事内容に合わせ、次年度から主催を名古屋音楽大学演奏部という形に変更し、地域のニーズにより一層応えつつ本学の知名度向上に努める。

名古屋市との連携講座では今まで以上に本学の特色を生かし、様々な角度から音楽を広く社会に紹介して行きたい。場合によっては、会場設備等に制約を受けることは予想されるが、クラシックからポピュラー、邦楽、音楽療法、音楽ビジネス等、学びとしての音楽と楽しみとしての音楽の両面を披露することが音楽大学の使命のひとつと考える。

本学にて開催する公開講座は、人生において音楽が持つ意味や重要性をテーマに開催し、各講座を通して人生を考え、感じる場となるよう努める。

10 - 2 . 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

10 - 2 の視点

10 - 2 - 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

(1) 10 - 2 の事実の説明(現状)

< 企業との関係の構築 >

大学として企業と連携しながら運営を行うという事例は少ないが、ヤマハ株式会社、株式会社河合楽器製作所などの企業や各種団体が主催する事業に協賛する等、会場を提供し音楽文化の振興に寄与する事業には積極的に協力するように努めている。

また、地元オーケストラの各種事業にも協賛しており、特に今年7月にはセントラル愛知交響楽団の定期演奏会の第100回を記念するベートーヴェンの歌劇「フィデリオ」に名古屋音楽大学合唱団が特別出演する企画が予定されている。

< 他大学との関係の構築 >

愛知県内には音楽学部を擁する大学としては、本学の他に私立大学一校と県立大学一校があり、これら3大学は東海地区の中でも音楽関係の人材を育てる大学として、互いに連携を取り合っていることが多い。本学主催及び教員や学生による合同演奏会、そして各文化事業には、どの大学の出身であるかということをお互いに問わず、互いに運営を協力し合い発表の場を持つことによって親密な関係を築いている。

また、地元ばかりではなく、一昨年10月には関東の私立の音楽大学と打楽器の合同演奏会を愛知県芸術劇場コンサートホールにおいて開催し、聴衆の高評を得た。また、この企画を通して学生同士の交流が緊密となり、お互いに刺激し合う好結果をもたらした。

(2) 10 - 2 の自己評価

同朋学園単位互換履修制度により同朋大学との単位互換が行われ、主に音楽療法コースの学生が同朋大学にて関連科目を聴講しているが、その学生は少数である。より多くの学生が有効に活用できるように学生に対する広報及び指導体制の確立を講じるべきである。他校との交流においても、お互いの利便性を考え、より一層の交流を図るよう検討すべきである。例えば、音楽と福祉、文化と芸術等の考慮すべき領域は大である。また、愛知県内の大学間で行われている学長懇話会単位互換履修制度による聴講生の交流も意義深いものであり、より魅力ある講義科目の実現に努めるべきである。

企業や他機関との適切な関係は保たれており、特に卒業生の活躍から企業及び音楽関連団体とのパイプが敷かれ、卒業生の進路に貢献している。しかし、卒業生のニーズに応えている状況ではなく、さらなる努力が必要である。

(3) 10 - 2 の改善・向上方策(将来計画)

現在、履行する他校との単位互換制度は、特定の科目に集中する傾向があり、受講生の適切な数値を明確にした講義科目の概要を明らかにすること、そして受講生が集中する講義は複数開講を視野に実施する。さらに、本学から他校への聴講希望の学生の便宜を図り、

ガイダンス等にて周知徹底するよう喚起する。

また本学園の所属する真宗大谷派名古屋別院及び所属寺院は、音楽分野に関する需要が増しており、音大生の新しい活躍の場を提供している。このことは本学学生にとっても、音楽芸術を実習することによる効果は大であり、さらなる機会の提供を図って行く。また、企業及び社会団体への協賛・協力も連携を密にし、安定的な就職先を確保する。

10 - 3 . 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

10 - 3 の視点

10 - 3 - 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

(1) 10 - 3 の事実の説明(現状)

本学は各種の演奏会を開催することにより、地域社会の音楽文化の向上に貢献している。これらの大規模な演奏会のみならず、学生を中心とした演奏会やミニコンサートを本学キャンパス内や音楽ホール及び公共施設等にて開催している。これらの演奏会は、基本的には地域社会に公開されており、多くの音楽愛好家や音楽を志す人々が気軽に集い、音楽について語り合う絶好の場となっている。

また、10 - 1 で記述したように、名古屋音楽大学附属音楽アカデミーの「音楽教室」「巡回公演」、そして本学が主催及び他団体との共催で開催する公開講座等、地域社会に音楽文化を提供する企画を推進し、音楽文化の向上に貢献している。

(2) 10 - 3 の自己評価

基準 10 - 1 においてすでに記述したところであるが、ここでは運営面に視点を置いて記述する。

名古屋市生涯学習推進センターとの共催で行っている公開講座は、講座の案内等の広報活動や申込受付を名古屋市生涯学習推進センターが担っている。本学では個別にチラシを作成し、本学の公開講座受講者に案内を送付し協力体制を取っている。当日の講座受付などについては共に行い、アンケート集計などは名古屋市生涯学習推進センターが担当して、本学は結果報告を受けている。

音楽アカデミーは地域社会に開放された事業であり、今日、地域社会の好評を得ており、概ね当初の目的を達成している。音楽教室及び巡回公演の主な事業は円滑に運営されているが、派遣事業をとまなうために、派遣者の利用する交通機関の安全性の確保と時間的制約の検討が今後の課題である。

(3) 10 - 3 の改善・向上方策(将来計画)

基準 10 - 1 においてすでに記述したところであるが、ここでは運営面に視点を置いて記述する。

名古屋市生涯学習推進センターとの共催で開催する公開講座の広報は、ホームページのほか、登録された人へ個別に通知しており、申込受付は往復はがきで行っている。名古屋市では今年から電子申請での受付を開始し、往復はがきと両方の応募が可能になった。

本学主催の公開講座でもその点を改善できるか検討して行きたい。申込者の負担を軽減

できる方法を考慮して行くとともに、企画によっては応募が集中し、抽選を行うことがあるが、その際いかにして機会を均等に提供するかの工夫を講じて行く。

[基準 10 の自己評価]

本学は名古屋市内に存在する数少ない大学の1つである。大学を取り巻く周辺環境は住宅地という恵まれた環境にあり、音楽芸術を学ぶには最適な地の利を得ている。今日、豊かな社会の反面「モノが栄えてココロが減る」といわれるように、多くの人々は心に虚無感をもっていると言われる。本学はそれらの人々に音楽を通じて憩いの場を提供する学園として、地域社会に貢献することを目途としているが、徐々にその成果を挙げつつあるものの、一層の研鑽が必要である。

[基準 10 の改善・向上方策（将来計画）]

音楽文化を通じて地域社会の文化及び生活水準の向上に貢献することは、本学の教育の使命・目的でもあり、開学以来、このことに誠心誠意取り組んできた。その間、各種の企画や事業を遂行し、現在の実施している前述の各企画はそれらを収斂した内容であり、学内外からもその成果が称讃されているものと自負している。しかし現状に驕ることなく、更なる内容の充実及び社会の要請に応じた内容の提供が可能となるよう精進して行く。

基準 11 . 社会的責務

11 - 1 . 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

11 - 1 の視点

- 11 - 1 - 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。
- 11 - 1 - 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 11 - 1 の事実の説明 (現状)

本学は親鸞聖人の「同朋和敬」の精神を建学の精神としている。これは「共なるいのちを生きる」と言い表すことができるが、与えられた同じいのちを生きるものとして他を敬い尊重する生き方である、と言い換えることができる。これは本学の組織倫理の基底をなす考え方であると同時に、人類の普遍的な願いでもある。

この認識に基づいて、社会的責務を果たしていくために各種規程に基づいて教職員を律しながら運営を行っている。この組織倫理の考え方に基づき、具体的には「学校法人同朋学園教職員勤務規程」をはじめ「学校法人同朋学園組織規程」、「学校法人同朋学園事務分掌規程」、「学校法人同朋学園文書取扱規程」、「同朋学園情報ネットワーク (DINS) 利用規程」、「学校法人同朋学園個人情報の保護に関する規程」、「名古屋音楽大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止などに関する規程」、「名古屋音楽大学における公的研究費補助金の取扱いに関する規程」、「名古屋音楽大学奨学金貸与規程」、「名古屋音楽大学コンクール等参加助成選考規程」、「名古屋音楽大学学生会規約」等の整備を行って組織にかかわる教職員の組織的倫理性を規定化している。

< 教職員の職責 >

「学校法人同朋学園教職員勤務規程」において、教職員はこの学園創立の精神に従い、その職責を自覚し、常に努力しなければならないと明示し、建学の精神に従い職責を果たすことを求めている。また、「学校法人同朋学園組織規程」「学校法人同朋学園事務分掌規程」を定め、事務職員にあっては、組織の倫理にしたがって職責を全うすることを厳密に求めて、規定化している。

< 個人情報の保護 >

「学校法人同朋学園個人情報保護委員会規程」において、業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的として、個人情報保護委員会の運営を定めている。この規程により、教職員の業務が個人の情報保護に関して厳密であることを求めている。

< ハラスメント防止 >

本学においては、「名古屋音楽大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止などに関する規程」を定め、セクハラに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について、必要な事項を定めている。それにより、名古屋音楽大学に係る教職員、学生などの人権を保護し、大学という教育機関にふさわしい環境を保つことに努めている。

< 情報ネットワークの適正な運用 >

本学における教育・研究の向上及び円滑な事務運営、その他通信・情報交流の促進のために利用される。情報ネットワークの円滑な運用とモラルの維持を定めている。

< 公的研究費の適正な活用 >

競争的資金を中心とした公募型の研究資金、いわゆる公的資金に関し、適正な運営・管理を確保することを目的として、「名古屋音楽大学における公的研究費補助金の取扱いに関する規程」を制定している。この規程は、公的な資金を厳正に使用することを求め、「不正行為」を厳に戒めるべく定めている。

また、公的な資金にとどまらず、学内の資金であっても研究費を使用することについては、「名古屋音楽大学研究費支給規程」を定め、同様に資金を厳正に使用することを求めている。

これらの規程の整備、運営については民主的かつ適切な方法で実施されてきた。教職員からの組織倫理に関する意見や提案は、各種委員会において提案としてまとめ、さらに運営委員会で審議整理し、教授会において最終審議が行われてきた。

(2) 11-1の自己評価

現在、大学内に限らず社会全般において倫理観の欠如が顕著である。人間のそれぞれの生活は私事化し、学生生活もその例外ではない。倫理とは、集団や社会のルールを互いに遵守することによって、維持、存続する。そしてまた、社会の倫理を遵守することによって、個々人の自由意志に基づく行動が保証される。そのことが、本学の活力を増進させ、社会からの信頼を得ることを可能とする。

つまり学校の倫理は、学内が活力と創造性を持って維持、発展し、学生が安心して心豊かに学生生活を送ることができるようになるためには、一人ひとりがどのように行動し、生活すれば良いかの指針を示してくれるものである。

本学の倫理組織は、建学の精神「共なるいのちを生きる」を遵守することを骨子とし、あらゆる問題に対応できるように整備されている。そして、学生一人ひとりの権利を保証すると共に、集団や社会への帰属意識や公德心を涵養するよう周知し、指導している。本学教職員は、教育という公的役割の重さを鑑み、まずは社会人としての法令順守を大前提として、学内の組織倫理に基づく判断と運営が求められる。これらについては自明のことでもあり、これまで適切に運営されてきたと言える。

(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）

概ね適切な社会的機関としての運営がなされてきたが、建学の精神「共なるいのちを生きる」を礎として諸規程を常に検討し、時には果敢に見直すことによって組織倫理の再確認を行う。そして、学内のみならず社会人としての法令遵守を心がけるよう、学園としての組織倫理体系を確立し、社会に貢献できる有為の人材の育成及び音楽文化による国際貢献にその任を果たして行きたい。

11 - 2 . 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能していること。

11 - 2 の視点

11 - 2 - 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11 - 2 の事実の説明

< 消防・震災対策 >

本学園には、消防法第 8 条第 1 項に基づき、学園における学生、生徒、園児、教職員の安全を確保するために、火災等の災害の未然防止、及び災害時における被害の軽減を図る目的で「学校法人同朋学園<統括>消防計画」を策定している。これは設備等の点検、建築物の自主点検検査、教育訓練、自衛消防組織等を規定していて、自衛消防隊が組織されている。この「消防計画」は第 12 条で東海地震・東南海地震を想定した「学校法人同朋学園震災対策計画」が規程され、地震災害の予防措置、地震発生時の対応等を定めている。さらに上記の 2 規程に則り、本学の消防・防災の具体的対応を定めた「名古屋音楽大学消防・防災計画」がある。これらを有効に、かつ実効性のあるものにするために、大学独自の緊急連絡網体制を整備して、全教職員に周知している。

このほか、災害時のための避難場所および備蓄品倉庫を設け、飲料水、非常用食料をはじめとする災害用備蓄品を、本学の震災対策要員、帰宅困難学生のために備蓄している。

< 防犯・セキュリティ対策 >

本学は、音楽大学という特性上から、学生一人ひとりが利用できる楽器練習室を多く整備している。この練習室を利用するものにとっては、安心して練習に打ち込むことができることが求められ、この意味でセキュリティを重視している。平成 20 (2008) 年 10 月に新築した博聞館は、2 階の練習室、アンサンブル室を配したフロアと 3 階のレッスン室を配置したフロアには、入口のドア部分に入退室管理の設備を導入し、関係者以外の者が立ち入ることができないように考慮している。

更に、この博聞館及び現在改修を進めている建物 (A 号館・C 号館) の教室、研究室、レッスン室は、廊下から中の様子がよく見えるようにドアにガラス窓を大きくとった設計としている。また、現在建築中の新 B 号館についても、同様にこのようなドアを設計に取り入れている。

(2) 11 - 2 の自己評価

本学の危機管理体制は決して万全に整備されているとはいえない。特に現状は、学園整備計画における校舎等の建築が行われており、学生の安全対策が最優先の喫緊の課題である。その為、中長期を目標とした総合的危機管理体制の構築が困難になっているが、諸訓練及び啓蒙を通じて安全対策の徹底が必要である。しかし現段階での最善の方策は講じられていると考えるが、それらが十全に機能することが肝要であり、常に細心の注意を払っていくことが必要である。

(3) 11 - 2 の改善・向上方策(将来計画)

学園の整備計画の竣工とともに、学生の安全対策を基にした危機管理体制の整備を実行

する。さらに防災及び防犯の対策として、全学的規模の訓練を定期的に行い、安心で安全な有事体制を整備して行く。

また、キャンパス内における諸問題等に関しても、問題解決の道筋を明確にすることも重要であるが、そのような諸事案が惹起しないような防止対策に力を注いでいきたいと考えている。学生相談及び人間関係の諸問題等、日常的な啓蒙活動の実施により、事案の防止に心がける。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

11-3の視点

11-3- 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3の事実の説明(現状)

本学は音楽大学であることから、教育研究成果は本学が主催する演奏会並びに各コースやサークル団体が自主的に開催する演奏会が主な役割を果たしている。これらの演奏会は、学内の施設、あるいは市内の大きなコンサートホールで開催し、地域住民の音楽ファンに質の高い演奏を提供し、音楽文化の向上に寄与している。

また、このような演奏による研究成果の発表とは別に、教員による研究成果を発表する『名古屋音楽大学研究紀要』を年に1度発行し、在学生・卒業生の活躍や教員の近況及び音楽情報等を幅広く総合的に紹介している名古屋音楽大学機関誌『めいおん』を年に2度発行している。

<演奏会活動のPR>

大学が主催演奏会を広くPRするための基本的なツールとして、演奏部はポスター及びチラシの作成を行っている。チラシについては1年間の演奏会リストや、毎回の開催内容を印刷したものを、卒業生や在学生の父母、また今までに足を運んでいただいた方々へ案内として送付している。また、市内のプレイガイドや楽器店などにも設置を依頼し、広く市民の目に留まるようにしている。

また、本学のホームページには、演奏会情報として「大学主催の演奏会」と「演奏会ガイド」のページを設けている。「演奏会ガイド」のページにおいては、大学が主催する演奏会以外のものを周知している。本学に関する教員、卒業生、在学生などの各種団体やグループが自主的に開催する演奏会等もPRしている。

<研究紀要の発行>

教育研究成果を『名古屋音楽大学研究紀要』として発表することについては、毎年3月に1年間の成果をまとめて掲載している。この編集作業は、大学評価委員会の研究紀要編集作業部会が原稿を募集し、応募のあった研究論文、書評、作曲作品、演奏活動、研究活動等の報告を編集し『名古屋音楽大学研究紀要』としてまとめ、学内外に配布し公開している。

<名古屋音楽大学機関誌『めいおん』の発行>

『めいおん』は、大学の様々な近況を学内外に知らせる“ニュースレター”としての役割を果たしている。その内容は、特集記事を中心にして、学内の出来事、先生方の近況、卒業生・在学生のトピックス等を編集し、半年間に1回のペースで発行している。卒業生や在学生の父母等の大学関係者に送付して、大学の現況を知らせると共に情報の共有を図っている。最新号のVol 38（平成21（2009）年3月1日発行）の内容は、次のとおりである。

- * 特集：「めいおんホール」オープニングコンサート
- * 音楽業界で活躍する同窓生 * 新校舎「博聞館」の案内
- * 音楽アカデミー発表会について * 今後の演奏会情報
- * 名古屋音大 事始め * カレッジオペラ「カルメン」に寄せて
- * 卒業生・在学生の受賞情報

(2) 11-3の自己評価

音楽大学の広報活動の実は演奏会の内容で決定される。よって、本学では教育研究成果を発表する場として各種の演奏会を開催し、そのレベルアップに努めている。今日、本学が主催する演奏会並びに各コースやサークル団体が自主的に開催する演奏会等、その回数及び内容の充実度はかなり満足できるものと認識している。

また、本学教員の研究成果の発表の場として『名古屋音楽大学研究紀要』が発行されているが、その内容の充実を図ることが肝要であり、大学評価委員会にて検討を重ねている。その他、本学の機関誌及び広報誌等の内容とともにますます充実してきている。総合的な判断として、概ね満足できる内容と了解している。

(3) 11-3の改善・向上方策(将来計画)

各演奏会及び教育研究成果をあらゆる機関誌及び広報誌等の内容は年々充実してきている。しかし、それらに多様な内容を記述する必要性が高まり、統一したテーマを設定することが困難になってきていることも事実である。年度の計画において、統一したテーマを設定することにより、本学が目指すところを明確にし、各機関紙及び広報誌等によって積極的に社会にアピールして行く。

[基準11の自己評価]

価値観の多様化が急速に進行する現在社会に、大学はそれぞれの個性・特色を明確にし、それを広く学内外に周知徹底することが広報としての責務である。大学は社会を健全な方向に志向させるべき責務を担っており、その意味では積極的なアピールが重要であり、本学の社会的機関としての責務の履行は必ずしも十分果たしているとは言えない。

危機管理体制の確立は最重要課題と認識している。現代社会は予測のつかない事件及び事故が起こってくる。現在の危機管理体制は、概ね整備されているが、あらゆる事態を想定した危機管理体制とは言い難く、さらなる検討を必要とする。

教育研究成果の公表及び社会への周知等の活動は演奏会が主たる活動であり、その内容も年々充実し内外からの評価は高い。しかしこれに甘んじるのではなく、さらなる研鑽に

努め、音楽活動を通じて地域社会の公共福祉に貢献していくことが責務と考えている。

[基準 11 の改善・向上方策(将来計画)]

名古屋地域の音楽大学教育の草分けとして名古屋音楽短期大学を開校以来 44 年、間もなく半世紀を迎えようとする。その間一貫した音楽による人間形成教育を志し、本学の建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的の宣揚に努め今日に至っている。概ねその成果は、学内外に認知されているところであると自負している。しかし、今日本学を取り巻く状況は決して安閑とした状況ではない。新入学生の安定的な確保は必須条件であり、有効な施策の実行が急務であるが、その為に社会に迎合して行くということがないよう、あくまで本学の存立の意義を堅持して行く。

・ 特記事項

1. 本学特有の授業

本学は開校以来、他大学には類を見ない講座を開設し、学内外から注目されてきた。それらの講座は「総合科目」及び邦楽及び東洋・アジアの民族音楽に関する講座である。以下にそれらの科目の概略を記述する。

(1) 「総合科目」

この「総合科目」の開設は、音楽短期大学時代に遡る。現在は、その様式に多少の変化はあるが、半期 15 週に渡り開講し、その内容は、音楽のみならず、多様な分野からそれぞれの道に秀でた講師を招き開講する。講師の話は、専門分野に関わる話から、講師の人生観にまで及ぶ内容であり、聴講生は固唾をのんで聞き入っている。講師は、そのほとんどを学外から招聘され、聴講生は、幅広い視野に立った知識と教養を得ることができる。

この授業は、学生にとって最も注目される授業であり、選択科目ではあるが、在学生のほとんどが聴講する。また、他大学との単位互換制度において、本学で最も注目される講座となっている。

(2) 邦楽及び東洋・アジア民族音楽に関する講座

本学は同朋学園に所属する大学であり、この学園は仏教の教えを建学の精神としている。そのため、本学はヨーロッパに伝承する音楽の学びと共に邦楽及び東洋・アジアの民族音楽にも着目し、教育研究に研鑽を積んできた。現在の 16 コースには邦楽コースを設置し、そして打楽コースの実技にインドネシアの民族楽器ガムランを取り入れ、アンサンブルの研究を行い、西洋音楽とのコラボレーション等の試みがなされている。

現在、本学に学んだ学生は、「ガムラン・ジェゴググループ スカルサクラ」を結成し、日本国内に唯一存在するジェゴググループとして、国内外から要請を受け演奏活動を行っている。

2. 名古屋音楽大学附属音楽アカデミーの具体的取り組み

基準 2. 教育研究組織、並びに基準 10. 社会連携に記述した名古屋音楽大学附属音楽アカデミーの事業である、音楽教室及び巡回公演について、事業活動の概要と実績については次のとおりである。

【音楽教室】

(1) 事業の対象

幼児から大人までの音楽を楽しく学びたいというすべての人達が対象。

(2) プログラムの内容

開講レッスン (3 回 / 月)

個人レッスン (幼児から大人まで)

ピアノコース、管楽コース (フルート・オーボエ・クラリネット・サクソフォーン・トランペット・トロンボーン)、弦楽コース (ヴァイオリン・ヴィオラ・チェロ・ギター・マンドリン)、声楽コース

< レッスン時間 : 初級 30 分、中級 40 分、上級 60 分 >

グループレッスン

コーラス (レッスン時間 : 90 分)

ソルフェージュ

< 授業時間：初級 40 分、中級 60 分 >

(3) 担当講師

本学専任教員と研究員(本学学部を卒業、あるいは本学大学院を修了した者の中から選抜)が中心となり受講者の希望に応じて適宜指導する。

(4) 会場

本学の教室・レッスン室等を活用する。

(5) 発表会

日頃の成果を発表する場として、本学ホールにて発表会を開催する。なお、第 1 回音楽教室発表会の概要は次のとおりである。

名古屋音楽大学附属音楽アカデミー		
第 1 回音楽教室発表会		
日時：平成 20 年 11 月 15 日(土) 午後 1 時開演		
会場：名古屋音楽大学 成徳館 12 階ホール 入場無料		
《プログラム》		
		曲名 / 作曲者
1. アルトサクソフォーン	13 才(女)	「アラジン」よりホール・ニュー・ワールド / アラン・メンケン
2. トランペット	10 才(男)	アメイジング・グレイス / イギリス民謡
3. ピアノ	6 才(女)	こいぬのマーチ / 外国曲 きらきら星 / フランス民謡
4. ピアノ	7 才(男)	ギャロップ / L. ストリーボック
5. ピアノ	6 才(女)	貴婦人の乗馬 / J. F. F. ブルグミュラー
6. クラリネット	16 才(女)	別れの曲 / F. ショパン
7. クラリネット	61 才(男)	メモリーズ・オブ・ユー / E. ブレイク (編曲：真島俊夫)
8. トロンボーン	15 才(男)	夢路より / S. C. フォスター
9. ピアノ	15 才(女)	きらきら星変奏曲 / W. A. モーツァルト
10. ピアノ	59 才(男)	ワルツ嬰八短調 作品 64 2 / F. ショパン
11. ピアノ	25 才(女)	ソナタ 作品 31 より 2、3 楽章 / L. v. ベートーヴェン
12. バリトン独唱	48 才(男)	愛のよるこび / G. マルティニー 初恋 / 越谷達之助
13. ソプラノ独唱	29 才(女)	「夢遊病の女」より ~ おお花よ、おまえに会えるとは思わなかった / V. ベッリーニ
14. ピアノ	32 才(女)	幻想曲口短調 作品 28 / A. スクリャーピン
~ 休憩 ~		
15. アカデミア・ハモーレ (合唱)	51 名 男性 8 名 女性 43 名	三つのわらべうた / 編曲：源田俊一郎 童謡メドレー / 編曲：源田俊一郎
指揮：田中 省三 (本学教授)	40~80 代	見上げてごらん夜の星 / いずみたく (編曲：源田俊一郎)
伴奏：村松 明子 (本学研究員)		星に願いを / リー・ハーライン BELIEVE / 杉本竜一 (編曲：富澤裕) 逢えてよかったね / 小原孝

【巡回公演】

音楽大学としての特性を生かして、演奏活動を通じて社会貢献している。要請に応じ、各種団体のイベント・学校の記念行事等に出向き、音楽による心の癒しをもたらしたり、地域活性化への協力事業などに取り組んだりしている。演奏は本学学生・卒業生・教員の協力を得て行っている。

なお、巡回公演は巡回公演依頼書に基づき本学担当者が企画案を作成し、演奏者の手配等を行い依頼者と契約を結び公演を行っている。その際、演奏会当日には職員が引率し、場合によっては担当教員も指導にあたっている。

平成12年から音楽公演センターの名称ですでにスタートしていた本活動が基礎となり、次第に広く社会に周知されることとなった。

平成20(2008)年度の巡回公演の依頼は前年度と比較して2倍以上に増加した。平成20(2008)年度1年間の実績は次のとおりである。

	日 程	依 頼 者	催 事	演 奏 形 態
1	平成20年 4月1日(月)	同朋大学	入学式での演奏	弦楽四重奏
2	4月3日(木)	名古屋造形大学	入学式での演奏	弦楽四重奏
3	4月4日(金)	中村警察署	非行防止キャンペーン	金管五重奏
4	4月19日(土)	D U O昭和	ショウルームコンサート	サクソ四重奏
5	5月7日(水)	N H K	お昼のクラシックコンサート	サクソ四重奏
6	5月17日(土)	D U O昭和	ショウルームコンサート	邦楽アンサンブル
7	5月21日(水)	N H K	お昼のクラシックコンサート	邦楽アンサンブル
8	6月4日(水)	N H K	お昼のクラシックコンサート	マンドリンコンサート
10	6月14日(土)	D U O昭和	ショウルームコンサート	マリンバコンサート
11	6月15日(日)	中村児童館	父の日ファミリーコンサート	打楽器アンサンブル
12	6月18日(水)	N H K	お昼のクラシックコンサート	弦楽四重奏
13	6月20日(金)	同朋幼稚園	音楽鑑賞会	ボディパーカッション
14	6月28日(土)	中部クリエイターズ クラブ	35周年記念パーティ	弦楽四重奏
15	7月2日(水)	N H K	お昼のクラシックコンサート	フルートアンサンブル
16	7月16日(水)	N H K	お昼のクラシックコンサート	マリンバコンサート
17	7月19日(土)	蒲郡商店街	蒲郡まつり	ガムラン・ジェゴグ

名古屋音楽大学

18	7月19日(土)	DUO昭和	ショールームコンサート	弦楽四重奏
19	7月22日(火)	子ども芸術大学	チャレンジ・ 子どもミュージカル	
20	8月6日(水)	NHK	お昼のクラシックコンサート	ピアノコンサート
21	8月13日(水)	名古屋東別院	千灯会	箏合奏
22	8月14日(木)	名古屋東別院	千灯会	箏合奏
23	8月16日(土)	浜松市文化振興 事業団	浜松アクト音楽祭	邦楽
24	8月20日(水)	NHK	お昼のクラシックコンサート	弦楽コンサート
25	8月24日(日)	名古屋東別院	夏祭り	パーカッションアンサンブル
26	8月24日(日)	子ども芸術大学	ガムラン・ジェゴクを 体験しよう	
27	9月2日(火)	㈱クリエイティブ ネクサス	音カメラの撮影及び 他の楽器との比較	トランペット、ティン パニ、ハーブ
28	9月2日(火)	㈱クリエイティブ ネクサス	所さんの目がテン！ 番組内での音実験を収録	トランペット、ティンパニ、ハ ーブ、ヴァイオリン、ギター
29	9月3日(水)	NHK	お昼のクラシックコンサート	マリンバコンサート
30	9月7日(日)	愛知トヨタ 小田井(営)	ショールームコンサート	ジャズカルテット
31	9月13日(土)	DUO昭和	ショールームコンサート	ジャズトリオ
32	9月14日(日)	DUO昭和	ショールームイベント	似顔絵
33	9月17日(水)	NHK	お昼のクラシックコンサート	サクソス四重奏
34	10月2日(木)	NHK	お昼のクラシックコンサート	ジャズトリオ
35	10月16日(木)	NHK	お昼のクラシックコンサート	ピアノトリオ
36	10月17日(金)	スターキャット	ケーブルテレビフェスタ 2008	ジャズアンサンブル
37	10月23日(木)	平針北小学校	20周年行事記念鑑賞会	打楽器アンサンブル
38	11月6日(木)	NHK	お昼のクラシックコンサート	サクソスカルテット
39	11月16日(日)	滝高校	郷土・ゆめ・ふれあい祭り 2008	弦楽四重奏
40	11月20日(木)	同朋幼稚園	音楽鑑賞会	電子オルガン&ピアノカ
41	11月20日(木)	NHK	お昼のクラシックコンサート	パーカッションアンサンブル
42	11月29日(土)	名古屋造形大学	やさしい美術プロジェクト	ジャズアンサンブル
43	12月4日(木)	NHK	お昼のクラシックコンサート	ジャズアンサンブル

名古屋音楽大学

44	12月7日(日)	タイ女性友の会	日タイ文化交流の集い	邦楽アンサンブル
45	12月10日(水)	人権擁護団体	拉致問題を考える講演会と チャリティコンサート	弦楽四重奏、 声楽アンサンブル
46	12月10日(水)	久居高等学校	音楽鑑賞	オーケストラ
47	12月12日(金)	半田ロータリー クラブ	ひいらぎ養護学校ふれあい クリスマスコンサート	弦楽&打楽 アンサンブル
48	12月13日(土)	トヨタ自動車	クリスマス in トヨタ会館 2008	打楽器アンサンブル
49	12月18日(木)	NHK	お昼のクラシックコンサート	フルートカルテット
50	12月20日(土)	DUO昭和	ショールームコンサート	打楽器アンサンブル
51	12月21日(日)	北方町生涯学習 センター	町制施行 120 周年記念 町民ふれあい合唱	第九ソリスト
52	平成 21 年 1月9日(金)	愛鉄連	新春賀詞交歓会	箏合奏
53	1月11日(日)	DUO昭和	ショールームコンサート	邦楽アンサンブル
54	1月15日(木)	NHK	お昼のクラシックコンサート	邦楽アンサンブル
55	1月29日(木)	NHK	お昼のクラシックコンサート	マリンバコンサート
56	2月5日(木)	NHK	お昼のクラシックコンサート	弦楽&管楽アンサンブル
57	2月19日(木)	NHK	お昼のクラシックコンサート	サクソ四重奏
58	2月22日(日)	瀬戸ノベルティ 文化保存研究会	コンサート	フルートソロ
59	2月28日(土)	DUO昭和	ショールームコンサート	サクソ八重奏
60	3月5日(木)	NHK	お昼のクラシックコンサート	フルート四重奏
61	3月16日(月)	NHK	お昼のクラシックコンサート	マリンバアンサンブル
62	3月23日(月)	同朋大学	卒業式での演奏会	弦楽四重奏
63	3月25日(水)	名古屋造形大学	卒業式での演奏会	弦楽四重奏
64	3月27日(金)	中部電力(株)	でんきの科学館 2009 年春 特別イベント	トランペット& ヴァイオリン
65	3月28日(土)	(株)太田廣	創立記念コンサート	ジャズアンサンブル
66	3月29日(日)	城山・覚王山地区 魅力アップ事業	「やまのて音楽祭 2009」 音楽ラリー	フルートアンサンブル

2. 3つのホールについて

本学の特筆すべきことは、演奏会の形態に応じて利用できる大・中・小の3つのホールを有していることである。

「めいおんホール」は本学専用で、音楽ホールとしての特徴を有している。「成徳館 12階ホール」は同朋大学と共用しており、本学は演奏会にも利用するが、講演会を開催するなど、多目的ホールとしての利用が多い。また、「ホールD o」は、本学は各種小規模の演奏会に利用しているが、音楽とトーク、朗読、小規模演劇など、同朋学園の各機関が多目的に利用している。基準9 - 1(78 ページ)においてその仔細を記述したところであるが、ここでは、その平面図を掲載して紹介する。

《めいおんホール》

席数： 300 席（固定席 294）
面積： 421 m²
照明： 固定バトン付・他

《成徳館 12 階ホール》

席数： 500 席（固定席 480）
面積： 567 m²（ステージ含む）
照明： 可動バトン付・他

名古屋音楽大学

《ホール Do》

席数： 180 席（すべて可動）
面積： 178 m²（ホール内床面積）
照明： 可動ボタン付